

国民年金法

目次

第一章 総則	(第一条—第六条)
第二章 被保険者	(第七条—第十四条の五)
第三章 給付	
第一節 通則	(第十五条—第二十五条)
第二節 老齢基礎年金	(第二十六条—第二十九条)
第三節 障害基礎年金	(第三十条—第三十六条の四)
第四節 遺族基礎年金	(第三十七条—第四十二条)
第五節 付加年金	寡婦年金及び死亡一時金
第一款 付加年金	(第四十三条—第四十八条)
第二款 寡婦年金	(第四十九条—第五十二条)
第三款 死亡一時金	(第五十二条の二—第六十八条)
第六節 給付の制限	(第六十九条—第七十三条)
第四章 国民年金事業の円滑な実施を図るための措置	(第七十四条)
第五章 積立金の運用	(第七十五条—第八十四条)
第六章 費用	(第八十五条—第一百条)
第七章 不服申立て	(第一百一条・第一百一条の二)
第八章 雑則	(第一百十二条—第一百十条)
第九章 執罰	(第一百十一条—第一百十四条)
第十章 国民年金基金	国民年金基金及び国民年金基金連合会
第一節 国民年金基金	
第一款 通則	(第一百十五条—第一百十八条の二)
第二款 設立	(第一百十九条—第一百十九条の五)
第三款 管理	(第一百二十条—第一百二十六条)
第四款 加入員	(第一百二十七条—第一百二十七条の二)
第五款 基金の行う業務	(第一百二十八条—第一百三十三条)
第六款 費用の負担	(第一百三十四条—第一百三十四条の二)
第七款 解散及び清算	(第一百三十五条—第一百三十七条の二の四)
第八款 合併及び分割	
第一目 合併	(第一百三十七条の三—第一百三十七条の三の六)
第二目 分割	(第一百三十七条の三の七—第一百三十七条の三の十二)
第三目 雑則	(第一百三十七条の三の十三—第一百三十七条の三の十六)
第二節 国民年金基金連合会	
第一款 通則	(第一百三十七条の四—第一百三十七条の四の三)
第二款 設立	(第一百三十七条の五—第一百三十七条の七)
第三款 管理及び会員	(第一百三十七条の八—第一百三十七条の十四)
第四款 連合会の行う業務	(第一百三十七条の十五—第一百三十七条の二十一)
第五款 解散及び清算	(第一百三十七条の二十二—第一百三十七条の二十四)
第三節 雑則	(第一百三十八条—第一百四十二条の二)
第四節 罰則	(第一百四十三条—第一百四十八条)
附則	

第一章 総則
(国民年金制度の目的)

第一条 国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれるることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。
(国民年金の給付)

第二条 国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関する必要な給付を行うものとする。

(管掌)
第三条 国民年金事業は、政府が、管掌する。

2 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、法律によつて組織された共済組合(以下単に「共済組合」という)、国家公務員共済組合連合会、全國市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団(以下「共済組合等」という)に行わせることができる。

3 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)が行うこととすることができる。
(年金額の改定)

第四条 この法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

(財政の均衡)
第四条の二 国民年金事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたるものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

(財政の現況及び見通しの作成)
第四条の三 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という)を作成しなければならない。

2 前項の財政均衡期間(第十六条の二第二項において「財政均衡期間」という)は、財政の現況及び見通しが作成される年以後おおむね百年間とする。

3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(用語の定義)

第五条 この法律において、「保険料納付済期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料(第九十六条の規定により徴収された保険料を含み、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその残余の額が納付又は徴収されたものを除く。以下同じ)に係るもの及び第八十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの、第七条第一項第二号に規定する被保険者としての被保険者期間並びに同項第三号に規定する被保険者としての被保険者期間を合算した期間をいう。

2 この法律において、「保険料免除期間」とは、保険料全額免除期間、保険料四分の三免除期間、保険料半額免除期間及び保険料四分の一免除期間を合算した期間をいう。

3 この法律において、「保険料全額免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者と

しての被保険者期間であつて第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をい

う。
4 この法律において、「保険料四分の三免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の二第一項の規定によりその四分の三の額につき納付

することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた四分の三の額以外の四分の一の額につき納付されたものに限る。）に係るもの（うち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。）。

5 この法律において、「保険料半額免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた半額以外の半額につき納付されたものに限る。）に係るもの（うち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。）。

6 この法律において、「保険料四分の一免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の二第三項の規定によりその四分の一の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた四分の一の額以外の四分の三の額につき納付されたものに限る。）に係るもの（うち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。）。

7 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻關係と同様の事情にある者を含むものとする。

8 この法律において、「政府及び実施機関」とは、厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等をいう。

9 この法律において、「実施機関たる共済組合等」とは、厚生年金保険の実施機関たる国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

第六条 第十二条第一項及び第四項（第五百五十五条第二項において準用する場合を含む。）並びに第五百五十五条第一項及び第四項の規定により市町村が処理する」ととされていいる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二章 被保険者

（被保険者の資格）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

一 日本国に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「厚生年金保険法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。以下「第一号被保険者」という。）

二 厚生年金保険の被保険者（以下「第二号被保険者」という。）

三 第二号被保険者の配偶者（日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める。）であつて主として第二号被保険者による収入により生計を維持するもの（第二号被保険者である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち二十歳以上六十歳未満のもの（以下「第三号被保険者」という。）

2 前項第三号の規定による被保険者は、同条第一項第二号及び第三号のいずれにも該当しない者に關し必要な事項は、政令で定める。

3 前項の認定については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条（資格取得の時期）の規定は、適用しない。）

以上の者については第四号に該当するに至つた日に、その他の者については同号又は第五号のいずれかに該当するに至つた日に、それぞれ被保険者の資格を取得する。

一 二十歳に達したとき。

二 日本国に住所を有するに至つたとき。

三 厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者でなくなつたとき。

四 厚生年金保険の被保険者の資格を取得了したとき。

五 被扶養配偶者となつたとき。

（資格喪失の時期）

第九条 第七条の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第二号に該当するに至つた日に更に第七条第一項第二号若しくは第三号に該当するに至つたとき又は第三号から第五号までのいずれかに該当するに至つたとき（第四号については、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者となつたときに限る。）は、その日）に、被保険者に基づく老齢給付等を受けることができる者となつたときに限る。）は、その日）に、被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 日本国に住所を有しなくなつたとき（第七条第一項第二号又は第三号に該当するときを除く。）。

三 六十歳に達したとき（第七条第一項第二号に該当するときを除く。）。

四 厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となつたとき（第七条第一項第二号又は第三号に該当するときを除く。）。

五 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したとき（第七条第一項各号のいずれかに該当するときは第六号に該当するときを除く。）。

六 被扶養配偶者でなくなつたとき（第七条第一項第一号又は第二号に該当するときを除く。）。

第十条 削除

（被保険者期間の計算）

第十一条 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

2 被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。ただし、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

3 被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

第十二条 第二号被保険者としての被保険者期間、第二号被保険者としての被保険者期間又は第三号被保険者としての被保険者期間を計算する場合には、被保険者の種別（第一号被保険者、第二号被保険者又は第三号被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。）に変更があつた月は、変更後の種別の被保険者であつた月とみなす。同一の月において、二回以上にわたり被保険者の種別に変更があつたときは、その月は最後の種別の被保険者であつた月とみなす。

（届出）

第十二条 被保険者（第三号被保険者を除く。次項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。

2 被保険者の属する世帯の世帯主（以下単に「世帯主」という。）は、被保険者に代つて、前項の届出ができる。

第八条 前条の規定による被保険者は、同条第一項第二号及び第三号のいずれにも該当しない者については第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つた日に、二十歳未満の者又は六十歳（資格取得の時期）

3 前項第三号の規定による被保険者は、同条第一項第二号及び第三号のいずれにも該当しない者に關し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の認定については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条（資格取得の時期）の規定は、適用しない。）

5 前項第三号の規定による被保険者は、同条第一項第二号及び第三号のいずれにも該当しない者については第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つた日に、二十歳未満の者又は六十歳

九条の規定による付記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定による届出を受理したとき(氏名及び住所の変更に関する事項の届出であつて厚生労働省令で定めるものを受理したときを除く。)は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣にこれを報告しなければならない。

5 第三号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。ただし、氏名及び住所の変更に関する事項であつて厚生労働省令で定めるものについては、この限りでない。

6 前項の届出は、厚生労働省令で定める場合を除き、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者(以下「第一号厚生年金被保険者」という。)である第二号被保険者の被扶養配偶者である第三号被保険者については、その配偶者である第二号被保険者を使用する事業主を経由して行うものとし、同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者(以下「第二号厚生年金被保険者」という。)、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者(以下「第三号厚生年金被保険者」という。)又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者(以下「第四号厚生年金被保険者」という。)である第二号被保険者を組合員又は加入者とする国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して行うものとする。

7 前項に規定する第二号被保険者を使用する事業主とは、第一号厚生年金被保険者である第二号被保険者を使用する事業所(厚生年金保険法第六条第一項に規定する事業所をいう。)の事業主(同法第二十七条に規定する事業主をいう。第一百八条第三項において同じ。)をいう。

8 第六項に規定する第二号被保険者を使用する事業主は、同項の経由に係る事業主又は国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団に委託することができる。

9 第六項の規定により、第五項の届出が第二号被保険者を使用する事業所をいう。)の事業主されたときに厚生労働大臣に届出があつたものとみなす。

第十一条の二 第三号被保険者であつた者は、第一号被保険者の被扶養配偶者でなくなつたことについて、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前条第六項から第九項までの規定は、前項の届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十三条 削除
(国民年金原簿)

第十四条 厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号(政府管掌年金事業(政府が管掌する国民年金事業及び厚生年金保険事業をいう。)の運営に関する事務その他当該事業に関する事務であつて厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であつて厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。(訂正の請求))

第十四条の二 被保険者又は被保険者であつた者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。以下この項において同じ。)が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる。

2 前項の規定は、被保険者又は被保険者であつた者が死亡した場合において、次の表の上欄に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「自己」とあるのは、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十九条の規定により未支給の年金の支給を請求することができる者

遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子死亡した被保険者又は被保険者であつた者

寡婦年金を受けることができる妻死亡した夫

死亡一時金を受けることができる遺族死亡した被保険者又は被保険者であつた者

(訂正に関する方針)
(訂正請求に対する措置)

第十四条の三 厚生労働大臣は、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求(次条において「訂正請求」という。)に係る国民年金原簿の訂正に関する方針を定めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

(被保険者に対する情報の提供)
第十四条の四 厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をする旨を決定しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による決定をする場合を除き、訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をしない旨を決定しなければならない。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による決定をする場合を除き、訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をしない旨を決定しなければならない。

第三章 給付

第一節 通則

(給付の種類)

第十五条 この法律による給付(以下単に「給付」という。)は、次のとおりとする。

- 一 老齢基礎年金
- 二 障害基礎年金
- 三 遺族基礎年金
- 四 付加年金、寡婦年金及び死亡一時金

(裁定)

第十六条 給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基いて、厚生労働大臣が裁定する。

(調整期間)

第十六条の二 政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(年金特別会計の国民年金勘定の積立金をいう。第五章において同じ。)を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付(付加年金を除く。)の額(以下この項において「給付額」という。)を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとすると。

2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。

3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。

(端数処理)
第十七条 年金たる給付（以下「年金給付」という。）を受ける権利を裁定する場合又は年金給付の額を改定する場合において、年金給付の額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、年金給付の額を計算する場合において生じる一円未満の端数の處理については、政令で定める。
(年金の支給期間及び支払期月)

- 第十八条** 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

- 2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。
3 年金給付は、毎年一月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。
(二ヶ月支払の年金の加算)

- 第十九条** 第三項の規定による支払額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
2 每年三月から翌年一月までの間ににおいて前項の規定により切り捨てた金額の合計額（一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを当該二月の支払期月の年金額に加算するものとする。
(死亡の推定)

- 第十八条の三** 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた者の生死が三箇月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らぬい場合には、死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた者の生死が三箇月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合にも、同様とする。
(失踪宣告の場合の取扱い)

- 第十八条の四** 失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る死亡を支給事由とする給付に関する規定の適用については、第三十七条、第三十七条の二、第四十九条第一項、第五十二条の二第一項及び第五十二条の三第一項中「死亡日」とあるのは「行方不明となつた日」とし、「死亡の当时」とあるのは「行方不明となつた當時」とする。ただし、受給権者は又は給付の支給の要件となり、若しくはその額の加算の対象となる者の身分関係、年齢及び障害の状態に係るこれらの規定の適用については、この限りでない。
(未支給年金)

- 第十九条** 年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。
2 前項の場合において、死亡した者が遺族基礎年金の受給権者であったときは、その者の死亡の当時当該遺族基礎年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつていた被保険者又は被保険者であった者の子は、同項に規定する子とみなす。

3 第一項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その年金を請求することができる。

4 未支給の年金を受けるべき者の順位は、政令で定める。

5 未支給の年金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても支給は、全員に対してもしたものとみなす。

(併給の調整)

第二十条 遺族基礎年金又は寡婦年金は、その受給権者が他の年金給付（附加年金を除く。）又は厚生年金保険法による年金たる保険給付（当該年金給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く。以下この条において同じ。）を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。老齢基礎年金の受給権者が他の年金給付（附加年金を除く。）又は同法による年金たる保険給付（遺族厚生年金を除く。）を受けることができる場合における当該老齢基礎年金及び障害基礎年金の受給権者が他の年金給付（附加年金を除く。）を受けることができる場合における当該障害基礎年金についても、同様とする。

2 前項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付の受給権者は、同項の規定にかかるわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。ただし、その者に係る同項に規定する他の年金給付又は厚生年金保険法による年金たる保険給付について、この項の本文若しくは次項又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付について、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月分の支給が行われる場合は、その事由が生じたときにおいて、当該年金給付に係る前項の申請があつたものとみなす。

4 第二項の申請（前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。）は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。
(受給権者の申出による支給停止)

第二十条の二 年金給付（この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されている年金給付を除く。）は、その受給権者の申出により、その全額の支給を停止する。ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されない部分の額の支給を停止する。

2 前項のただし書のその額の一部につき支給を停止されている年金給付について、この法律の他の規定又は他の法令の規定による支給停止が解除されたときは、前項本文の年金給付の全額の支給を停止する。

3 第一項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

4 第一項又は第二項の規定により支給を停止されている年金給付は、政令で定める法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。

5 第一項の規定による支給停止の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(年金の支払の調整)

2 乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。障害基礎年金又は遺族基礎年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の障害基礎年金又は遺族基礎年金が

支払われた場合における当該障害基礎年金又は遺族基礎年金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

3 同一人に対して厚生年金保険法による年金たる保険給付（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下この項において同じ。）の支給を停止して年金給付を支給すべき場合において、年金給付を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として同法による年金たる保険給付は、年金給付の内払とみなすことができる。

第二十一条の二 年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金給付があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。（損害賠償請求権）

第二十二条 政府は、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故が第三者の行為によつて生じた場合において、給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対する有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、給付を行う責を免かれる。（不正利得の徴収）

第二十三条 偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。（受給権の保護）

第二十四条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、老齢基礎年金又は付加年金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

第二十五条 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢基礎年金及び付加年金については、この限りでない。

第二節 老齢基礎年金
(支給要件)

第二十六条 老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものと除く。）を有する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が十年に満たないときは、この限りでない。

第二十七条 老齢基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率（次条第一項の規定により設定し、同条（第一項を除く。）から第二十七条の五までの規定により改定した率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。ただし、保険料納付済期間の月数が四百八十に満たない者に支給する場合は、当該額に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

一 保険料納付済期間の月数
二 保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数及び保険料四分の一免除期間との月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の四分の三に相当する月数

五 保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の四分の一に相当する月数

六 保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の五に相当する月数

七 保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の八分の一に相当する月数

八 保険料全額免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものと除く。）の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の二分の一に相当する月数（改定率の改定等）

第二十七条の二 平成十六年度における改定率は、一とする。

2 改定率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月以降の年金たる給付について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率

二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額（厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬平均額をいう。以下この号及び第八十七条第五項第二号イにおいて同じ。）に対する当該年度の前々年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の比率

ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年ににおける物価指数の比率

三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率

イ ○一九〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率（以下「保険料率」という。）の二分の一に相当する率を控除して得た率

ロ ○一九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

第二十七条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年（以下「基準年度」という。）以後において適用される改定率（以下「基準年度以後改定率」という。）の改定については、前条の規定にかかるわらず、物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）を基準とする。

2 前項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令で定める。

（調整期間における改定率の改定の特例）
第二十七条の四 調整期間における改定率の改定については、前二条の規定にかかるわらず、名目手取り賃金変動率に、調整率（第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率（当該率が一を上回るときは、一）をいう。以下同じ。）に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一。第三項第二号において「算出率」という。）を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金の被保険者（この法律又は厚生年金保険法の被保険者をいう。）の総数として政令で定めるところによ

り算定した数（以下「公的年金被保険者総数」という。）に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者総数の比率の三乗根となる率

二〇・九九七
2 名目手取り賃金変動率が一を下回る場合の調整期間における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率を基準とする。

3 第一項の特別調整率とは、第一号の規定により設定した率をいう。

一 平成二十九年度における特別調整率は、一とする。

二 特別調整率については、毎年度、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を算出率で除して得た率（名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率）を基準として改定する。

4 前三項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

第二十七条の五 調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前条の規定にかかわらず、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一。第三項第一号口において「基準年度以後算出率」という。）を基準とする。

1 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率（当該年度が基準年度である場合については、当該年度の前年度の前条第三項に規定する特別調整率）を乗じて得た率

3 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

2 物価変動率が一を下回るとき（次号に掲げる場合を除く。） 物価変動率

3 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき（名目手取り賃金変動率）

4 第一項の基準年度以後特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 基準年度における基準年度以後特別調整率は、イに掲げる率に口に掲げる率を乗じて得た率とする。

イ 基準年度の前年度の前条第三項に規定する特別調整率

ロ 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）に調整率を乗じて得た率を基準年度以後算出率で除して得た率（物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率）

二 基準年度以後特別調整率については、毎年度、前号口に掲げる率を基準として改定する。

4 前三項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令で定める。

（支給の繰下げ）

第二十八条 老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかつたものは、厚生労働大臣に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が六十五歳に達したときに、他の年金たる給付（他の年金給付（附加年金を除く。）又は厚生年金保険法による年金たる保険給付（老齢を支給事由とするものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は六十五歳に達した日から六十六歳に達した日までの間ににおいて他の年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 六十六歳に達した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出（第五項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。）をしたときは、当該各号に定める日において、前項の申出があつたものとみなす。

3 一七十五歳に達する日前に他の年金たる給付の受給権者となつた者 他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日

二 七十五歳に達した日後にある者（前号に該当する者を除く。）七十五歳に達した日

3 第一項の申出（第五項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。）をした者に対する老齢基礎年金の支給は、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する老齢基礎年金の額は、第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に政令で定める額を加算した額とする。

5 第一項の規定により老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる者が、七十歳に達した日後に当該老齢基礎年金を請求し、かつ、当該請求の際に同項の申出をしないときは、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があつたものとみなす。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 八十歳に達した日以後にあるとき。
二 当該請求をした日の五年前の日以前に他の年金たる給付の受給権者であつたとき。

第二十九条 老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。
第三節 障害基礎年金

（支給要件）

第三十条 障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つた場合には、その治つた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

一 被保険者であること。
二 被保険者であった者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であること。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第三十条の二 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、当該傷病に係る初診日において前条第一項各号のいずれかに該当した者であつて、障害認定日において同条第二項に規定する障害等級（以下単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態になかつたものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に同条第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

2 前条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の請求があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害基礎年金を支給する。

4 第一項の障害基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法第四十七条规定によりその額が改定されたときは、そのとき同一の請求があつたものとみなす。

第三十条の三 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（以下この条において「基準傷病」という。）に係る初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であつて、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害（以下この条において「基準障害」といいう。）と他の障害とを併合して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病）の初診日以後であるときを限る。）は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。

2 第三十条第一項ただし書の規定は、前項の場合において、同条第一項た
だし書中「当該傷病」とあるのは、「基準傷病」と読み替えるものとする。
3 第一項の障害基礎年金の支給は、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の請
求があつた月の翌月から始めるものとする。

第三十条の四 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者が、障害認
定日以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日において、障害認定日が二十歳に達した日後にお
るときはその障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、そ
の者に障害基礎年金を支給する。

2 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者（同日において被保険
者でなかつた者に限る）が、障害認定日以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日後にお
いて、障害認定日が二十歳に達した日後であるときはその障害認定日後において、その傷病によ
り、六十五歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに
至つたときは、その者は、その期間内に前項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

3 第三十条の二第三項の規定は、前項の場合に準用する。
(併給の調整)

第三十一条 障害基礎年金の受給権者に對して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたとき
は、前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。

2 障害基礎年金の受給権者が前項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎
年金の受給権を取得したときは、従前の障害基礎年金の受給権は、消滅する。

第三十二条 期間を定めて支給を停止されている障害基礎年金の受給権者に對して更に障害基礎年
金を支給すべき事由が生じたときは、前条第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障
害の程度による障害基礎年金は、従前の障害基礎年金の支給を停止すべきであつた期間、その支
給を停止するものとし、その間、その者に従前の障害を併合しない障害の程度による障害基礎年
金を支給する。

2 障害基礎年金の受給権者が更に障害基礎年金の受給権を取得した場合において、新たに取得し
た障害基礎年金が第三十六条第一項の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、前条
第二項の規定にかかわらず、その停止すべき期間、その者に對して従前の障害基礎年金を支給す
る。

(年金額)

第三十三条 障害基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満
の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百
円に切り上げるものとする。）とする。

2 障害の程度が障害等級の一級に該当する者に支給する障害基礎年金の額は、前項の規定にか
わらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額とする。

第三十三条の二 障害基礎年金の額は、受給権者によつて生計を維持している者の子（十八歳
に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当
する障害の状態にある子に限る。）があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に
その子一人につきそれぞれ七万四千九百円に改定率（第二十七条の三及び第二十七条の五の規定
の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（そ
のうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それら
の額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じた
ときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とする。

2 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持している者の子の子
(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等
級に該当する障害の状態にある子に限る。）を有するに至つたことにより、前項の規定によりそ
の額を加算することとなつたときは、当該子を有するに至つた日の属する月の翌月から、障害基
礎年金の額を改定する。

3 第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金については、子のうちの一人又は二人以
上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月
から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。
一 死亡したとき。
二 受給権者による生計維持の状態がやんだとき。
三 婚姻をしたとき。
四 受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。
五 離縁によつて、受給権者の子でなくなつたとき。
六 十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する
障害の状態にあるときを除く。
七 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子
が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。
八 二十歳に達したとき。

4 第一項又は前項第二号の規定の適用上、障害基礎年金の受給権者によつて生計を維持している
こと又はその者による生計維持の状態がやんだことの認定に關し必要な事項は、政令で定める。
(障害の程度が変わつた場合の年金額の改定)

5 第一項の規定により障害基礎年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その
程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、障害基礎年金の額を改定する
ことができる。

6 厚生労働大臣は、障害基礎年金の受給権者に對し、障害の程度が増進したことによる障害基礎
年金の額の改定を請求することができる。

第三十四条 厚生労働大臣は、障害基礎年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その
程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、障害基礎年金の額を改定する
ことができる。

2 障害基礎年金の受給権者は、厚生労働大臣に対し、障害の程度が増進したことによる障害基礎
年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害基礎年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合とし
て厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害基礎年金の受給権を取得した日又は第一項の規定
による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行うことがで
きない。

4 障害基礎年金の受給権者であつて、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（当該障害基
礎年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日後から初診日があるものに限る。以下この項及
び第三十六条第二項ただし書において同じ。）に係る当該初診日において第三十条第一項各号の
いずれかに該当したものが、当該傷病により障害（障害等級に該当しない程度のものに限る。以
下この項及び第三十六条第二項ただし書において「その他障害」という。）の状態にあり、かつ、
当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金
の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を
併合した障害）とを併合した障害の程度が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の程度より
増進したときは、その者は、厚生労働大臣に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を
請求することができる。

5 第三十条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

6 第一項の規定により障害基礎年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害基礎年金の
支給は、改定が行われた日の属する月の翌月から始めるものとする。

第三十五条 障害基礎年金の受給権は、第三十二条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者
が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。
一 死亡したとき。
二 厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にない者
が、六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、同項に規定する障害等級に該
当する程度の障害の状態に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三 厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当
しなかつた日から起算して同項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するこ

となく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給者が六十五歳未満であるときを除く。

第三十六条 障害基礎年金は、その受給者が当該傷病による障害について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による障害補償を受けることができるときは、六年間、その支給を停止する。（支給停止）

2 障害基礎年金は、受給者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつたときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止する。ただし、その支給を停止された障害基礎年金の受給者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において第三十一条各号のいずれかに該当した場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が障害等級に該当するに至つたときは、この限りでない。

3 第三十条第一項ただし書の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

第三十六条の二 第三十条の四の規定による障害基礎年金は、受給者が次の各号のいずれかに該当するとき（第二号及び第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その該当する期間、その支給を停止する。

一 恩給法（大正十二年法律第四十八号）他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる給付、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による年金たる給付その他の年金たる給付であつて政令で定めるものを受けうることができるとき。

二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

三 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

四 日本国内に住所を有しないとき。

2 前項第一号に規定する給付が、その全額につき支給を停止されているときは、同項の規定を適用しない。ただし、その支給の停止が前条第一項又は第四十一条第一項に規定する給付が行われることによるものであるときは、この限りでない。

3 第一項に規定する障害基礎年金の額及び同項第一号に規定する給付の額（その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額。次項において同じ。）が、いざれも政令で定める額に満たないときは、第一項の規定を適用しない。ただし、これらの額を合算した額が当該政令で定める額を超えるときは、当該障害基礎年金のうちその超える額に相当する部分については、この限りでない。

4 第一項に規定する障害基礎年金の額が、前項に規定する政令で定める額以上であり、かつ、第一項第一号に規定する給付の額を超えるときは、その超える部分については、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の支給を停止しない。

5 第一項第一号に規定する給付が、恩給法による増加恩給、同法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料その他政令で定めるこれらに準ずる給付であつて、障害又は死亡を事由として政令で定める者に支給されるものであるときは、第一項、第三項及び前項の規定を適用しない。

6 第一項第一号に規定する給付の額の計算方法は、政令で定める。

第三十六条の三 第三十条の四の規定による障害基礎年金は、受給者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の十月から翌年九月まで、政令で定めるところにより、その額が加算された障害基礎年金にあつては、その額から同項の規定により加算する額を控除した額の二分の一に相当する部分の支給を停止する。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第三十六条の四 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産に規定する

つき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合は、その損害を受けた月から翌年の九月までの第三十条の四の規定による障害基礎年金については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得を理由とする前条の規定による支給の停止は、行わない。

2 前項の規定により第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給の停止が行われなかつた場合において、当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条第一項に規定する政令で定める額を超えるときは、当該被災者に支給する第三十条の四の規定による障害基礎年金で、前項に規定する期間に係るものは、当該被災者が損害を受けた月に遡つて、その支給を停止する。

3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、前条第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

第四節 遺族基礎年金

（支給要件）

第三十七条 遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者があつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の配偶者又は子に支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合は、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

一 被保険者が、死亡したとき。

二 被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものが、死亡したとき。

三 老齢基礎年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者に限る。）が、死亡したとき。

四 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者が、死亡したとき。

（遺族の範囲）

第三十七条の二 遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者又は子（以下単に「配偶者」又は「子」という。）であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとする。

一 配偶者については、被保険者又は被保険者があつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次号に掲げる要件に該当する子と生計を同じくすること。

二 子については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと。

三 保険者又は被保険者があつた者の死亡の当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、被保険者又は被保険者があつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなし、配偶者は、その者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

3 第一項の規定の適用上、被保険者又は被保険者があつた者によつて生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十八条 遺族基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

第三十九条 配偶者に支給する遺族基礎年金の額は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した当時第三十七条の二第一項に規定する要件に該当し、

かつ、その者と生計を同じくした子につきそれぞれ七万四千九百円に改定率（第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以下の適用については、その子は、配偶者がその権利を取得した當時胎児であった子が生まれたときは、前項の規定による要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、遺族基礎年金の額を改定する。配偶者に支給する遺族基礎年金については、第一項に規定する子が一人以上ある場合であつて、その子のうち一人を除いた子の一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしたとき。

三 配偶者以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となつたとき。

四 異縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者の子でなくなつたとき。

五 配偶者と生計を同じくしなくなつたとき。

六 十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。

七 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。

八 二十歳に達したとき。

第三十九条の二 子に支給する遺族基礎年金の額は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について遺族基礎年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、第三十八条の規定にかかるらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子につきそれぞれ七万四千九百円に改定率（第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（そのうち一人については、二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額を、その子の数で除して得た額とする。

2 前項の場合において、遺族基礎年金の受給権を有する子の数に増減を生じたときは、増減を生じた日の属する月の翌月から、遺族基礎年金の額を改定する。
(失権)
第四十条 遺族基礎年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。
二 婚姻をしたとき。
三 養子となつたとき（直系血族又は直系姻族の養子となつたときを除く。）。

第四十一条 遺族基礎年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

3 子の有する遺族基礎年金の受給権は、第一項の規定によつて消滅するほか、子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

二 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者の子でなくなつたとき。
二 十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。
三 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。
四 二十歳に達したとき。

(支給停止)

第四十二条 遺族基礎年金は、配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき（配偶者に対する遺族基礎年金が第二十条の二第一項若しくは第二項又は次条第一項の規定によりその支給を停止されているときを除く。）又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは、その間、その支給を停止する。

第四十三条 遺族基礎年金の受給権を有する子の申請によって、その所在が明らかでなくなつた時に遡つて、その支給を停止する。

2 配偶者は、いつでも、前項の規定による支給の停止の解除を申請することができる。

第四十四条 遺族基礎年金の受給権を有する子が二人以上ある場合において、その子のうち一人以上の子の所在が一年以上明らかでないときは、その子に対する遺族基礎年金は、他の子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 前項の規定によつて遺族基礎年金の支給を停止された子は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第三十九条の二第二項の規定は、第一項の規定により遺族基礎年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第二項中「増減を生じた日」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された日」と読み替えるものとする。

第五節 付加年金、寡婦年金及び死亡一時金

(支給要件)

第四十五条 付加年金は、第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間を有する者が老齢基礎年金の受給権を取得したときに、その者に支給する。

第四十六条 付加年金の額は、二百円に第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。
(国民年金基金又は国民年金基金連合会の解散の場合の取扱い)

第四十七条 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、次の各号に掲げる期間は、それぞれ、第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなして、前二条の規定を適用する。

1 その解散前に納付された掛金に係る国民年金基金の加入員であつた期間であつて、国民年金基金連合会がその支給に関する義務を負つてゐる年金の額の計算の基礎となる期間を除いたも

の（第八十七条の規定による保険料に係る保険料納付済期間である期間に限る。）

2 その解散に係る国民年金基金連合会がその支給に関する義務を負つてゐた年金の額の計算の基礎となる国民年金基金の加入員であつた期間であつて、納付された掛金に係るもの（第八十

七条の規定による保険料に係る保険料納付済期間である期間に限る。）

3 前項の場合において、国民年金基金の加入員であつた者が付加年金の受給権を取得した後に当該国民年金基金又はその者に対し年金の支給に関する義務を負つてゐた国民年金基金連合会が解

散したものであるときは、その国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散した月の翌月から、当該付加年金の額を改定する。

3 第一項の場合において、国民年金基金の加入員であつた者が老齢基礎年金の受給権を取得した後に当該国民年金基金又はその者に対し年金の支給に関する義務を負つて、当該国民年金基金連合会が解散したものである場合（前項の規定に該当する場合を除く。）におけるその者に対する第四十三条の規定の適用については、同条中「老齢基礎年金の受給権を取得」とあるのは、「加入員であつた国民年金基金又はその者に対し年金の支給に関する義務を負つて、当該国民年金基金連合会が解散」と読み替えるものとする。

（支給の繰下げ）

第四十六条 付加年金の支給は、その受給権者が第二十八条第一項に規定する支給の繰下げの申出（同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を行つたときは、第十八条第一項の規定にかかるらず、当該申出があつた日の属する月の翌月から始めるものとする。

2 第二十八条第四項の規定は、前項の規定によつて支給する付加年金の額について準用する。この場合において、同条第四項中「第二十七条」とあるのは、「第四十四条」と読み替えるものとする。

（支給停止）

第四十七条 付加年金は、老齢基礎年金がその全額につき支給を停止されているときは、その間、その支給を停止する。

第四十八条 受給権者が死亡したときは、消滅する。

（支給要件）

第四十九条 寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が十年以上である夫（保険料納付済期間又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する者に限る。）が死亡した場合において、夫の死亡の当时夫によつて生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係（届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）が十年以上継続した六十五歳未満の妻があるときに、その者に支給する。ただし、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したときは、この限りでない。

2 第三十七条の二第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「被保険者又は被保険者であった者」とあるのは、「夫」と読み替えるものとする。

3 六十歳未満の妻に支給する寡婦年金は、第十八条第一項の規定にかかるらず、妻が六十歳に達した日の属する月の翌月から、その支給を始める。

（年金額）

第五十条 寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、第二十七条の規定の四分の三に相当する額とする。

（失権）

第五十一条 寡婦年金の受給権は、受給権者が六十五歳に達したとき、又は第四十条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

（支給停止）

第五十二条 寡婦年金は、当該夫の死亡について第四十一条第一項に規定する給付が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。

（支給要件）

第五十三条 寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数による。

第五十二条の四 死亡一時金の額は、死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数による。		金額
死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数		
三十六月以上一八〇月未満	一一〇、〇〇〇円	
一八〇月以上二四〇月未満	一四五、〇〇〇円	
二四〇月以上三〇〇月未満	一七〇、〇〇〇円	
三〇〇月以上三六〇月未満	一二〇、〇〇〇円	
三六〇月以上四二〇月未満	一七〇、〇〇〇円	
四二〇月以上	二三〇、〇〇〇円	

2 死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間が三年以上である者の遺

族に支給する死亡一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に八千五百円を加算した額とする。

第五十二条の五 第四十五条第一項の規定は、死亡一時金について準用する。この場合において、

(支給の調整)

同項中「前二条」とあるのは、「第五十二条の四第二項」と読み替えるものとする。

第五十二条の六 第五十二条の三の規定により死亡一時金の支給を受ける者が、第五十二条の二第二項に規定する者の死亡により寡婦年金を受けることができるときは、その者の選択により、死亡一時金と寡婦年金とのうち、その一を支給し、他は支給しない。

第五十三条から第六十八条まで 削除

第六節 給付の制限

第六十九条 故意に障害又はその直接の原因となつた事故を生じさせた者の当該障害については、これを支給事由とする障害基礎年金は、支給しない。

第七十条 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わぬことにより、障害若しくはその原因となつた事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、その全部又は一部を行わないことができる。自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わぬことにより、死亡又はその原因となつた事故を生じさせた者の死亡についても、同様とする。

第七十一条 遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、その者の死亡によって遺族基礎年金又は死亡一時金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

2 遺族基礎年金の受給権は、受給権者が他の受給権者を故意に死亡させたときは、消滅する。

第七十二条 年金給付は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

一 受給権者が、正当な理由がなくて、第七十条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。

二 障害基礎年金の受給権者又は第七十条第二項に規定する子が、正当な理由がなくて、同項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

三 受給権者が、正当な理由がなくて、第七十条第三項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

第四章 国民年金事業の円滑な実施を図るための措置

第七十四条 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るために、国民年金に関し、次に掲げる事業を行なうことができる。

一 教育及び広報を行うこと。

二 被保険者、受給権者その他の関係者（以下この条において「被保険者等」という。）に対し、相談その他の援助を行うこと。

三 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。

2 政府は、国民年金事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。

3 政府は、第一項各号に掲げる事業及び前項に規定する運用の全部又は一部を日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせることができる。

第五章 積立金の運用

（運用の目的）

第七十五条 積立金の運用は、積立金が国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら国民年金の被保険者の

利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、国民年金事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

（積立金の運用）

目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、積立金を寄託することにより行うものとする。

第七十六条 積立金の運用は、厚生労働大臣が、前項の目的に沿つた運用に基づく納付金の納付をする。

第七十七条 積立金の運用に係る行政事務に従事する厚生労働省の職員（政令で定める者に限る。以下「運用職員」という。）は、積立金の運用の目的に沿つて、慎重かつ細心の注意を払い、全効力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

（秘密保持義務）

第七十八条 運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。（懲戒処分）

第七十九条 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、厚生労働大臣は、その職員に対し国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づく懲戒処分をしなければならない。

（年金積立金管理運用独立行政法人法との関係）

第八十条 積立金の運用については、この法律に定めるもののほか、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第二百五号）の定めるところによる。

第六章 費用

（国庫負担）

第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。）に充てるため、次に掲げる額を負担する。

一 当該年度における基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金をいう。以下同じ。）の給付に要する費用の総額（次号及び第三号に掲げる額を除く。以下「保険料・拠出金算定対象額」という。）から第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数を基礎として計算したものを控除して得た額に、一から各政府及び実施機関に係る第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を合算した率を控除して得た率を乗じて得た額の二分の一に相当する額

二 当該年度における保険料免除期間を有する者に係る老齢基礎年金（第二十七条ただし書の規定によってその額が計算されるものに限る。）の給付に要する費用の額に、イに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額

イ 次に掲げる数を合算した数

- (1) 当該保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の一を乗じて得た数
- (2) 当該保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数及び当該保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を限度とする。）に四分の一を乗じて得た数
- (3) 当該保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の三を乗じて得た数
- (4) 当該保険料全額免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの）を除く。）の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月

数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)に二分の一を乗じて得た数	口 第二十七条各号に掲げる月数を合算した数
2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。	2 当該年度における第三十条の四の規定による障害基礎年金の給付に要する費用の百分の二十に相当する額
(事務費の交付)	三 当該年度における第三十条の四の規定による障害基礎年金の給付に要する費用の百分の二十に相当する額
第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。	四 第二十七条各号に掲げる月数を合算した数

第八十七条 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。
2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。
3 保険料の額は、次の表の上欄に掲げる月分についてそれぞれ同表の下欄に定める額に保険料改定率を乗じて得た額(その額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。)とする。

平成十七年度に属する月の月分	一万三千五百八十九円
平成十八年度に属する月の月分	一万三千八百六十九円
平成十九年度に属する月の月分	一万四千百四十円
平成二十年度に属する月の月分	一万四千四百二十円
平成二十一年度に属する月の月分	一万四千七百円
平成二十二年度に属する月の月分	一万四千九百八十円
平成二十三年度に属する月の月分	一万五千二百六十円
平成二十四年度に属する月の月分	一万五千五百四十円
平成二十五年度に属する月の月分	一万五千八百二十円
平成二十六年度に属する月の月分	一万六千百円
平成二十七年度に属する月の月分	一万六千三百八十九円
平成二十八年度に属する月の月分	一万六千六百六十円
平成二十九年度及び平成三十年度に属する月の月分	一万六千九百円
令和元年度以後の年度に属する月の月分	一万七千円

4 平成十七年度における前項の保険料改定率は、一とする。

5 第三項の保険料改定率は、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に次に掲げる率を乗じて得た率を基準として改定し、当該年度に属する月の月分の保険料について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の三年前の年の物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前

二 イに掲げる率を口に掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年の三年前の年の物価指数に対する当該年度の初日の属する厚生年金保険の

被保険者に係る標準報酬平均額に対する当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の比率

ロ 当該年度の初日の属する年の六年前の年の四月一日の属する年の三年前の年の物価指数に対する当該年度の初日の属する厚生年金保険の

被保険者の規定による保険料改定率の措置は、政令で定める。

第六項の規定による保険料改定率の措置は、政令で定める。

び国民年金基金の加入員を除く。)は、厚生労働大臣に申し出で、その申出をした日の属する月以後の各月につき、前条第三項に定める額の保険料のほか、四百円の保険料を納付する者となることができる。

二 前項の規定による保険料の納付は、前条第三項に定める額の保険料の納付が行われた月(第九十四条第四項の規定により保険料が納付されたものとみなされた月を除く。)又は第八十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間の各月についてのみ行うことができる。

三 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものは、いつでも、厚生労働大臣に申し出で、その申出をした日の属する月以後の各月に係る保険料(既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの(国民年金基金の加入員となつた日の属する月以後の各月に係るもの)を除く。)を除く。)につき第一項の規定により保険料を納付する者でなくなることができる。

四 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

5 第二項の規定により保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帶して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帶して納付する義務を負う。

四 第八十八条第一項及び第八十八条第二項において「出産予定日」という。)の属する月(以下この条において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合においては、三ヶ月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は、納付することを要しない。

第五百六条第一項及び第五百八条第二項において「出産予定日」という。)の属する月(以下この条において「出産予定月」という。)の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。

六 第八十九条 被保険者(前条及び第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。)が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。

一 障害基礎年金又は厚生年金保険法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの受給権者(最後に同法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この号において「障害状態」という。)に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害基礎年金の受給権者(現に障害状態に該当しない者に限る。)その他の政令で定める者を除く。)であるとき。

二 生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)による生活扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

四 前項の規定により納付することを要しないものとされた保険料について、被保険者又は被保険者であつた者(次条から第九十条の三までにおいて「被保険者等」という。)から当該保険料に係る期間の各月につき、保険料を納付する旨の申出があつたときは、当該申出があつた期間に係る保険料に限り、同項の規定は適用しない。

五 第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間(次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの(以下「学生等」という。)である期間若しくは学生等であった期間を除く。)に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請があつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する保険料全額免除期間(第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあ

つては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいづれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得(一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。)が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。

三 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に定める障害者、寡婦その他の同法の規定による市町村民税が課されない者として政令で定める者であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。

四 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 前項の規定による処分があつたときは、年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用については、その処分は、当該申請があつた日にされたものとみなす。

3 第一項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該申請があつた日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。

4 第一項第一号及び第三号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第九十条の二 次の各号のいづれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間(前条第一項若しくは次項若しくは第三項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であった期間を除く。)に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを切り上げるものとする。申請があつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料四分の三免除期間(第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいづれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 前条第一項第二号及び第三号に該当する事由があるとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 次の各号のいづれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指

定する期間(前条第一項若しくは前項若しくは次項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であった期間を除く。)に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとし、申請があつた日以後、当該保険料に係る期間を第

五条第五項に規定する保険料半額免除期間(第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいづれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 前条第一項第二号及び第三号に該当する事由があるとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事

六項に規定する保険料四分の一免除期間(第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいづれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 前条第一項第二号及び第三号に該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

4 前条第三項の規定は、前三項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときに準用する。

5 第一條第一号、第二項第一号及び第三項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

6 第一条から第三項までの規定により納付することを要しないものとされたその一部の額以外の残余の額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。

第九十条の三 次の各号のいづれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であつた被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間(学生等である期間又は学生等であつた期間に限る。)に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請があつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する保険料全額免除期間(第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 第九十条第一項第二号及び第三号に該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

3 2 第一条第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(保険料の納期限)
第九十一条 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

2 第一条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第一項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(保険料の納付)
第九十二条 厚生労働大臣は、毎年度、被保険者に対し、各年度の各月に係る保険料について、保険料の額、納期限その他厚生労働省令で定める事項を通知するものとする。

2 前項に定めるもののほか、保険料の納付方法について必要な事項は、政令で定める。

(口座振替による納付)

第九十二条の二 厚生労働大臣は、被保険者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこと(附則第五条第二項において「口座振替納付」という。)を希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することができると認められるときにより、その申出を承認することができる。

(指定代理納付者による納付)

第九十二条の二の二 被保険者は、厚生労働大臣に対し、被保険者の保険料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者であつて、政令で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するもの(以下この条において「指定代理納付者」という。)から付与される番号、記号その他の符号を通知することにより、当該指定代理納付者をして当該被保険者の保険料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出をすることができる。

厚生労働大臣は、前項の申出を受けたときは、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することができる。この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

（保険料の納付委託）

第九十二条の三 次に掲げる者は、被保険者（第一号に掲げる者にあつては、国民年金基金の加入員に限る。）の委託を受けて、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる。

- 一 国民年金基金又は国民年金基金連合会
- 二 納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するもの
- 三 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
- 四 第一項第二号の規定による指定を受けた者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 五 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第九十二条の四 被保険者が前条第一項の委託に基づき保険料を同項各号に掲げる者で納付事務を行つるもの（以下「納付受託者」という。）に交付したときは、納付受託者は、政府に対して当該保険料の納付の責めに任ずるものとする。

第九十二条の五 納付受託者は、前項の規定により被保険者から保険料の交付を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第九十二条の六 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料については、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、第五条第一項の規定の適用については保険料納付済期間とみなす。

第九十二条の七 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料については、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、前項の規定により、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料については、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、前項の規定により、第五条第四項の規定による処分をしてなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該被保険者から徴収することができます。

第九十二条の八 納付受託者は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

第九十二条の九 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第九十二条の六 厚生労働大臣は、第九十二条の三第一項第二号に規定する指定の要件に該当しなくなる。第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九十二条の六 厚生労働大臣は、第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第九十二条の三第一項第二号に規定する指定の要件に該当しなくなったとき。
- 二 第九十二条の四第二項又は前条第二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
- 三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 五 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（保険料の前納）

第九十三条 被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

- 1 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。
- 2 第一項の規定により前納された保険料について保険料納付済期間又は保険料四分の三免除期間、保険料半額免除期間若しくは保険料四分の一免除期間を計算する場合においては、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。
- 3 第三項に定めるもののほか、保険料の前納手続、前納された保険料の還付その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。

前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第九十四条 被保険者又は被保険者であつた者（老齢基礎年金の受給権者を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料（承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限る。）の全部又は一部につき追納をすることができる。ただし、同条第一項から第三項までの規定により納付することを要しないものとされた保険料につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されたときに限る。

前項の場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき行い、次いで第八十九条第一項若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につき行うものとし、これらの保険料のうちにあつては、先に経過した月の分から順次に行うものとする。ただし、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料より前に納付義務が生じ、第八十九条第一項若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料があるときは、当該保険料について、先に経過した月の分の保険料から追納をすることができるものとする。

第一項の場合において追納すべき額は、当該追納に係る期間の各月の保険料の額に政令で定める額を加算した額とする。

第一項の規定により追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

前各項に定めるもののほか、保険料の追納手続その他保険料の追納について必要な事項は、政令で定める。

(基礎年金拠出金)

第九十四条の二 厚生年金保険の実施者たる政府は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てたため、基礎年金拠出金を負担する。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の実施者たる政府が負担し、又は実施機関たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

第九十四条の三 基礎年金拠出金の額は、保険料・拠出金算定対象額に当該年度における被保険者の総数に対する当該年度における当該政府及び実施機関に係る被保険者(厚生年金保険の実施者たる政府)にあつては、第一号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、実施機関たる共済組合等にあつては、当該実施機関たる共済組合等に係る被保険者(國家公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合に係る第二号厚生年金被保険者である第二号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合に係る第三号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、第四号厚生年金被保険者である第二号被保険者とする。)の総数に相当するものとして毎年度政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において被保険者の総数並びに政府及び実施機関に係る被保険者の適用の態様の均衡を考慮して、これらの被保険者のうち政令で定める者を基礎として計算するものとする。

3 前二項に規定するものほか、実施機関たる共済組合等に係る基礎年金拠出金の納付に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十四条の四 各地方公務員共済組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会)は、毎年度、政令で定めるところにより、地方公務員共済組合連合会が納付すべき基礎年金拠出金の額のうち各地方公務員共済組合における厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬(以下この条において「標準報酬」といいう。)の総額(全国市町村職員共済組合連合会にあつては、全ての指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合における標準報酬の総額)を考慮して政令で定めるところ(報告)により算定した額を負担する。

(報告)

第九十四条の五 厚生労働大臣は、実施機関たる共済組合等に対し、当該実施機関たる共済組合等を所管する大臣を経由して、当該実施機関たる共済組合等に係る被保険者の数その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

2 各実施機関たる共済組合等は、厚生労働省令の定めるところにより、当該実施機関たる共済組合等を所管する大臣を経由して前項の報告を行うものとする。

3 実施機関たる共済組合等は、厚生労働省令の定めるところにより、当該実施機関たる共済組合等を所管する大臣を経由して、第九十四条の二第三項に規定する予想額の算定のために必要な事項として厚生労働省令で定める事項について厚生労働大臣に報告を行うものとする。

4 厚生労働大臣は、厚生労働省令の定めるところにより、前項に規定する予想額その他これに連する事項で厚生労働省令で定めるものについて、実施機関たる共済組合等を所管する大臣に報告を行うものとする。

5 厚生労働大臣は、前各項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。(第二号被保険者及び第三号被保険者に係る特例)

第九十四条の六 第八十七条第一項及び第二項並びに第八十八条第一項の規定にかかるわらず、第二号被保険者としての被保険者期間及び第三号被保険者としての被保険者期間については、政府は、保険料を徴収せず、被保険者は、保険料を納付することを要しない。

(徴収)

第九十五条 保険料その他この法律(第十章を除く。以下この章から第八章までにおいて同じ。)の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によつて徴収する。

(国民年金基金又は国民年金基金連合会の解散に伴う責任準備金相当額の徴収)
第九十五条の一 政府は、国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負つてゐる者に係る政令の定めるところにより算出した責任準備金に相当する額を当該解散した国民年金基金又は国民年金基金連合会から徴収する。ただし、第二百三十七条の十九第一項の規定により国民年金基金連合会が当該解散した国民年金基金から徴収すべきときは、この限りでない。

(督促及び滞納処分)
第九十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他のこの法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

5 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、厚生労働大臣は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

6 前二項の規定による処分によつて受け入れた金額を保険料に充当する場合においては、さきに経過した月の保険料から順次これに充当し、一箇月の保険料の額に満たない端数は、納付義務者に交付するものとする。

(延滞金)
第九十七条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、厚生労働大臣は、徴収金額に、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が五百円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付があつた徴収金額を控除した金額による。

3 延滞金を計算するに當り、徴収金額に五百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が五十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に五十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(先取特権)
第九十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第九十九条及び第一百条 削除
第九十九条
第一百条

(不服申立て)

第一百一一条 被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分（共済組合等が行つた障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対しても審査請求をすることができる。ただし、第十四条の四第一項又は第二項の規定による決定については、この限りでない。

2 審査請求をした日から二月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

3 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。

4 被保険者の資格に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく給付に関する処分の不服の理由とすることができない。

5 第一項の審査請求及び再審査請求に付する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章（第一十二条を除く。）及び第四章の規定は、適用しない。

6 共済組合等が行つた障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分に不服がある者は、当該共済組合等に係る共済各法（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）及び私立学校教職員共済法をいう。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該共済各法に定める審査機関に審査請求をすることができる。

7 前項の規定による共済組合等が行つた障害の程度の診査に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく障害基礎年金に関する処分についての不服の理由とすることができる。

（審査請求と訴訟との関係）

第一百二条 前条第一項に規定する処分（被保険者の資格に関する処分又は給付に関する処分（共済組合等が行つた障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。）に限る。）の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。

第八章 雜則

第一百二十三条 年金給付を受ける権利は、その支給すべき事由が生じた日から五年を経過したとき、当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利は、当該日の属する月の翌月以後に到来する当該年金給付の支給に係る第十八条第三項本文に規定する支払期月（時効）

第一百二十四条 年金給付を受ける権利は、その支給すべき事由が生じた日から五年を経過したとき、当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利は、当該日の属する月の翌月以後に到来する当該年金給付の支給に係る第十八条第三項本文に規定する支払期月の翌月の初日から五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

前項の時効は、当該年金給付がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 第一項に規定する年金給付を受ける権利又は当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利については、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第三十一條の規定を適用しない。

4 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

5 保険料その他この法律の規定による徴収金についての第九十六条第一項の規定による督促は、時効の更新の効力を有する。

6 保険料その他この法律の規定による徴収金については、会計法第三十二条の規定を適用しない。

（期間の計算）

第一百三十一条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定を準用する。

第一百四条 市町村長（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長又は総合区長とする。）は、厚生労働大臣又は被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者又は遺族基礎年金の支給若しくは障害基礎年金若しくは遺族基礎年金の額の加算の要件に該当する子の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

（届出等）

3 受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働省令の定める事項を届け出しなければならない。

2 第十二条第二項及び第四項の規定は、第三号被保険者に係る前項の届出について準用する。

3 第十二条第六項から第九項までの規定は、第三号被保険者に係る前項の届出について準用する。

4 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者に係るものにあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

5 第十二条第六項から第九項までの規定は、第三号被保険者に係る前項の届出について準用する。この場合において、同条第六項中「第三号被保険者」とあるのは、「第三号被保険者の死亡に係るもの」と読み替えるものとする。

（被保険者に関する調査）

第一百六条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、被保険者の資格又は保険料に関する処分に關し、被保険者に對し、出産予定日に關する書類、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれららの者であつた者の資産若しくは収入の状況に關する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をして被保険者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、關係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（受給権者に関する調査）

第一百七条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、受給権者に對して、その者の身分関係、障害の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に關する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれららの事項に關し受給権者に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、受給権者若しくは障害等級に該当する障害の状態にありることによりその額が加算されている子又は障害等級に該当する障害の状態にあることにより遺族基礎年金の受給権を有し、若しくは遺族基礎年金が支給され、若しくはその額が加算されている子に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれららの者の障害の状態を診断させることができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による質問又は診断について準用する。

（資料の提供等）

第一百八条 厚生労働大臣は、被保険者の資格又は保険料に關し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者であつた者（以下この項において「被保険者等」という。）、国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者（農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者、國家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の短期給付に關する規定の適用を受ける組合員

若しくは組合員であつた者、私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者若しくは加入者であつた者又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。次項において同じ。）、資格の取得及び喪失の年月日、保険料若しくは掛金の納付状況その他の事項につき、官公署、第一百九条第二項に規定する国民年金事務組合、国民年金基金、国民年金基金連合会、独立行政法人農業者年金基金、共済組合等、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者等の配偶者若しくは世帯主その他の関係人に報告を求めることができる。

第一百八条の五 全国健康保険協会、第三条第一項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者は、第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務（当該厚生労働省令で定める者のうち厚生労働省令で定める者にあつては、同条に規定する政府管掌年金事業に関連する事務）の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る基礎年金番号を告知することを求めてはならない。

2
会、独立行政法人農業者年金基金、共済組合等、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者等の配偶者若しくは世帯主その他の関係人に報告を求めることができる。

厚生労働大臣は、年金給付又は保険料に関する処分に關する必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況、受給権者に対する厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給状況若しくは第三十六条の二第一項第一号

被保険者に係る第十一条第一項の届出をすることができる。

第九十九条の二 第九十九条第一項の申請（以下この条において「全額免除申請」という。）に関する事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者であつて、厚生労働大臣が当該者からの申請に基づき指定するもの（以下この条において「指定全額免除申請事務取扱者」という。）は、同項各号のいずれかに該当する被保険者又は被保険者であつた者（厚生労働省令で定める者に限る。以下この条において「全額免予要件牛乳当該保険者等」という。）の委託を受け、全額

の事項につき、官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十九条に規定する共済組合若しくは健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求める又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。
厚生労働大臣は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、その使用する者に対するこの法律の規定の周知その他の必要な協力を求めることができる。

2 全額免除要件該当被保険者等が指定全額免除申請事務取扱者に全額免除申請の委託をしたときは、第九十条第一項及び第二項の規定の適用については、当該委託をした日に、全額免除申請があつたものとみなす。

3 指定全額免除申請事務取扱者は、全額免除要件該当被保険者等から全額免除申請の委託を受けたときは、屋帶なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該全額免除申請をしなければならぬ。

大臣に対し、その大臣が所管する実施機関たる共済組合等に係る第九十四条の五第一項に規定する報告に關し監督上必要な命令を発し、又は当該職員に当該実施機関たる共済組合等の業務の状況を監査させることを求めることができる。

厚生労働大臣は、指定全額免除申請事務取扱者が第一項の事務を適正かつ確実に実施するため
に必要な限度において、全額免除要件該当被保険者等が第九十条第一項各号のいずれかに該当す
ることとの事実に関する情報を提供することができる。
厚生労働大臣は、指定全額免除申請事務取扱者がその行うべき事務の処理を怠り、又はその処
理に不適切な結果をもたらすおそれがあると認められるときは、該申請事務取扱者に対する監督を
実施する。

厚生労働大臣は、第一条の目的を達成するため、被保険者若しくは被保険者であつ

理が著しく不當であると認めるときは、指定全額免除申請事務取扱者に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

要な統計調査を行うものとする。
厚生労働大臣は、前項に規定する統計調査に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な情報の提供を求めることができる。
前項の規定により情報の提供を求めるに当たっては、被調査者を識別することができない方法による情報の提供を求めるものとする。

7 厚生労働大臣は、指定全額免除申請事務取扱者が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

8 指定全額免除申請事務取扱者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由なく、第一項の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第一項の指定の手続その他前各項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第百八条の四
第十四条に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法第三十条の三十七第

第百八条の四 第十四条に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法第二十条の三十七第一項及び第二項、第三十条の三十八並びに第三十条の三十九の規定を準用する。この場合において、同法第三十条の三十七第二項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣及び日本年金機構」と、同法第三十条の三十八第一項から第三項までの規定中「何人も」とあるのは「国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務の遂行のため同条に規定する基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人も」と、同条第四項及び第五項並びに同法第三十条の三十九第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- この条において「学生等被保険者」という。)の委託を受けて、学生等被保険者に係る学生納付特例申請をすることができる。
- 2 学生等被保険者が学生納付特例事務法人に学生納付特例申請の委託をしたときは、第九十条の規定及び同条第二項において準用する第九十条第二項の規定の適用については、当該委託をした日に、学生納付特例申請があつたものとみなす。
- 3 学生納付特例事務法人は、学生等被保険者から学生納付特例申請を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該学生納付特例申請をしなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、学生納付特例事務法人がその行うべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、学生納付特例事務法人に対し、その改善に必要な措置を探るべきことを命ずることができる。
- 5 厚生労働大臣は、学生納付特例事務法人が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 6 第一項の指定の手続その他前各項の規定の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
(保険料納付確認団体)
- 第一百九条の三** 同種の事業又は業務に從事する被保険者を構成員とする団体その他これに類する団体で政令で定めるものであつて、厚生労働大臣がこれららの団体からの申請に基づき、次項の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして指定するもの(以下この条において「保険料納付確認団体」という。)は、同項の業務を行なうことができる。
- 2 保険料納付確認団体は、当該団体の構成員その他これに類する者である被保険者からの委託により、当該被保険者に係る保険料が納定期限までに納付されていない事実(次項において「保険料滞納事実」という。)の有無について確認し、その結果を当該被保険者に通知する業務を行なうものとする。
- 3 厚生労働大臣は、保険料納付確認団体の求めに応じ、保険料納付確認団体が前項の業務を適正に行なうために必要な限度において、保険料納付確認団体がその行うべき業務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、保険料納付確認団体に対し、その改善に必要な措置を探るべきことを命ずることができる。
- 5 厚生労働大臣は、保険料納付確認団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 6 保険料納付確認団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なく、第二項の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 第一百九条の四** 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとされる。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号までは、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。
- 1 第七条第二項の規定による認定並びに附則第五条第一項及び第二項の規定による申出の受理二 削除
- 3 第十二条第四項(第一百五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理及び第十二条第五項の規定による届出の受理
- 3の二 第十二条の二第一項の規定による届出の受理
- 4 第十四条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理
- 5 第十六条(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理
- 六 第二十条第一項の規定による申請の受理

- 八 第二十条の二第一項の規定による申出の受理
- 八 第二十八条第一項(附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定による申出の受理並びに附則第九条の二第一項(附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。)及び第九条の二の二第一項の規定による請求の受理
- 九 第三十条の二第一項及び第三十条の四第二項の規定による請求の受理
- 十 第三十四条第二項及び第四項の規定による認定
- 十一 第三十七条の二第三項(第四十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定
- 十二 第三十七条の二第三項(第四十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理
- 十三 第四十六条第一項及び第一項の規定による申請の受理
- 十四 第四十六条第一項の規定による申出の受理
- 十五 第八十七条の二第一項及び第三項の規定による申出の受理
- 十五の二 第八十九条第二項の規定による申出の受理
- 十六 第九十条第一項(第九十条の二第一項から第三項まで及び第九十条の三第一項の規定による申請(第九十条の二第一項の規定による被保険者又は被保険者があつた者の委託に係る申請及び第九十条の二の二第一項の規定による被保険者の委託に係る申請を含む。)の受理及び処分(これららの規定による指定を除く。)並びに第九十条第三項(第九十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理及び処分の取消し)
- 十七 第九十二条の二の二第一項の規定による申出の受理及び承認
- 十八 第九十二条の二の二第一項の規定による申出の受理及び同条第一項の規定による承認
- 十九 第九十二条の三第四項の規定による届出の受理
- 二十 第九十二条の四第二項の規定による報告の受理
- 二十一 第九十二条の五第二項の規定による報告の受理
- 二十二 第九十四条第一項の規定による承認
- 二十三 第九十五条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き並びに捜索を除く。)
- 二十四 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第一百四十二条の規定による質問、検査及び提示又は提出の要求、同法第一百四十二条の規定による物件の留置き並びに同法第一百四十二条の規定による搜索
- 二十五 第九十六条第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求
- 二十六 第百四条の規定による戸籍事項に関する証明書の受領
- 二十七 第百五条第一項、第三項及び第四項(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理並びに第百五条第三項の規定による書類その他の物件の受領
- 二十八 第百六条第一項の規定による命令及び質問の提供の求め(第二十六号に掲げる証明書の受領を除く。)
- 二十九 第百七条第一項(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による命令及び質問並びに第百七条第二項の規定による命令及び診断
- 三十 第百八条第一項及び第二項の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め、同項の規定による報告の求め並びに同条第三項の規定による協力の求め並びに附則第八条の規定による資料の提供の求め(第二十六号に掲げる証明書の受領を除く。)
- 三十一 第百八条の三第二項の規定による情報の受領
- 三十二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十九第一項の規定による報告の求め及び立入検査

- 三十三 第百九条の二第一項の規定による指定の申請の受理
 三十三の二 第百九条の二の二第一項の規定による指定の申請の受理
 三十四 前条第一項の規定による申請の受理
 三十五 次条第一項の規定による報告の受理
 三十五の二 附則第五条第四項の規定による申出の受理
 三十六 附則第七条の三第二項の規定による届出の受理
 三十七 附則第九条の三の二第一項の規定による請求の受理
 三十七の二 附則第九条の四の二第一項の規定による届出の受理
 三十七の三 附則第九条の四の三第一項の規定による承認
 三十七の四 附則第九条の四の七第一項、第九条の四の九第一項、第九条の四の十第一項及び第九条の四の十一第一項の規定による申出の受理並びに附則第九条の四の七第二項、第九条の四の九第二項、第九条の四の十第二項及び第九条の四の十一第一項の規定による承認
 三十八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限
 2 機構は、前項二十四号に掲げる権限及び同項第一五号に掲げる国税滞納処分の例による処分（以下「滞納処分等」という。）その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるとときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行なうよう求めることができる。
 3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行なうこととする（次項に規定する場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
 4 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行なうことし、又は前項の規定により自ら行つている第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行なうこととするとき（次項に規定する場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
 5 厚生労働大臣は、第三項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行なうことし、又は第三項の規定により自ら行つている第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行なうこととする場合における同項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。
 6 厚生労働大臣が、第三項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行なうことし、又は第三項の規定により自ら行つている第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行なうこととする場合における同項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働省令で定めるものは、厚生労働省令で定める。
 7 前各項に定めるもののほか、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める（財務大臣への権限の委任）。
- 第一百九条の五** 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第二十三号に掲げる権限の全部又は一部を自らが行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「滞納処分等その他の処分」という。）に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を探提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。
- 2 財務大臣は、前項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、滞納処分等その他の処分の執行の状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

- 3 前条第五項の規定は、第一項の委任に基づき、財務大臣が滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行なう場合の財務大臣による通知について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他の処分の対象となる者に対する通知に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
 4 財務大臣は、第一項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行なうこととし、又は同項の委任に基づき行つてある滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。
 5 財務大臣は、第一項の規定により委任された権限、第二項の規定による権限及び第三項において準用する前条第五項の規定による権限を国税庁長官に委任する。國税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する國税局長に委任することができる。
 6 國税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する稅務署長に委任することができる。
 7 國税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する稅務署長に委任することができる。

第一百九条の六 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徵收職員に行わせなければならぬ。
 2 前項の徵收職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。
 3 機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第一百九条の七 機構は、滞納処分等の実施に關する規程（以下この条において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 滞納処分等実施規程には、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するため必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした滞納処分等実施規程が滞納処分等の公正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その滞納処分等実施規程を変更すべきことを命ずることができ。この場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（機構が行う立入検査等に係る認可等）

第一百九条の八 機構は、第百九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 機構が第百九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行なう場合における第七十二条各号、第一百六条並びに第一百七条第一項及び第二項の規定について、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。（地方厚生局長等への権限の委任）

3 この法律に規定する厚生労働大臣の権限（第百九条の五第一項及び第二項並びに第一章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。）は、厚生労働省令（第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令）で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができ。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令（第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令）で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第一項の規定により第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合（前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。）には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

（機構への事務の委託）

第一百九条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務（第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）を行わせるものとする。

一 第十四条の規定による記録に係る事務（当該記録を除く。）

二 第十四条の五の規定による情報の通知に係る事務（当該通知を除く。）

三 第十六条（附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による裁定に係る事務（第十九条の四第一項第五号に掲げる請求の受理及び当該裁定を除く。）

四 第十九条第一項（附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定による請求の内容の確認に係る事務（当該記録を除く。）

五 第二十条第一項及び第二項の規定による年金給付の支給の停止に係る決定を除く。）の規定による裁定に係る事務（第百九条の四第六項第六号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。）

六 第二十条の二第一項及び第二項の規定による年金給付の支給の停止に係る事務（第百九条の四第一項第七号に掲げる申出の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。）

七 第二十三条（附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による不正利得の徴収に係る事務（第百九条の四第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限を使用する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を使用する事務並びに第三十一号及び第三十八号に掲げる事務を除く。）

八 第二十六条並びに附則第九条の二第三項（第三十条の三第四項において準用する場合を含む。）、第九条の二の二第三項及び第九条の三第一項の規定による老齢基礎年金又は老齢年金の支給に係る事務（第百九条の四第一項第八号に掲げる申出及び請求の受理並びに当該老齢基礎年金又は老齢年金の裁定を除く。）

九 第三十条第一項、第三十条の二第三項（第三十条の三第四項において準用する場合を含む。）、第三十条の三第一項、第三十条の四第一項、第三十一条第一項及び第三十二条の規定による障害基礎年金の支給に係る事務（第百九条の四第一項第九号に掲げる請求の受理及び当該障害基礎年金の裁定を除く。）

十 第三十二条第一項、第三十六条第一項及び第二項、第三十六条の二第一項及び第四項、第三十六条の三第一項並びに第三十六条の四第一項、第三十一条第一項及び第三十二条の規定による障害基礎年金の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）

十一 第三十三条の二第二項及び第三項並びに第三十四条第一項の規定による障害基礎年金の額の改定に係る事務（第百九条の四第一項第十号に掲げる認定及び同項第十一号に掲げる請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。）

十二 第三十七条の規定による遺族基礎年金の支給に係る事務（当該遺族基礎年金の裁定を除く。）

十三 第三十九条第二項及び第三項並びに第三十九条の二第二項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による遺族基礎年金の額の改定に係る事務（当該改定に係る決定を除く。）

十四 第四十一条、第四十二条第一項及び第二項の規定による遺族基礎年金の支給の停止に係る事務（第百九条の四第一項第十三号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。）

十五 第四十三条の規定による付加年金の支給に係る事務（第百九条の四第一項第十四号に掲げる申出の受理及び当該付加年金の裁定を除く。）

十六 第四十五条第二項の規定による付加年金の額の改定に係る事務（当該改定に係る決定を除く。）

十七 第四十七条の規定による付加年金の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）

十八 第四十九条第一項及び第五十二条の六の規定による寡婦年金の支給に係る事務（当該寡婦年金の裁定を除く。）

十九 第五十二条の規定による寡婦年金の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）

二十 第五十二条の二第一項及び第二項並びに第五十二条の六の規定による死亡一時金の支給に係る事務（当該死亡一時金の裁定を除く。）

二十一 第六十九条の規定による障害基礎年金の支給に係る事務（当該障害基礎年金の裁定を除く。）

二十二 第七十条の規定による給付の支給に係る事務（当該給付の裁定を除く。）

二十三 第七十二条第一項の規定による遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金の支給に係る事務（当該遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金の裁定を除く。）

二十四 第七十二条の規定による年金給付の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）

二十五 第七十三条の規定による年金給付の支払の一時差止めに係る事務（当該支払の一時差止めに係る決定を除く。）

二十六 第八十七条第一項及び第九十二条の四第六項の規定による保険料の徴収に係る事務（第九十六条の四第一項第十七号から第二十号まで及び第二十三号から第二十五号までに掲げる権限を使用する事務並びに次条第一項の規定により機構が行う収納、第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を使用する事務並びに第三十一号及び第三十八号に掲げる事務を除く。）

二十七 第九十二条第一項の規定による保険料の通知に係る事務（当該通知を除く。）

二十八 第九十二条の二の二第一項の規定による指定に係る事務（第百九条の四第一項第十八号に掲げる申出の受理及び当該指定を除く。）

二十九 第九十二条の三第一項第二号の規定による指定に係る事務（当該指定を除く。）

三十 第九十二条の六第一項の規定による指定の取消しに係る事務（当該取消しを除く。）

三十一 第九十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務（当該督促及び督促状を発すること（督促状の発送に係る事務を除く。）を除く。）

三十二 第九十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務（第百九条の四第一項第十九号から第二十五号までに掲げる権限を使用する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第九十六条第一項及び第二項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を使用する事務並びに前号及び第三十八号に掲げる事務を除く。）

三十三 第百八条の三第一項の規定による統計調査に係る事務（第百九条の四第一項第三十一号に掲げる情報の提供の求め並びに当該統計調査に係る企画及び立案、総合調整並びに結果の提供を除く。）

三十四 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第四項の規定による勧告及び同条第五項の規定による認可及び命令に係る事務（当該勧告及び命令を除く。）

三十五 第百九条第二項の規定による認可及び命令に係る事務（第百九条の四第一項第三十三号に掲げる申請の受理及び当該指定を除く。）

三十六 第百九条の二第一項の規定による指定に係る事務（当該指定の取消しを除く。）

三十七 第百九条の二第二項の規定による認可及び命令に係る事務（当該命令を除く。）

三十八 第百九条の二第一項の規定による指定に係る事務（当該指定の取消しを除く。）

三十九 第百九条の二第二項の規定による認可及び命令に係る事務（当該命令を除く。）

四十 第百九条の二第二項の規定による指定に係る事務（当該指定の取消しを除く。）

四十一 第百九条の二第二項の規定による認可及び命令に係る事務（当該命令を除く。）

四十二 第百九条の二第二項の規定による認可及び命令に係る事務（当該命令を除く。）

四十三 第百九条の二第二項の規定による認可及び命令に係る事務（当該命令を除く。）

四十四 第百九条の二第二項の規定による認可及び命令に係る事務（当該命令を除く。）

四十五 第百九条の二第二項の規定による認可及び命令に係る事務（当該命令を除く。）

四十六 第百九条の二第二項の規定による認可及び命令に係る事務（当該命令を除く。）

四十七 第百九条の二第二項の規定による認可及び命令に係る事務（当該命令を除く。）

四十八 第百九条の二第二項の規定による認可及び命令に係る事務（当該命令を除く。）

令に係る事務（当該命令を除く。）及び同条第五項の規定による指定の取消しに係る事務（当該指定の取消しを除く。）

三十七 第百九条の三第一項の規定による指定に係る事務（第百九条の四第一項第三十四号に掲げる申請の受理及び当該指定を除く。）、第百九条の三第三項の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）、同条第四項の規定による命令に係る事務（当該命令を除く。）及び同条第五項の規定による指定の取消しに係る事務（当該指定の取消しを除く。）

三十八 第百九条の四第一項第二十三号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）

三十九 附則第七条の三第四項及び第九条の二の二第五項の規定による老齢基礎年金の額の改定に係る事務（第百九条の四第一項第三十六号に掲げる届出の受理及び当該改定に係る決定を除く。）

四十 附則第九条の三の二第二項の規定による脱退一時金の支給に係る事務（第百九条の四第一項第三十七号に掲げる請求の受理及び当該脱退一時金の裁定を除く。）

四十一 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

四十二 前各号に掲げるもののほか、機構又は厚生労働省令で定める事務

四十三 厚生労働大臣は、会計法第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料その他この法律の規定による徴収金、年金給付の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「保険料等」という。）の収納を、政令で定めると

ころにより、機構に行わせることができる。

二 前項の収納を行う機構の職員は、収納に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

三 機構は、第一項の規定により保険料等の収納をしたときは、遅滞なく、これを日本銀行に送付しなければならない。

四 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、収納に係る事務の実施状況及びその結果を厚生

労働大臣に報告するものとする。

五 機構は、前二項に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める収納に係る事務の実施に関する規程に従つて収納を行わなければならない。

六 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による保険料等の収納について必要な事項は、政令で定める。

（情報の提供）

第一百九条の十二 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、保険料の免除に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとする。

（厚生労働大臣と機構の密接な連携）

第一百九条の十三 厚生労働大臣は、国民年金事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携を確保しなければならない。（研修）

第一百九条の十四 厚生労働大臣は、機構の協力の下に、国民年金事業に関する事務に從事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及

び向上させるために必要な研修を行うものとする。

（経過措置）

第百九条の十五 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

三十九条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十一条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十三条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十八条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十一条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十七条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（実施命令）

第百十一条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

第九章 罰則

第一条 偽りその他不正な手段により給付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第二条 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

第三条 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

第四条 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

第五条 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

第六条 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

第七条 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

第八条 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

第九条 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

第十条 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

第十一条 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

第十二条 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

第十三条 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

第十四条 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

第十五条 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

第十六条 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

第十七条 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

第十八条 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

第十九条 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

のない社団等の管理人を含む。) 又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する第百十一条の二又は前条(第五号及び第六号を除く。)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科す。

第二百十三条の四 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第百九条の六第一項及び第二項、第一百九条の七第一項、第一百九条の八第一項並びに第一百九条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。
- 二 第百九条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

第二百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第百五条第一項の規定に違反して届出をしなかつた被保険者。ただし、同条第二項において準用する第十二条第二項の規定により世帯主から届出がなされたときを除く。
- 二 第百五条第一項の規定に違反して虚偽の届出をした被保険者。
- 三 第百五条第二項において準用する第十二条第二項の規定により届出をする場合に虚偽の届出をした世帯主。
- 四 第百五条第四項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者。

第十章 国民年金基金及び国民年金基金運合会

第一節 国民年金基金

第一款 通則

(基金の給付)

第二百十五条の二 基金は、地域型国民年金基金(以下「地域型基金」という。)及び職能型国民年金基金(以下「職能型基金」という。)とする。

(組織)

第二百十六条 地域型基金は、第一号被保険者(第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び農業者年金の被保険者を除く。次項及び第二百二十七条第一項において同じ。)であつて、基金の地区内に住所を有する者をもつて組織する。

2 職能型基金は、第一号被保険者であつて、基金の地区内において同種の事業又は業務に従事する者をもつて組織する。

3 前二項に規定する者は、加入員たる資格を有する者という。

第二百十七条 基金は、法人とする。

- 1 (名称)
- 2 基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
- 3 (法人格)

第二百十八条の二 基金は、その名称中に国民年金基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、国民年金基金という名称を用いてはならない。

第二百十八条の二 基金の地区は、地域型基金があつては、一(第二百三十七条の三の規定による吸收合併後存続する地域型基金があつては、一以上)の都道府県の区域の全部とし、職能型基金については、全国とする。

2 地域型基金は、都道府県につき一個とし、職能型基金は、同種の事業又は業務につき全国を通じて一個とする。

第二款 設立

(設立委員等)

第二百十九条 地域型基金を設立するには、加入員たる資格を有する者及び年金に関する学識経験を有する者のうちから厚生労働大臣が任命した者が設立委員とならなければならない。

前項の設立委員の任命は、三百人以上の加入員たる資格を有する者が厚生労働大臣に地域型基金の設立を希望する旨の申出を行つた場合に行うものとする。

3 職能型基金を設立するには、その加入員となるうとする十五人以上の者が発起人とならなければならぬ。

4 地域型基金は、千人以上の加入員がなければ設立することができない。

5 職能型基金は、三千人以上の加入員がなければ設立することができない。

(創立総会)

第二百十九条の二 設立委員又は発起人(以下「設立委員等」という。)は、規約を作成し、創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

(会期)

前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。

(開催)

設立委員等が作成した規約の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならぬ。

(開会)

創立総会においては、前項の規約を修正することができる。ただし、地区及び加入員に関する規定については、この限りでない。

(規約)

創立総会の議事は、加入員たる資格を有する者であつてその会日までに設立委員等に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。

(出席)

前各項に定めるもののほか、議事の手続その他創立総会に関し必要な事項は、政令で定める。

(設立の認可)

第二百十九条の三 設立委員等は、創立総会の終了後遅滞なく、規約その他必要な事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(成立の時期)

前各項に定めるもののほか、議事の手続その他創立総会に関し必要な事項は、政令で定める。

(設立の認可)

第百十九条の二第五項の設立の同意を申し出た者は、基金が成立したときは、その成立の日に加入員の資格を取得するものとする。

(理事長への事務引継)

第百十九条の五 設立の認可があつたときは、設立委員等は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

(第三款 管理)

第二百二十条 基金は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

(規約)

1 名称

(事務所の所在地)

(地区)

(代議員及び代議員会に関する事項)

(役員に関する事項)

(加入員に関する事項)

(事務所の所在地)

(年金及び一時金に関する事項)

(掛金に関する事項)

(資産の管理その他財務に関する事項)

(解散及び清算に関する事項)

(業務の委託に関する事項)

十二	公告に関する事項
十三	その他組織及び業務に関する重要な事項
2	職能型基金の規約には、前項に掲げる事項のほか、その設立に係る事業又は業務の種類を定めなければならない。
3	前二項の規約の変更（政令で定める事項に係るものをお除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。
4	基金は、前項の政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。
	（公告）
第一百二十二条	基金は、政令の定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の氏名その他の政令で定める事項を公告しなければならない。
	（代議員会）
2	代議員会は、代議員をもつて組織する。
3	代議員は、規約の定めるところにより、加入員のうちから選任する。
4	設立当時の代議員は、創立総会において、第百十九条の二第五項の設立の同意を申し出た者のうちから選任する。
5	代議員の任期は、三年を超えない範囲内で規約で定める期間とする。
6	代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。
7	代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。
8	前各項に定めるもののほか、代議員会の招集、議事の手続その他の代議員会に関し必要な事項は、政令で定める。
第一百二十三条	次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。
一	規約の変更
二	毎事業年度の予算
三	毎事業年度の事業報告及び決算
四	その他規約で定める事項
第一百二十四条	基金に、役員として理事及び監事を置く。
2	理事は、代議員において互選する。ただし、理事の定数の三分の一（第百三十七条の三の規定による吸収合併によりその地区を全国とした地域型基金にあつては、二分の一）を超えない範囲内については、代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。
3	理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。
4	代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。（役員）
第一百四十五条	基金に、役員として理事及び監事を置く。
2	理事長は、代議員会が成立しないときは、又は理事長において代議員会を招集する暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。
3	理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。
4	代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。（役員）
第一百四十六条	基金に、役員として理事及び監事を置く。
2	理事は、代議員において互選する。ただし、理事の定数の三分の一（第百三十七条の三の規定による吸収合併によりその地区を全国とした地域型基金にあつては、二分の一）を超えない範囲内については、代議員会において、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから選挙することができる。
3	設立当時の理事は、創立総会において、第百十九条の二第五項の設立の同意を申し出た者のうちから選挙する。ただし、理事の定数の三分の一を超えない範囲内については、年金に関する学識経験を有する者のうちから選挙することができる。
4	理事のうち一人を理事長とし、理事が選挙する。
五百五十五条	理事は、代議員会において、学識経験を有する者及び代議員のうちから、それぞれ一人を選舉する。
6	設立当時の監事は、創立総会において、学識経験を有する者及び第百十九条の二第五項の設立の同意を申し出た者のうちから、それぞれ一人を選挙する。
7	役員の任期は、三年を超えない範囲内で規約で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
8	役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。
9	監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。
	（役員の職務）
第一百二十五条	理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。
2	基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。
3	理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、年金及び一時金に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。
4	監事は、基金の業務を監査する。
5	監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
6	（理事の義務及び損害賠償責任）
第七百二十五条の二	理事は、前条第三項に規定する基金の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の处分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
2	理事が前条第三項に規定する基金の業務についてその任務を怠つたときは、その理事は、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。（理事の禁止行為等）
第七百二十五条の三	理事は、自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもつて、積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。
2	基金は、前項の規定に違反した理事を、規約の定めるところにより、代議員会の議決を経て、交代させることができる。
	（理事長の代表権の制限）
第七百二十五条の四	基金と理事長（第七百二十五条第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者を含む。以下この条において同じ。）との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が基金を代表する。（基金の役員及び職員の公務員たる性質）
第七百二十七条	第一号被保険者は、その者が住所を有する地区に係る地域型基金又はその従事する事業若しくは業務に係る職能型基金に申し出て、その加入員となることができる。ただし、他の事業若しくは業務に係る職能型基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
2	前項の申出をした者は、その申出をした日に加入員の資格を取得するものとする。
2	加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号又は第四号に該当するに至つたときは、その日とし、第三号に該当するに至つたときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に、加入員の資格喪失する。
	（加入員）
第一百二十七条	第一号被保険者は、その者が住所を有する地区に係る地域型基金又はその従事する事業若しくは業務に係る職能型基金に使用され、その加入員となることができる。ただし、他の事業若しくは業務に係る職能型基金に申し出た者は、その申出をした日に加入員の資格を取得するものとする。
2	加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号又は第四号に該当するに至つたときは、その日とし、第三号に該当するに至つたときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に、加入員の資格喪失する。

- 一 被保険者の資格を喪失したとき、又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者となつたとき。
- 二 地域型基金の加入員にあつては、当該基金の地区内に住所を有する者でなくなつたとき、職能型基金の加入員にあつては、当該事業又は業務に従事する者でなくなつたとき。
- 三 第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされたとき及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされたとき。
- 四 農業者年金の被保険者となつたとき。
- 五 当該基金が解散したとき。
- 4 加入員の資格を取得した月にその資格を取得した日にさかのぼつて、加入員でなかつたものとみなす。
- (準用規定)
- 第五款 基金の行う業務**
- （基金の業務）**
- 第一百二十七条の二** 第十二条第一項の規定は、加入員について、同条第二項の規定は、加入員の属する世帯の世帯主について準用する。この場合において、同条第一項中「市町村長」とあるのは「基金」と、同条第二項中「被保険者」とあるのは「加入員」と読み替えるものとする。
- 第一百二十八条** 基金は、加入員又は加入員があつた者に対し、年金の支給を行ない、あわせて加入員又は加入員があつた者の死亡に關し、一時金の支給を行なうものとする。
- 2 基金は、加入員及び加入員があつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができ**
- 3 基金は、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）、信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）又は金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）と、当該基金が支給する年金又は一時金に要する費用に關して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。以下同じ。）を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。**
- 4 信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会又は金融商品取引業者は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する契約（運用方法を特定する信託の契約であつて、政令で定めるものを除く。）の締結を拒絶してはならない。
- 5 基金は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務（加入員又は加入員であつた者に年金又は一時金の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、国民年金基金連合会その他の法人に委託することができる。
- 6 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の業務（第二百二十七条第一項の申出の受理に關する業務に限る。）を受託することができる。
- (年金数理)
- 第一百二十八条の二** 基金は、適正な年金数理に基づいてその業務を行わなければならぬ。
- (基金の給付の基準)
- 第一百二十九条** 基金が支給する年金は、少なくとも、当該基金の加入員であつた者が老齢基礎年金の受給権を取得したときには、その者に支給されるものでなければならない。

- 2 老齢基礎年金の受給権者に対し基金が支給する年金は、当該老齢基礎年金の受給権の消滅由以外の事由によつて、その受給権を消滅させるものであつてはならない。
- 3 基金が支給する一時金は、少なくとも、当該基金の加入員又は加入員があつた者が死亡した場合において、その遺族が死亡一時金を受けたときには、その遺族に支給されるものでなければならない。
- 2 老齢基礎年金の受給権者に対し基金が支給する年金の額は、二百円（第二十八条又は附則第九条の二若しくは第九条の二の二の規定による老齢基礎年金の受給権者に対し基金が支給する年金について、政令で定める額。以下同じ。）に納付された掛金に係る当該基金の加入員があつた期間（第八十七条の規定による保険料に係る保険料納付済期間である期間に限る。以下「加入員期間」という。）の月数を乗じて得た額を超えるものでなければならない。
- 3 基金が支給する一時金の額は、八千五百円を超えるものでなければならない。
- 2 老齢基礎年金の受給権者に対し基金が支給する年金は、当該老齢基礎年金がその全額につき支給を停止されている場合を除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該年金の額のうち、二百円に当該基金に係る加入員期間の月数を乗じて得た額を超える部分については、この限りでない。
- (積立金の積立て)
- 第一百三十二条** 基金は、政令の定めるところにより、積立金を積み立てなければならない。
- （資金の運用等）**
- 第一百三十三条** 基金の積立金の運用は、政令の定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。
- 2 基金の業務上の余裕金の運用は、政令の定めるところにより、基金の業務の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。**
- 3 基金は、事業年度その他その財務に關しては、前条及び前二項の規定によるほか、政令の定め**
- るところによらなければならぬ。
- (準用規定)
- 第一百三十四条** 基金は、基金が支給する年金及び一時金を受ける権利について、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条第一項及び第三項から第五項までの規定は、基金が支給する年金について、第二十二条の二の規定は、基金が支給する年金及び一時金について、第二十二条及び第二十三条の規定は、基金について、第二十五条、第七十条後段及び第七十一条第一項の規定は、基金が支給する一時金について準用する。この場合において、第十六条中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、第二十二条の二中「支払うべき年金給付」とあるのは「支払うべき一時金」と、「年金給付の支払金」とあるのは「一時金の支払金」と、第二十四条中「老齢基礎年金」とあるのは「基金が支給する年金」と、第七十一条第一項中「被保険者又は被保険者があつた者」とあるのは「加入員又は加入員があつた者」と読み替えるものとする。
- 第六款 費用の負担**
- (掛金)**
- 第一百三十四条の二** 基金は、基金が支給する年金及び一時金に關する事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。
- 2 掛金は、年金の額の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。**
- 3 掛金は、政令の定めるところにより、その額が算定されるものでなければならない。**
- (準用規定)
- 第一百三十四条の二** 第八十八条の規定は、加入員について、第九十五条、第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、掛金及び第百三十三条において準用する第二十三条の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十八条及び第九十七条第一項中「保険料」とあるのは「掛け金」と、第九十六条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第一

九十七条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、「前条第一項」とあるのは「第一百三十四条の二において準用する前条第一項」と読み替えるものとする。

2 基金は、前項において準用する第九十六条第四項の規定により国税滞納処分の例により処分をしようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第七款 解散及び清算

(解散)

第一百三十五条 基金は、次に掲げる理由により解散する。

一 代議員の定数の四分の三以上の多数による代議員会の議決

二 基金の事業の継続の不能

三 第百四十二条第五項の規定による解散の命令

2 基金は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(基金の解散による年金等の支給に関する義務の消滅)

第一百三十六条 基金は、解散したときは、当該基金の加入員であつた者に係る年金及び一時金の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金又は一時金でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

(清算中の基金の能力)

第一百三十六条の二 解散した基金は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第一百三十七条 基金が第一百三十五条第一項第一号又は第二号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。

一 前項の規定により清算人となる者がないとき。

二 基金が第一百三十五条第一項第三号の規定により解散したとき。

三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

4 前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、基金が負担する。

解散した基金の残余財産は、規約の定めるところにより、その解散した日において当該基金が年金の支給に関する義務を負つていた者(以下「解散基金加入員」という。)に分配しなければならない。

(清算人の職務及び権限)

第一百三十七条の二 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の分配

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第一百三十七条の二の二 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出しないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第一百三十七条の二の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、基金の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(准用規定等)

第一百三十七条の二の四 第百二十六条の規定は、基金の清算人について準用する。

2 この款に定めるもののかか、解散した基金の清算に関し必要な事項は、政令で定める。

第八款 合併及び分割

第一目 合併

第一百三十七条の三 基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、他の基金と吸収合併(基金が他の基金とする合併であつて、合併により消滅する基金の権利義務の全部を合併後存続する基金に承継させるものをいう。以下この目に同じ。)をすることができる。ただし、地域型基金と職能型基金との吸収合併については、その地区が全国である地域型基金が次条に規定する吸収合併存続基金となる場合を除き、これをすることができない。

2 合併をする基金は、吸収合併契約を締結しなければならない。

第一百三十七条の三の二 基金が吸収合併をする場合には、吸収合併後存続する基金(第百三十七条の三の六及び第百三十七条の三の十五第一項において「吸収合併存続基金」という。)及び吸収合併により消滅する基金(第百三十七条の三の六及び同項において「吸収合併消滅基金」という。)の名称及び主たる事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

第一百三十七条の三の三 基金は、吸収合併契約について代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決しなければならない。

第一百三十七条の三の四 基金は、前条の代議員会の議決があつたときは、その議決があつた日(次項において「議決日」という。)から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 基金は、議決日から第百三十七条の三第一項の認可を受ける日までの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、その債権者から請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

第一百三十七条の三の五 基金は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、知っている債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

2 債権者が前項の期間内に吸収合併に對して異議を述べなかつたときは、吸収合併を承認したるものとみなす。

3 債権者が異議を述べたときは、基金は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第一百三十七条の三の六 吸収合併存続基金は、第百三十七条の三第一項の認可を受けた日に、吸収合併消滅基金の権利義務を承継する。

第二目 分割

第一百三十七条の三の七 基金は、職能型基金が、その事業に関して有する権利義務であつて次項に規定する吸収分割承継基金となる地域型基金の地区に係るものと当該地域型基金に承継させる場合に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、吸収分割(基金がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の基金に承継させることをいう。以下同じ。)をすることができる。

2 吸収分割をする基金(以下「吸収分割基金」という。)は、当該基金がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該基金から承継する基金(以下「吸収分割承継基金」という。)との間で、吸収分割契約を締結しなければならない。

第一百三十七条の三の八 基金が吸収分割をする場合には、吸収分割契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

1 吸収分割基金及び吸収分割承継基金の名称及び主たる事務所の所在地

- 二 吸收分割承継基金が吸收分割により吸收分割基金から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
- 三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項
- 第一百三十七条の三の九** 基金は、吸收分割契約について代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決しなければならない。
- 第一百三十七条の三の十** 基金は、前条の代議員会の議決があつたときは、その議決があつた日（次項において「議決日」という。）から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。
- 2 基金は、議決日から第百三十七条の三の七第一項の認可を受ける日までの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、その債権者から請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。
- 第一百三十七条の三の十一** 基金は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、知れていいる債権者に対する催告としては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。
- 2 債権者が前項の期間内に吸收分割に対して異議を述べなかつたときは、吸收分割を承認したものとみなす。
- 3 債権者が異議を述べたときは、基金は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相告を受けなかつたものは、吸收分割契約において吸收分割後に吸收分割基金に対して債務の履行を請求することができないものとされている場合であつても、吸收分割基金に対し、吸收分割基金が第百三十七条の三の七第一項の認可を受けた日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- 第三目 雜則**
- 第一百三十七条の三の十三** 合社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第二百三十号）第二条から第八条まで（第二条第三項各号及び第四条第三項各号を除く。）及び商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）附則第五条第一項の規定は、前条の規定により吸収分割基金が吸收分割契約をする場合について準用する。この場合において、合社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条第一項及び第二項中「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、同条第三項中「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める」とあるのは「国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第百三十七条の三十第一項に規定する議決日から起算して、二週間を経過する」と、同法第三条から第八条まで（第四条第三項を除く。）の規定中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、同法第四条第三項中「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に」とあるのは「国民年金法第二百三十七条の三の七第一項の認可を受ける日の前日までの日で分割基金が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 第一百三十七条の三の十四** 民法第三百九十八条の九第三項から第五項まで並びに第三百九十八条の九第三項中「前二項」とあるのは、「国民年金法第二百三十七条の三の七第一項の認可を受ける日の前日までの日で分割基金が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 十第一項及び第一二項の規定は、前条の規定により吸収分割基金が吸収分割をする場合について準用する。この場合において、同法第三百九十八条の九第三項中「前二項」とあるのは、「国民年

二 吸收分割承継基金が吸收分割により吸收分割基金から承継する資産、債務、雇用契約その他

金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第二百三十七条の三の十四において準用する次条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

- 第一百三十七条の三の十五** 吸收合併存続基金が、第二百三十七条の三の六の規定により権利義務を承継したときは、吸收合併存続基金に年金の支給に関する義務が承継された者の吸收合併消滅基金の加入員期間は、吸收合併存続基金の加入員期間とみなす。

- 2 吸收分割承継基金が、第二百三十七条の三の十二第一項の規定により権利義務を承継したときは、吸收分割承継基金に年金の支給に関する義務が承継された者の吸收分割基金の加入員期間は、吸收分割承継基金の加入員期間とみなす。

- 2 基金は、議決日から第百三十七条の三の七第一項の認可を受ける日までの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、その債権者から請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

- 2 基金は、議決日から第百三十七条の三の七第一項の認可を受ける日までの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、その債権者から請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

第一百三十七条の三の十六 この款に定めるもののほか、基金の合併及び分割に関する必要な事項は、政令で定める。

第二節 国民年金基金連合会

第一款 通則

（連合会）

- 第一百三十七条の四** 基金は、第二百三十七条の十七第一項に規定する中途脱退者及び解散基金加入員に係る年金及び一時金の支給を共同して行うため、国民年金基金連合会（以下「連合会」といいう。）を設立することができる。

（法人格）

- 第一百三十七条の四の二** 連合会は、法人とする。

（名称）

- 2 連合会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）

- 2 連合会でない者は、国民年金基金連合会という名称を用いてはならない。

第二款 設立

（発起人）

- 第一百三十七条の五** 連合会を設立するには、その会員となるうとする二以上の基金が発起人とならなければならぬ。

（創立総会）

- 第一百三十七条の六** 発起人は、規約を作成し、創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。

（創立総会）

- 第一百三十七条の六** 発起人が作成した規約の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の規約を修正することができる。ただし、会員の資格に関する規定についても、この限りでない。

5 創立総会の議事は、その会日までに発起人に對し設立の同意を申し出た基金の理事長の半数以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。

6 前項に定めるもののほか、議事の手続その他の創立総会に関し必要な事項は、政令で定める。

（設立の認可等）

- 3 前条第五項の設立の同意を申し出た基金は、連合会が成立したときは、その成立の日に会員の資格を取得するものとする。

4 第百十九条の五の規定は、連合会について準用する。この場合において、同条中「設立委員等」とあるのは、「発起人」と読み替えるものとする。

第三款 管理及び会員

(規約)

第一百三十七条の八 連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 評議員会に関する事項

四 役員に関する事項

五 会員の資格に関する事項

六 年金及び一時金に関する事項

七 附帯事業に関する事項

八 会費に関する事項

九 資産の管理その他財務に関する事項

十 解散及び清算に関する事項

十一 業務の委託に関する事項

十二 公告に関する事項

十三 その他組織及び業務に関する重要な事項

第百二十条第三項及び第四項の規定は、連合会の規約について準用する。

(準用規定)

第一百三十七条の九 第百二十一条の規定は、連合会について準用する。

(評議員会)

第一百三十七条の十 連合会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員をもつて組織する。

3 評議員は、会員である基金の理事長において互選する。ただし、特別の事情があるときは、規約で定めるところにより、会員である基金の理事長の過半数の同意を得て、連合会の業務の適正な運営及び国民年金基金制度の適切な運用に必要な学識経験を有する者の中から、理事長が委嘱することを妨げない。

4 設立当時の評議員は、創立総会において、第百三十七条の六第五項の設立の同意を申し出た基金の理事長のうちから選舉する。

5 監事は、評議員において一人を互選し、評議員会において、学識経験を有する者のうちから一人を選任する。

6 設立当時の監事は、創立総会において、第百三十七条の六第五項の設立の同意を申し出た基金の理事長のうちから一人を選挙し、学識経験を有する者のうちから一人を選任する。

7 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

9 監事は、理事又は連合会の職員と兼ねることができない。

(役員の職務等)

第一百三十七条の十三 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 連合会の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、積立金の管理及び運用に関する連合会の業務を執行することができる。

4 監事は、連合会の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は評議員会に意見を提出することができる。

6 第百二十六条の規定は、連合会の役員及び連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第一百三十七条の十三の二 理事は、前条第三項に規定する連合会の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び評議員会の議決を遵守し、連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事が前条第三項に規定する連合会の業務についてその任務を怠つたときは、その理事は、連合会に対し連帶して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為等)

第一百三十七条の十三の三 理事は、自己又は連合会以外の第三者の利益を図る目的をもつて、積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。

2 連合会は、前項の規定に違反した理事を、規約の定めるところにより、評議員会の議決を経て、交代させることができる。

(理事長の代表権の制限)

第一百三十七条の十四 連合会と理事長（第百三十七条の十三第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行ふ者を含む。以下この条において同じ。）との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が連合会を代表する。

1 規約の変更

2 每事業年度の予算

3 每事業年度の事業報告及び決算

4 その他規約で定める事項

2 理事長は、評議員会が成立しないとき、又は理事長において評議員会を招集する暇がないと認めどきは、評議員会の議決を経なければならぬ事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の評議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 評議員会は、監事に対し、連合会の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

第一百三十七条の十四 基金は、連合会に申し出で、その会員となることができる。ただし、他の連合会の会員であるときは、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、基金又は加入員の便宜を図るために必要があると認めるときは、基金に対し、いずれかの連合会に加入することを命ずることができる。

第四款 連合会の行う業務

(連合会の業務)

第一百三十七条の十五 連合会は、第百三十七条の十七第四項の規定により年金又は一時金を支給するものとされている中途脱退者及びその会員である基金に係る解散基金加入員に対し、年金又は死亡を支給事由とする一時金の支給を行うものとする。

2 連合会は、次に掲げる事業を行なうことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

1 基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、基金の拠出金等を原資として、基金の積立金の額を付加する事業

2 第百二十八条第五項の規定による委託を受けて基金の業務の一部を行う事業

3 基金への助言又は指導を行う事業その他の基金の行う事業の健全な発展を図るものとして政令で定める事業

4 国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動を行う事業

5 連合会は、基金の加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

6 連合会は、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又は金融商品取引業者と、当該連合会が支給する年金又は一時金に要する費用に関する信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約を締結するときは、政令の定めによらなければならない。

5 第百二十八条第四項の規定は、前項の信託の契約(運用方法を特定する信託の契約であつて、政令で定めるものを除く)、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約について準用する。

6 連合会は、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会その他の政令で定める法人に委託することができる。

5 第百二十九条第一項の規定は、(年金数理)連合会は、適正な年金数理に基づいてその業務を行わなければならない。

第一百三十七条の十六 連合会は、(中途脱退者に係る措置)の会員である基金は、政令の定めるところにより、中途脱退者(当該基金の加入員の資格を喪失した者(当該加入員の資格を喪失した日において当該基金が支給する基金の加入員に係る年金の現価に相当する額(以下「現価相当額」という。)の交付を当該連合会に申し出ることができる)に係る年金又は一時金について準用する。

2 連合会は、前項の規定により現価相当額の交付の申出があつたときは、これを拒絶してはならない。

3 第一項の交付の申出に係る現価相当額の計算については、政令で定める。

4 連合会は、第一項の交付の申出に係る現価相当額の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、当該中途脱退者に係る年金又は一時金を支給するものとする。

5 第百二十九条から第百三十二条までの規定は、前項の年金又は一時金について準用する。

6 連合会は、前項の規定により現価相当額の交付の申出があつたときは、これを拒絶してはならない。

7 第一項の交付の申出に係る現価相当額を交付したときは、当該中途脱退者に係る年金及び一時金の支給に関する義務を免れる。

8 連合会は、第四項の規定により中途脱退者に係る年金又は一時金を支給することとなつたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

8 連合会は、中途脱退者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第一百三十七条の十八 連合会が前条第四項の規定により年金又は一時金を支給するものとされる中途脱退者が再びもとの基金の加入員となつたときは、当該基金は、当該連合会に対し、当該中途脱退者に係る年金の現価相当額の交付を請求するものとする。

2 前項の交付の請求に係る現価相当額の計算については、政令で定める。

3 基金は、第一項の交付の請求に係る現価相当額の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、当該中途脱退者に係る年金又は一時金を支給するものとする。

4 連合会は、第一項の交付の請求に係る現価相当額を交付したときは、当該中途脱退者に係る年金及び一時金の支給に関する義務を免れる。

5 前条第二項の規定は、第一項の規定による交付の請求について準用する。

(解散基金加入員に係る措置)

第一百三十七条の十九 連合会は、その会員である基金が解散したときは、当該基金の解散基金加入員に係る第九十五条の二に規定する責任準備金に相当する額を当該解散した基金から徴収する。

2 連合会は、前項の規定により責任準備金に相当する額を徴収した基金に係る解散基金加入員が老齢基礎年金の受給権を取得したとき又は当該基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が老齢基礎年金の受給権を有していたときは、当該解散基金加入員に年金を支給し、当該解散基金加入員が死亡した場合において、その遺族が死亡一時金を受けたときは、その遺族に一時金を支給するものとする。

3 前項の年金の額は、二百円に当該解散した基金に係る加入員期間の月数を乗じて得た額とし、同項の一時金の額は、八千五百円とする。

4 連合会は、前項の規定により責任準備金に相当する額を徴収した基金に係る解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付を第一項の規定により責任準備金に相当する額を徴収した連合会に申し出ることができる。

5 連合会は、前項の規定による申出に従い解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、政令の定めるところにより、当該解散基金加入員に係る年金又は一時金の額を加算するものとする。

6 連合会が前項に規定する残余財産の交付を受けたときは、第百三十七条第四項の規定については、当該解消基金加入員に分配されたものとみなす。

7 連合会は、第五項の規定により解散基金加入員に係る年金又は一時金の額を加算するところとならぬときは、その旨を当該解散基金加入員に通知しなければならない。

8 第百三十七条の十七第二項の規定は、第四項の規定による申出について、同条第八項の規定(年金の支給停止)

7 連合会が前条第二項の規定により支給する年金は、当該解散基金加入員が受給権を有する老齢基礎年金につきその全額の支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該年金の額のうち、二百円に当該解散した基金に係る加入員期間の月数を乗じて得た額を超える部分については、この限りでない。

(準用規定)

第一百三十七条の二十 連合会が前条第二項の規定により支給する年金は、当該解散基金加入員が受給権を有する老齢基礎年金につきその全額の支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該年金の額のうち、二百円に当該解散した基金に係る加入員期間の月数を乗じて得た額を超える部分については、この限りでない。

8 第百三十七条の十七第二項の規定は、第四項の規定による申出について、同条第八項の規定(年金の支給停止)

7 連合会が前条第二項の規定により支給する年金は、当該解散基金加入員が受給権を有する老齢基礎年金につきその全額の支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該年金の額のうち、二百円に当該解散した基金に係る加入員期間の月数を乗じて得た額を超える部分については、この限りでない。

(準用規定)

第一百三十七条の二十一 第十六条及び第二十四条の規定は、連合会が支給する年金及び一時金を受ける権利について、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条第一項及び第三項から第五項までの規定は、連合会が支給する年金について、第二十一条の二の規定は、連合会が支給する年金及び一時金について、第二十二条及び第二十三条の規定は、連合会について、第二十五条、第七十条後段及び第七十一条第一項の規定は、連合会が支給する一時金について、第二十九条の規定は、連合会が第百三十七条の十九第二項の規定により支給する年金について準用する。この場合において、第十六条中「厚生労働大臣」とあるのは「連合会」と、第二十一条の二中「支払うべき年金給付」とあるのは「支払うべき一時金」と、「年金給付の支払金」とあるのは「一時金の

支払金」と、第二十四条中「老齢基礎年金」とあるのは「連合会が支給する年金」と、第二十九条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、第七十一条第一項中「被保険者又は被保險者であつた者」とあるのは「加入員又は加入員であつた者」と読み替えるものとする。

2 第九十五条、第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項において準用する第二十三条の規定及び第一百三十七条の十九第一項の規定による徴収金について準用する。この場合において、第九十六条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第九十七条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「連合会」と、「前条第一項」とあるのは「第一百三十七条の二十第一第二項において準用する前条第一項」と、「年十四・六パーセント」(当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)とあるのは「年十四・六パーセント」と読み替えるものとする。

3 第百三十二条の二及び第百三十二条の規定は、連合会の積立金の積立て及びその運用、業務上の余裕金の運用並びに事業年度その他その財務について準用する。この場合において、同条第三項中「前条及び前二項」とあるのは、「第一百三十七条の二十一第三項において準用する前条及び前二項」と読み替えるものとする。

第五款 解散及び清算

(解散)

第一百三十七条の二十二

連合会は、次に掲げる理由により解散する。

一 評議員の定数の四分の三以上の多数による評議員会の議決

二 第百四十二条第五項の規定による解散の命令

2 連合会は、前項第一号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(連合会の解散による年金及び一時金の支給に関する義務の消滅)

第一百三十七条の二十三

(第百三十七条の二十三)

連合会は、解散したときは、当該連合会が第百三十七条の十七第四項及び

第五項

第百三十七条の十九第二項の規定により支給するものとされている年金及び一時金の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金又は一時金でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

(清算)

第一百三十七条の二十四

(第百三十七条の二十四)

連合会が第百三十七条の二十二第一項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 連合会が第百三十七条の二十二第一項第二号の規定により解散したときは、厚生労働大臣が清算人を選任する。

(準用規定)

3 第百三十六条の二、第百三十七条第二項(第二号を除く。)及び第二項並びに第百三十七条の二から第百三十七条の二の四までの規定は、連合会の清算について準用する。

第三節 雜則

(準用規定)

第一百三十八条 次の表の第一欄に掲げる規定は、同表の第二欄に掲げるものについて準用する。この場合において、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第一百一条第一項から 第三項まで及び第五項	加入員及び会員の資格に関する処分、掛 年金若しくは一時金に関する処分、掛 金に関する処分又は第百三十三条及び 第百三十七条の二十一において準用す る第一十三条並びに第百三十七条の十		

第一百三十九条	基金は、厚生労働省令の定めるところにより、その加入員の資格の取得及び喪失に 関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。 (年金数理関係書類の年金数理による確認等)	加入員及び基金又は連合会が支給する 年金又は一時金の受給権を有する者 (第十二条第二項を準 用する部分を除く。) 第四項ただし書及び 第五項を除く。)	加入員及び基金又は連合会が支給する 年金又は一時金の受給権を有する者 事項を第三号被保 險者以外の被保 險者にあつては市町 村長に、第三号被 保 險者にあつては 厚生労働大臣に對 し その旨を第三号被 保 險者以外の被保 險者に係るものに あつては市町村長 に、第三号被保 險者又は受給権者に 係るものにあつて は厚生労働大臣 会 基金又は連合会 その旨を基 金又は連合会 その旨を基 金又は連合会	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣に對 し その旨を第三号被 保 險者以外の被保 險者に係るものに あつては市町村長 に、第三号被保 險者又は受給権者に 係るものにあつて は厚生労働大臣 会 基金又は連合会 その旨を基 金又は連合会 その旨を基 金又は連合会	厚生労働大臣又は 厚生労働大臣に對 し その旨を第三号被 保 險者以外の被保 險者に係るものに あつては市町村長 に、第三号被保 險者又は受給権者に 係るものにあつて は厚生労働大臣 会 基金又は連合会 その旨を基 金又は連合会 その旨を基 金又は連合会
---------	---	--	---	--	--

いることを確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十七条第一項に規定する年金数理人が確認し、記名したものでなければならない。

（報告書の提出）

第一百四十条 基金及び連合会は、厚生労働省令の定めるところにより、その業務についての報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（報告の徴収等）

第一百四十一条 厚生労働大臣は、基金若しくは連合会又は解散した基金若しくは連合会について、必要があると認めるときは、その事業若しくはその清算事務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして当該基金若しくは連合会若しくは解散した基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

第二百四十二条 前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第三百四十二条 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（基金等に対する監督）

第一百四十二条 厚生労働大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行若しくは解散した基金若しくは連合会の清算事務（以下「基金等の事業の執行」という。）が法令、規約若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認めるとき、基金等の事業の執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会の役員若しくは解散した基金若しくは連合会の清算人が基金等の事業の執行を明らかに怠つていると認めるときは、期間を定めて、基金若しくは連合会若しくはこれらの役員又は解散した基金若しくは連合会若しくはこれらの清算人に対し、基金等の事業の執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

第二百四十二条 厚生労働大臣は、基金又は連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金又は連合会に対し、その規約の変更を命ずることができる。

第三百四十二条 基金若しくは連合会若しくはこれらの役員若しくは解散した基金若しくはこれらの清算人が第一項の命令に違反したとき、又は基金若しくは連合会が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、当該基金若しくは連合会又は解散した基金若しくは連合会に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員又は清算人の全部又は一部の改任を命ずることができる。

第四百四十二条 基金若しくは連合会又は解散した基金若しくは連合会若しくは連合会の役員を改任し、又は同項の命令に係る清算人を解任することができる。

第五百四十二条 基金若しくは連合会が第一項の命令に違反したとき、又はその事業の状況によりその事業の経営が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該基金若しくは連合会の解散を命ずることができる。

第六百四十二条 基金若しくは連合会が第一項の命令に違反したとき、又はその事業の状況によりその事業の経営が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該基金若しくは連合会の解散を命ずることとができる。

第七百四十二条 この章に規定する厚生労働大臣の権限のうち基金に係るものは、厚生労働省令の定めるところにより、その一部を地方厚生局長に委任することができる。

第八百四十二条 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令の定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第四節 罰則

第一百四十三条 第百四十一項第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百四十三条 解散した基金が、正当な理由がなくて、第百三十七条の十九第一項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者も、前項と同様とする。

第一百四十四条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して、同条の罰金刑を科する。

第一百四十五条 基金若しくは連合会又は解散した基金若しくは連合会が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金若しくは連合会の役員、代理人若しくは使用人その他従業者又は解散した基金若しくは連合会の清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第百二十条第四項（百三十七条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をして、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第百三十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第百四十条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第百四十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

五 この章の規定により基金又は連合会が行うものとされた事業以外の事業を行つた場合には、その違反行為をした基金又は連合会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第一百四十六条 基金又は連合会が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金又は連合会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第百二十二条（百三十七条の九において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

二 第百三十七条の三の四第二項又は百三十七条の三の十第二項の規定に違反して、書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれらの規定による閲覧を拒んだとき。

三 第百三十七条の十七第七項又は百三十七条の十九第七項の規定に違反して、通知をしないとき。

第四百四十七条 第百三十七条の十七第八項（百三十七条の十九第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

第五百四十七条 次の各号に掲げる場合には、十万円以下の過料に処する。

一 加入員が、第二百二十七条の二において準用する第十二条第一項又は百三十八条において準用する第百五十五条第一項の規定に違反して、届出をしなかつたとき。ただし、第二百二十七条の二において準用する第十二条第二項（百三十八条において準用する第百五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて世帯主から届出がなされたときを除く。

二 加入員が、第二百二十七条の二において準用する第十二条第一項又は百三十八条において準用する第百五十五条第一項の規定に違反して、虚偽の届出をしたとき。

三 加入員の属する世帯の世帯主が、第二百二十七条の二において準用する第百五十五条第二項（百三十八条において準用する第百五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により届出をする場合に虚偽の届出をしたとき。

四 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、百三十八条において準用する第百五十五条第四項本文の規定に違反して、届出をしなかつたとき。

第一百四十八条 第百三十七条の四の三第二項の規定に違反して、国民年金基金といふ名称又は国民年金基金連合会といふ名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 则

第一条 この法律は、昭和三十四年十一月一日から施行する。ただし、第二章、第七十四条、第七十五条及び附則第四条から附則第八条までの規定は昭和三十五年十月一日から、第七十六条から第七十九条まで、第六章中保険料に関する部分及び附則第二条の規定は昭和三十六年四月一日から、附則第三条第一項の規定は公布の日から施行する。

(基礎年金についての検討)

第一条の二 基礎年金の水準、費用負担のあり方等については、社会経済情勢の推移、世帯の類型等を考慮して、今後検討が加えられるべきものとする。

(被保険者に関する経過措置)

第二条 昭和三十五年十月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間ににおいて被保険者であつた者は、(その期間、被保険者でなかつたものとみなす)。

(被保険者の資格の特例)

第三条 第七条第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「の被保険者」とあるのは、「の被保険者」である者について、給付に関する規定を適用する場合においては、その者は、その期間、被保険者である政令で定める給付の受給権を有しない被保険者に限る。)とする。

(被保険者の資格の喪失に関する経過措置)

第四条 当分の間、第九条第五号の規定の適用については、同号中「該当するときを除く。」とあるのは、「該当するときを除く。」又は六十五歳に達したとき(附則第三条の規定により読み替えられた第七条第一項第二号に該当するときを除く。)とする。

(任意加入被保険者)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者(第二号被保険者及び第三号被保険者を除く。)は、第七条第一項の規定にかかる限り、厚生労働大臣に申し出で、被保険者となることができる。

一 日本国籍を有する者及び第一項第三号に規定する政令で定める者のいずれにも該当しなくなつたときは、その日に、被保険者の資格を喪失する。

二 日本国籍を有する者及び第一項第三号に規定する政令で定める者のいずれにも該当しなくなつたときは、その日に、被保険者の資格を喪失する。

三 日本国籍を有する者その他政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しない二十歳以上六十五歳未満のもの。

四 理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。)

五 日本国籍を有する者その他の政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しない二十歳以上六十五歳未満のもの。

六 前項第一号又は第二号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、口座振替納付を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してもしなければならない。

七 前項(第一項第三号に掲げる者にあつては、同項)の規定による申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

八 第一項の規定による被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出で、被保険者の資格を喪失することができる。

九 第一項の規定による被保険者は、第九条第一号に該当するに至つた日の翌日又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日に、被保険者の資格を喪失する。

一 六十五歳に達したとき。

二 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。

三 前項の申出が受理されたとき。

四 第二十七条各号に掲げる月数を合算した月数が四百八十に達したとき。

五 第一項の規定による被保険者は、前項の規定によつて被保険者の資格を喪失するはかかる、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第一号に該当するに至つた日に更に被保険者の資格を得たとき、又は第二号若しくは第三号に該当するに至つたときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

六 第一項第一号に掲げる者である被保険者は、前項の規定によつて被保険者の資格を喪失するはかかる、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第一号に該当するに至つた日に更に被保険者の資格を得たとき、又は第二号若しくは第三号に該当するに至つたときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

七 第一項第二号に掲げる者である被保険者は、第五項の規定によつて被保険者の資格を喪失するはかかる、前項第一号、第四号及び第五号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(同項第一号に該

当するに至つた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

八 第一項第三号に掲げる者である被保険者は、第五項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

一 日本国籍を有する者及び第一項第三号に規定する政令で定める者のいずれにも該当しなくなつたときは、その日に、被保険者の資格を喪失する。

二 日本国籍を有する者及び第一項第三号に規定する政令で定める者のいずれにも該当しなくなつたときは、その日に、被保険者の資格を喪失する。

三 被扶養配偶者となつたとき(六十歳未満であるときに限る)。

四 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

九 第一項の規定による被保険者は、第八十七条の二の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者としての被保険者期間は、第五条第一項の規定の適用については第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間と、第四十九条から第五十二条の六まで、附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての被保険者期間と、それぞれみなす。

一〇 第一項の規定による被保険者については、第八十八条の二から第九十条の三までの規定を適用しない。

一一 第一項の規定による被保険者(同項第一号に掲げる者を除く。第十三項において同じ。)は、第一百六十六条第一項及び第二項並びに第一百二十七条第一項の規定の適用については、第一号被保険者とみなす。

一二 第一項の規定による被保険者(同項第三号に掲げる者に限る。)は、第一百二十七条第一項の規定にかかる限り、その者が住所を有していた地区に係る地域型基金又はその者が加入していた職能型基金に申し出で、地域型基金又は職能型基金の加入員となることができる。この場合における第一百六十六条第一項及び第二項並びに第一百二十七条第三項の規定の適用については、第一百六十六条第一項中「有する者」とあるのは「有する者及び有していいた者」と、同条第二項中「従事する者」とあるのは「従事する者及び従事していいた者」と、第一百二十七条第三項第二号中「地域型基金の加入員」とあるのは「地域型基金の加入員(附則第五条第十二項の規定により加入員となつた者を除く。)」と、「職能型基金の加入員」とあるのは「職能型基金の加入員(同項の規定により加入員となつた者を除く。)」とする。

一三 第一項の規定による被保険者が中途脱退者であつて再びもとの基金の加入員となつた場合における第一百三十条第二項(第百三十七条の十七第五項において準用する場合を除く。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第三十四条第四項第一号の規定の適用については、第一百三十条第二項中「当該基金の加入員であつた期間」とあるのは「当該基金の加入員であつた期間と、連合会(第百三十七条の四に規定する連合会をいう。)がその支給に関する義務を負つている年金又は一時金の額の計算の基礎となる期間を除いたもの」と、昭和六十年改正法附則第三十四条第四項第一号中「同法附三百三十三条第二項に規定する加入員期間をいう。以下この号において同じ」とあるのは「同法附五百三十三条第十三項の規定により読み替えて適用する同法第百三十条第二項に規定する加入員期間を前納しているとき、又はその該当するに至つた日の属する月後における最初の四月の末日までに納付したときは、その該当するに至つた日において、前条第一項の申出をしたものとみなす。」

第六条 第一号被保険者である者が厚生年金保険法に基く老齢給付等を受けることができる者に該当するに至つた場合において、その者がこれに該当するに至らなかつたならば納付すべき保険料を、その該当するに至つた日の属する月以降の期間について、第九十三条第一項の規定により保険料を滞納し、第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

一 この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となつたとき。

二 厚生年金保険法に基く老齢給付等を受けることができる者に該当しなくなつたとき。

三 被扶養配偶者となつたとき。

四 保険料を滞納し、第九十六条第一項の規定による指定の期限までに該当するに至つた日の翌日(同項第一号に該当するときを除く。)は、当該保険料に

(被保険者期間に関する特例)

第七条の二 厚生年金保険の被保険者期間につき厚生年金保険法による保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき(同法第七十五条ただし書に該当するときを除く。)は、当該保険料に

係る厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となつた月に係る第二号被保険者としての被保険者期間は、第五条第一項の規定にかかるわらず、保険料納付済期間に算入しない。その者の配偶者が第三号被保険者である場合における当該厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となつた月に係る当該配偶者の第三号被保険者としての被保険者期間についても、同様とする。

第七条の三 第七条第一項第三号に該当しなかつた者が同号の規定に該当する被保険者となつたことに関する第十二条第五項から第八項までの規定による届出又は同号に該当する被保険者の配偶者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後引き続き厚生年金保険の被保険者となつた月に係る第五条第一項（同条第二項において第十二条第六項から第八項までの規定を準用する場合を含む）の規定による届出が行われた日の属する月前の当該届出に係る第三号被保険者としての被保険者期間（当該届出が行われた日の属する月の前々月までの二年間のうちにあるものを除く）は、第五条第一項の規定にかかるわらず、保険料納付済期間に算入しない。

2 第三号被保険者又は第三号被保険者であつた者は、その者の第三号被保険者としての被保険者期間のうち、前項の規定により保険料納付済期間に算入されない期間（前条の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての被保険者期間を除く）について、前項に規定する届出を遅滞したことについてやむを得ない事由があると認められるときは、厚生労働大臣にその旨の届出をすることができる。

3 前項の規定により届出が行われたときは、第一項の規定にかかるわらず、当該届出が行われた日以後、当該届出に係る期間は保険料納付済期間に算入する。

4 老齢基礎年金の受給権者が第二項の規定による届出を行い、前項の規定により当該届出に係る期間が保険料納付済期間に算入されたときは、当該届出のあつた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

5 第三項の規定により第二項の届出に係る期間が保険料納付済期間に算入された者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保險者期間」とあるのは、「同日以後に保険料納付済期間に算入される期間」とする。

第七条の三の二 前条第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する被保険者期間については、適用しない。

一 第三号被保険者としての被保険者期間（保険料納付済期間（政令で定める期間を除く。）に限る。以下この条において「対象第三号被保険者期間」という。）を有する者の当該対象第三号被保険者期間の一部について、第三号被保険者としての被保険者期間以外の期間として第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた場合、当該第三号被保険者としての被保険者期間以外の期間に引き続く第三号被保険者としての被保険者期間

二 対象第三号被保険者期間を有する者の当該対象第三号被保険者期間の一部の期間（以下この号において「対象一部第三号被保険者期間」という。）におけるその者の配偶者の被保険者期間が、直近の厚生年金保険の被保険者である期間に引き続く他の厚生年金保険の被保険者である期間となつたことにより、当該対象一部第三号被保険者期間について、保険料納付済期間でないものとして第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた場合、当該訂正がなされた第三号被保険者としての被保険者期間

第七条の四 第二号被保険者については、第十二条及び第一百五条の規定を適用しない。
(国民年金原簿の特例等)

第五条の五 第十四条及び第十四条の二の規定の適用については、当分の間、第十四条中「被保険者」とあるのは、「被保険者（第二号被保険者のうち第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者であるものを除く。次条において同じ。）」とする。

2 第二号被保険者であつた期間のうち厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第二号厚生年金被保険者期間」とい）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第三号厚生年金被保険者期間」とい）、同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」とい）。）につき第二十六条、第三十条第一項、第三十条の二第一項、第三十条の三第一項及び第三十条の四第一項の規定により支給する老齢基礎年金の額は、第二十七条の規定にかかるわらず、同条に定め

4 前項の請求は、厚生年金保険法附則第七条の三第一項又は第十三条の四第一項の規定により支給繰上げの請求をすることができる者にあっては、当該請求と同時にを行わなければならない。

3 第一条の請求があつたときは、第二十六条の規定にかかるわらず、その請求があつた日から、その者に老齢基礎年金を支給する。

4 前項の規定により支給する老齢基礎年金の額は、第二十七条の規定にかかるわらず、同条に定められたところによる。

第九条の二 保険料納付済期間又は保険料免除期間（第九条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの）を除く。次条第一項及び附則第九条の二の二第一項において同じ。）を有する者（以下この項において「保険料納付済期間等を有する者」という。）のうち、第二十六条ただし書に該当する者であつて保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間（附則第五条第一項第一号又は第三号に該当した期間（第二号被保険者又は第三号被保険者であつた期間、保険料納付済期間及び六十歳以上であつた期間を除く。）をいう。以下同じ。）を合算した期間が十年以上であるものは、第二十六条、次条第一項、附則第九条の二の二第一項、第九条の三第一項及び第九条の三の二第一項の規定の適用については、第二十六条ただし書に該当しないものとみなし、保険料納付済期間等を有する者のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年に満たない者であつて保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が二十五年以上であるものは、第三十七条（第三号及び第四号に限る。）の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす。

2 合算対象期間の計算については、第十二条の規定の例による。
(老齢基礎年金の支給の繰上げ)

第九条の二 保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるもの（附則第五条第一項の規定による被保険者でないものに限るものとし、次条第一項に規定する支給繰上げの請求をすることができるものを除く。）は、当分の間、六十五歳に達する前に、厚生労働大臣に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者に老齢基礎年金を支給する。

3 第一条の請求があつたときは、第二十六条の規定にかかるわらず、その請求があつた日から、その者に老齢基礎年金を支給する。

4 前項の規定により支給する老齢基礎年金の額は、第二十七条の規定にかかるわらず、同条に定められたところによる。

5 寡婦年金の受給権は、受給権者が第三項の規定による老齢基礎年金の受給権を取得したときは、消滅する。

6 第四項の規定は、第三項の規定による老齢基礎年金の受給者が第八十七条の二の規定による保険料に係る保険料納付済期間を有する場合における付加年金の額について準用する。この場合において、第四項中「第二十七条」とあるのは、「第四十四条」と読み替えるものとする。

(老齢厚生年金の支給繰上げの請求ができる者等に係る老齢基礎年金の支給の繰上げの特例)

第九条の二の二 保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者であつて、厚生年金保険法附則第八条の二各項に規定する者（同条第三項に規定する者その他政令で定めるものに限るものとし、同条各項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものに限る。）に該当するもの（六十歳以上の者であつて、かつ、附則第五条第一項の規定による被保険者でないものに限る。）は、当分の間、厚生労働大臣に老齢基礎年金の一部の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、第二十六条ただし書に該当したときは、この限りでない。

2 前項の請求は、厚生年金保険法附則第七条の三第一項又は第十三条の四第一項の規定により支給繰上げの請求をなすことができる者にあつては、当該請求と同時に行わなければならぬ。

3 第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者が六十五歳に達したときは、前項の規定にかかわらず、その請求があつた日から、その者に老齢基礎年金を支給する。

4 前項の規定により支給する老齢基礎年金の額は、第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に政令で定める率を乗じて得た額を減じた額とする。

5 第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者が六十五歳に達したときは、前項の規定にかかわらず、当該老齢基礎年金の額に、第二十七条に定める額に「から前項に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た額を加算するもの」とし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

6 前条第五項及び第六項の規定は、第三項の規定による老齢基礎年金について準用する。この場合において、同条第六項中「第四項の規定」とあるのは「次条第四項及び第五項の規定」と、「第四項中」とあるのは「次条第四項及び第五項の規定中」と読み替えるものとする。（障害基礎年金等の特例）

第九条の二の三 第三十条第一項（第二号に限る。）、第三十条の二、第三十条の三、第三十条の四第一項、第三十四条第四項、第三十六条第二項ただし書及び第四十九条並びに附則第五条の規定は、当分の間、附則第九条の二第三項若しくは前条第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者は、厚生年金保険法附則第七条の三第三項若しくは第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者については、適用しない。（併給調整の特例）

第九条の二の四 第二十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「遺族基礎年金又は寡婦年金」とあるのは「年金給付（老齢基礎年金及び障害基礎年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）並びに附加年金を除く。）」と、「老齢基礎年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）」と、「障害基礎年金の受給権者」とあるのは「障害基礎年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）」とする。

第九条の二の五 第九十七条第一項（百三十四条の二第一項において準用する場合及び第一百三十七条の二第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞金の割合（延滞金の割合の特例）

第九条の二の五 第九十七条第一項（百三十四条の二第一項において準用する場合及び第一百三十七条の二第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特別措置法基準割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該延滞税特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する老齢年金の支給)

第九条の三 第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間、保険料免除期間及び旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定められた期間であつた期間であつて政令で定める期間を合算した期間が十年以上である者

が六十五歳に達したときは、その者に老齢年金を支給する。ただし、当該保険料納付済期間と当該保険料免除期間とを合算した期間が一年以上であり、かつ、第二十六条ただし書に該当する場合に限る。

2 前項の規定により支給する老齢年金の額は、第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、第二十七条の規定の例によつて計算した額とする。
3 第一項の規定による老齢年金は、第三章（第二節及び第三十七条の規定を除く。）及び第七章から第十九章まで並びに厚生年金保険法第三十八条の規定の適用については、老齢基礎年金とみなす。

4 第二十八条、附則第九条の二（同条第一項ただし書を除く。）、第九条の二の三及び第九条の二の四の規定は、第一項に規定する要件に該当する者について準用する。この場合において、附則第九条の二第一項中「保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する」とあるのは「附則第九条の三第一項に規定する要件に該当する」と、同条第三項中「第二十六条」とあるのは「附則第九条の三第一項」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定による老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

6 第二十八条、附則第九条の二（同条第一項ただし書を除く。）、第九条の二の三及び第九条の二の四の規定は、第一項に規定する要件に該当する者について準用する。この場合において、附則第九条の二第一項中「保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する」とあるのは「附則第九条の三第一項に規定する要件に該当する」と、同条第三項中「第二十六条」とあるのは「附則第九条の三第一項」と読み替えるものとする。

7 第十六条、第十九条第一項、第四項及び第五項、第二十三条、第二十四条、第一百五十四条、第一百七十七条第一項並びに第一百十一条の規定は、脱退一時金について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(基礎年金の支払)

第九条の四 基礎年金の支払に関する事務は、政令で定めるところにより、政令で定める者に行わるべきことができる。

(第三号被保険者としての被保険者期間の特例)
第九条の四の二 被保険者又は被保険者であつた者は、第三号被保険者としての被保険者期間（昭和六十一年四月から公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）。次条第一項において「平成二十五年改正法」といふ。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「平成二十五年改正法一部施行日」という。）の属する月の前月までの間にある保険料納付済期間（政令で定める期間を除く。）に限る。）のうち、第一号被保険者としての被保険者期間として第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた期間（附則第九条の四の六第一項及び第二項において「不整合期間」という。）であつて、当該訂正がなされたときにおいて保険料を徴収する権利が時効によつて消滅しているもの（以下「時効消滅不整合期間」という。）について、厚生労働大臣に届出をしができる。

前項の規定により届出が行われたときは、当該届出に係る時効消滅不整合期間（第四項及び次条第一項において「特定期間」という。）については、この法律その他の政令で定める法令の規定を適用する場合においては、当該届出が行われた日以後、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなすほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

次条第一項の規定その他政令で定める規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

特定期間を有する者に対する昭和六十一年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第九条の四の二第二項の規定により同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間」とみなされた期間」とする。

(特定保険料の納付)
第九条の四の三 平成二十五年改正法附則第九十八条の政令で定める日の翌日から起算して三年を経過する日（以下「特定保険料納付期限日」という。）までの間において、被保険者又は被保険者であつた者（特定期間を有する者に限る。）は、厚生労働大臣の承認を受け、特定期間のうち、保険料納付済期間以外の期間であつて、その者が五十歳以上六十歳未満であつた期間（その者が六十歳未満である場合にあつては、承認の日の属する月前十年以内の期間）の各月につき、承認の日の属する月前十年以内の期間の各月の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額のうち最も高い額（承認の日の属する月前十年以内の期間にあつては、当該加算した額）の保険料（以下この条及び附則第九条の四の九第四項において「特定保険料」という。）を納付することができる。

前項の規定による特定保険料の納付は、先に経過した月の保険料に係る特定保険料から順次に行うものとする。
3 第一項の規定により特定保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。
4 老齢基礎年金の受給権者が第一項の規定による特定保険料の納付を行つたときは、納付が行われた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。ただし、次条に規定する特定受給者については、特定保険料納付期限日の属する月の翌月から、年金額を改定する。
5 前各項に定めるもののほか、特定保険料の納付手続その他特定保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。

(特定受給者の老齢基礎年金等の特例)

第九条の四の四 平成二十五年改正法一部施行日以後に第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより時効消滅不整合期間となつた期間を有する者であつて、平成二十五年改正法一部施行日において当該時効消滅不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとし

て老齢基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けているもの（これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。次条において「特定受給者」という。）が有する当該時効消滅不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定（老齢基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齢給付等に係るものに限る。）を適用する場合においては、特定保険料納付期限日までの間、保険料納付済期間とみなす。この場合において、附則第九条の四の二第二項の規定は、適用しない。

(特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の特定受給者の老齢基礎年金の額)
第九条の四の五 特定受給者に支給する特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の月分の老齢基礎年金の額については、訂正後年金額（第二十七条及び第二十八条並びに附則第九条の二及び第九条の二の二並びに昭和六十一年改正法附則第十七条の規定に定める額をいふ。）が訂正前年金額（前条に規定する時効消滅不整合期間となつた期間を保険料納付済期間とみなして第二十七条及び第二十八条並びに附則第九条の二及び第九条の二の二並びに昭和六十一年改正法附則第十七条の規定を適用した場合におけるこれらの規定に定める額をいふ。）に百分の九十を乗じて得た額（以下この条において「減額下限額」という。）に満たないときは、第二十七条及び第二十八条並びに附則第九条の二及び第九条の二の二並びに昭和六十一年改正法附則第十七条の規定にかかるわらず、減額下限額に相当する額とする。

(不整合期間を有する者の障害基礎年金等に係る特例)

第九条の四の六 平成二十五年改正法一部施行日以後に第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより不整合期間となつた期間を有する者であつて、平成二十五年改正法一部施行日において当該不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして障害基礎年金又は厚生年金保険法その他の政令で定める法令に基づく障害を支給事由とする年金たる給付を受けているもの（これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。）の当該不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定（これらの給付に係るものに限る。）を適用する場合においては、保険料納付済期間とみなす。

平成二十五年改正法一部施行日以後に第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより不整合期間となつた期間を有する者の死亡に係る遺族基礎年金又は厚生年金保険法その他の政令で定める法令に基づく死亡を支給事由とする年金たる給付であつて、平成二十五年改正法一部施行日において当該不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして支給されているもの（これらの給付の全部につき支給が停止されているものを含む。）の受給資格要件たる期間の計算の基礎となる当該不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定（これらの給付に係るものに限る。）を適用する場合においては、保険料納付済期間とみなす。

3 附則第九条の四の二第一項の規定により届出が行われたときは、当該届出が行われた日以後、当該届出に係る期間については、第一項の規定は、適用しない。

(特定事由に係る申出等の特例)

第九条の四の七 被保険者又は被保険者であつた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができる。
1 特定事由（この法律その他の政令で定める法令の規定に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかつたこと又はその処理が著しく不当であることをいう。以下この条及び附則第九条の四の九から第九条の四の十一までにおいて同じ。）により特定手続（第八十七条の二第一項の申出その他の政令で定める手続をいう。以下この条において同じ。）をすることができないなつたとき。
2 特定事由により特定手続を遅滞したとき。

厚生労働大臣は、前項の申出に理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。
第一項の申出をした者が前項の規定による承認を受けた場合において、特定事由がなければ特定手続が行われていたと認められるときに当該特定手続が行われていたとしたならば当該特定手続に係る規定により当該申出をした者が被保険者となる期間があるときは、当該期間は、この法

律その他の政令で定める法令の規定（第八十七条第一項及び第二項並びに第八十八条第一項の規定をその他の政令で定める規定を除く。）を適用する場合においては、当該申出のあつた日以後、当該特定手続に係る規定による被保険者としての被保険者期間（附則第九条の四の九第一項第二号において「特定被保険者期間」という。）とみなす。

4 第一項の申出をした者が第二項の規定による承認を受けた場合において、特定事由がなければ特定手続が行われていたと認められるときには、当該特定手続が行われていたとしたならば当該特定手続に係る規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされる期間があるときは、当該期間は、この法律その他の政令で定める法令の規定を適用する場合においては、当該申出のあつた日以後、当該特定手続に係る規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料による期間は、当該申出のあつた日以後、当該特定手続が行われていたと認められた場合は、次の各号のいずれかに該当する期間（保険料納付済期間を除く。第三項において「対象期間」という。）を有するときは、厚生労働大臣における「特定被保険者期間」という。）とみなす。

5 第一項の申出をした者が第二項の規定による承認を受けた場合において、特定事由がなければ特定手続が行われていたと認められたときに当該特定手続が行われていたとしたならば当該特定手続に係る規定により当該申出をした者が付加保険料（第八十七条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料にあつてはその一部の額以外の残余の額とし、第一項第二号において「特定一部免除期間」という。）とみなす。ただし、当該申出をした者がこれを希望しない期間については、この限りでない。

6 第一項の申出をした者が第二項の規定による承認を受けた場合において、特定事由がなければ特定手続が行われていたと認められるときに当該特定手続が行われていたとしたならば当該特定手続に係る規定により保険料を納付することを要しないものとされる期間（以下この項から第八項までにおいて「全額免除対象期間」という。）があるときは、当該全額免除対象期間は、この法律その他の政令で定める法令の規定を適用する場合においては、当該申出のあつた日以後、当該特定手続に係る規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間（次項及び第八項並びに附則第九条の四の十一第一項第三号において「特定全額免除期間」という。）とみなす。ただし、当該申出をした者がこれを希望しない期間については、この限りでない。

7 老齢基礎年金の受給権者が第二項の規定による承認を受けた場合において、前項の規定により全額免除対象期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの）を除く。）が特定全額免除期間とみなされたときは、第一項の申出のあつた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

8 第六項の規定により全額免除対象期間とみなされた者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後第六項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間（次項及び第八項並びに附則第九条の四の十一第一項第三号において「特定全額免除期間」という。）とみなす。ただし、当該申出をした者がこれを希望しない期間については、この限りでない。

9 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、第二項の規定による承認の基準を定めるものとする。

10 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の手続その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（昭和六十二年三月三十一日以前の期間についての特定事由に係る申出等）

第十九条の四の八 昭和六十一年三月三十一日以前の期間について、前条の規定を適用する場合においては、同条第六項中「当該特定手続に係る規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間」とあるのは「昭和六十一年改正法第一条の規定による改正前の第五条第四項に規定する保険料免除期間」とするほか、同条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（特定事由に係る保険料の納付の特例）

第九条の四の九 被保険者又は被保険者であった者は、次の各号のいずれかに該当する期間（保険料納付済期間を除く。第三項において「対象期間」という。）を有するときは、厚生労働大臣における「特定被保険者期間」という。）とみなす。

1 特定事由により保険料（第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料にあつてはその一部の額以外の残余の額とし、付加保険料を除く。以下この条において同じ。）を納付することができることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の申出（同項第一号に係るものに限る。）に理由があると認めるとき、又は同項の申出（同項第二号又は第三号に係るものに限る。）があつたときは、その申出を承認するものとする。

3 第一項の申出をした者は、前項の規定による承認を受けたときは、当該承認に係る対象期間の各月につき、当該各月の保険料に相当する額の保険料（以下この条において「特例保険料」という。）を納付することができる。

4 第一項の申出（同項第一号に係るものに限る。）をした者が特定事由により納付することができなくなった保険料が、特定保険料その他の政令で定める保険料であるときは、特例保険料の額は、前項の規定にかかるわらず、政令で定める額とする。

5 第三項の規定による特例保険料の納付は、先に経過した月の保険料に係る特例保険料から順次行うものとする。

6 第三項の規定により特例保険料の納付が行われたときは、第一項の申出のあつた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

7 老齢基礎年金の受給権者が第三項の規定による特例保険料の納付を行つたときは、第一項の申出のあつた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

8 第三項の規定により特例保険料を納付した者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第九条の四の九第三項の規定による納付が行われたことにより保険料納付済期間又は保険料免除期間」とする。

9 附則第九条の四の七第九項及び第十項の規定は、第二項の規定による承認について準用する。前各項に定めるもののほか、第一項の申出の手続その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（特定事由に係る付加保険料の納付の特例）

第九条の四の十 被保険者又は被保険者であった者は、次の各号のいずれかに該当する期間（付加保険料に係る保険料納付済期間を除く。第三項において「付加対象期間」という。）を有するときは、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができる。

1 特定事由により付加保険料を納付することができなくなつたと認められる期間

2 附則第九条の四の七第五項の規定により特定付加納付期間とみなされた期間

3 第一項の申出（同項第二号に係るものに限る。）があつたときは、その申出を承認するものとする。

4 前項の規定による特例付加保険料の納付は、保険料の納付が行われた月についてのみ行うことができる。

5 前条第五項から第七項までの規定は、第三項の場合に準用する。

6 老齢基礎年金の受給権者（付加保険料に係る保険料納付済期間を有する者を除く。）が第三項の規定による特例付加保険料の納付を行つた場合における第四十三条の規定の適用については、同条中「老齢基礎年金の受給権を取得した」とあるのは、「附則第九条の四の十第一項の規定による申出をして」とする。

7 附則第九条の四の七第九項及び第十項の規定は、第二項の規定による承認について準用する。前各項に定めるもののほか、第一項の申出の手続その他前各項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。（特定事由に係る保険料の追納の特例）

8 第九条の四の十一 被保険者又は被保険者であつた者は、次の各号のいずれかに該当する期間（保険料納付済期間を除く。第三項において「追納対象期間」という。）を有するときは、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができる。

9 一 特定期由により第九十四条の規定による追納をすることができなくなつたと認められる期間

10 二 附則第九条の四の七第六項の規定により特定一部免除期間とみなされた期間

11 三 附則第九条の四の七第六項の規定により特定全額免除期間とみなされた期間

12 又は同項の申出（同項第二号又は第三号に係るものに限る。）があつたときは、その申出を承認するものとする。

13 第一項の申出をした者は、前項の規定による承認を受けたときは、当該承認に係る追納対象期間の各月の保険料（第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料に限る。）の全部又は一部につき納付することができる。ただし、同条第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されたとき限り、前項の規定による追納は、先に経過した月の分の保険料から順次に行うものとする。

14 第三項の場合において追納すべき額は、当該追納に係る期間の各月の保険料の額に政令で定める額を加算した額とする。

15 附則第九条の四の九第六項から第八項までの規定は、第三項の場合に準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

16 第九条の四の十二 附則第九条の四の七第九項及び第十項の規定は、第二項の規定による承認について準用する。前各項に定めるもののほか、第一項の申出の手続その他前各項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。（昭和六十一年三月三十一日以前の期間についての特定事由に係る保険料の納付等）

17 第九条の四の十一 昭和六十一年三月三十一日以前の期間について前三条の規定を適用する場合においては、附則第九条の四の九第六項の規定により保険料が納付されたものとみなされた期間は、同条第一項の申出のあつた日以後、昭六十年改正法第一条の規定による改正前の第五条第三項に規定する保険料納付済期間とみなすほか、前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務）

18 第九条の五 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十二条第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を、当該債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

19 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二十八条の規定による改正前の独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第一百六十六号）第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権の管理及び回収の業務を、当該債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

20 6 (機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等)

7 第十一条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四号）附則第十九条その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法（平成十九年法律第一百九号）附則第二十条の規定による改正後の国民年金法（次項において「新国民年金法」という。）第百九条の四から第百九条の十二までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

8 前項の場合において、新国民年金法第百九条の四から第百九条の十二までの規定の適用についての技術的読替えその他これらの規定の適用に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

9 附則 第三四年四月二〇日法律第一四八号）抄

10 (施行期日) この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第七百四十七号）の施行の日から施行する。

11 附則 (昭和三五年八月一日法律第一三五号) 抄

12 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

13 附則 (昭和三六年一〇月三一日法律第一六六号) 抄

14 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

15 附則 (昭和三六年一〇月三二日法律第一六七号) 抄

16 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

17 1 この法律による改正後の第十八条の二の規定は、この法律の施行前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際これに乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、この法律の施行の際まだその生死が分らないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなりこの法律の施行の際まだその死亡の時期が分らない者についても、適用する。

18 (未支給年金に関する経過措置)

19 2 この法律による改正後の第十九条第四項の規定によりその年金を受けるべき遺族の順位を定めることの法律による改正後の第十九条第四項の規定によつて支給される年金の受給権者で、その年金を請求しないで昭和三十六年四月一日以後この法律の施行前に死亡したものに係る未支給の年金の支給についても、同様とする。

20 3 昭和三十六年四月一日前に死亡した年金の受給権者に係る未支給の年金の支給については、なお従前の例による。第五十三条第一項又は第五十六条第一項の規定によつて支給される年金の受給権者で、その年金を請求しないで昭和三十六年四月一日以後この法律の施行前に死亡したものに係る未支給の年金の支給についても、同様とする。

21 4 昭和三十六年四月一日以後この法律の施行前に死亡した年金の受給権者に係る未支給の年金につきこの法律による改正後の第十九条第四項の規定によりその年金を受けるべき遺族の順位を定める場合において、先順位者たるべき者（先順位者たるべき者が二人以上あるときは、そのすべての者）がこの法律の施行前に死亡しているときは、この法律の施行の際ににおけるその次順位者を当該未支給の年金を受けるべき順位の遺族とする。

22 (福祉年金の支給停止に関する経過措置)

23 5 この法律による改正後の第六十五条第四項及び第六十六条第六項の規定は、昭和三十六年五月以降の月分の福祉年金について適用し、同年四月以前の月分の福祉年金についての受給権者の所得による支給の停止及び同月以前の月分の母子福祉年金についての受給権者が妻又は夫の子と生計を同じくすることによる支給の停止については、なお従前の例による。

24 6 昭和三十五年分の所得につき、この法律による改正後の第六十六条第五項の規定を適用する場合においては、同条中「同法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二十五号）による改正前の所得税法に規定する扶養親族」と、「控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びに扶養親族の数及び年齢」とあるのは「扶養親族の数」と、それぞれ読み替えるものとする。

(被保険者の資格に関する経過措置)	7 明治三十九年四月一日に生まれた者の被保険者の資格については、第七十五条第一項及び附則第七条第一項の改正規定にかかるらず、なお従前の例による。
8 明治四十四年四月一日に生まれた者であつて、昭和三十六年四月において第七条第一項に該当し、かつ、同条第二項第一号に該当しなかつたものは、第七十五条第一項及び附則第七条第一項の規定による申出があつたものとみなす。	（時効に関する経過措置）
9 この法律による改正後の第一百二条第二項の規定は、この法律の施行前に福祉年金がその全額につき支給を停止されていた間についても、適用する。	（施行期日）
附 則（昭和三六年一月一日法律第一八〇号）抄	（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行し、この附則に特別の定めがあるものを除き、昭和三十六年四月一日から適用する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
（延滞金に関する経過措置）	（健康保険法等の一部改正に伴う経過規定）
第二十条 第三十三条、第三十七条及び第三十八条の規定中延滞金に関する部分並びに第四十条の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。	1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三七年四月二日法律第六七号）抄	（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。	第一条 この法律は、昭和三十七年五月一日から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（老齢福祉年金に関する経過措置）	（附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一一五号）抄）
2 この法律による改正前の第五十三条第一項の規定による老齢福祉年金は、この法律による改正後の第七十九条の二第一項の規定による老齢福祉年金とみなす。	1 この法律は、公布の日から施行する。
3 昭和三十七年五月一日前に母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の第六十三条第一項（第六十四条の四において準用する場合を含む。）の規定によつて計算した額に改定する。（福祉年金の支給停止に関する経過措置）	（附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一一五号）抄）
4 この法律による改正後の第六十五条第六項及び第六十七条第二項（第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十六年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十五年以前の年の所得によるこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。	（施行期日）
5 この法律による改正後の第四十七条、第六十五条第三項から第五項まで（第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）及び第八十三条第二項の規定は、昭和三十七年十月以降の月にかかる支給を停止する。	（施行期日）

6 昭和三十七年九月以前の月分の老齢福祉年金及び障害福祉年金についてのその受給者の配偶者が公的年金給付を受けることができるることによる支給の停止については、第六十六条の改正規定にかかるらず、なお従前の例による。	（附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一一五号）抄）
7 この法律の施行後は社会保険庁長官が行なうこととなる保険給付を受ける権利の裁定その他の処分であつて、この法律の施行前に厚生大臣が行なつたものは、社会保険庁長官が行なつた保険給付を受ける権利の裁定その他の処分とみなす。	（附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一一五号）抄）
8 この法律の施行後は社会保険庁長官に対して行なうこととなる申請、届出その他の行為であつて、この法律の施行の際現に厚生大臣に対して行なわれているものは、社会保険庁長官に対して行なわれている申請、届出その他の行為とみなす。	（附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一一五号）抄）
9 この法律は、公布の日から施行する。	（附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一一五号）抄）
（健康保険法等の一部改正に伴う経過規定）	（附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一一五号）抄）
10 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。	（附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一一五号）抄）
11 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるらず、なお従前の例による。	（附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一一五号）抄）
12 この法律による改正後の規定にかかるらず、なお従前の例による。	（附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一一五号）抄）
13 この法律の施行後は社会保険庁長官が行なうこととなる保険給付を受ける権利の裁定その他の処分であつて、この法律の施行前に厚生大臣が行なつたものは、社会保険庁長官が行なつた保険給付を受ける権利の裁定その他の処分とみなす。	（附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一一五号）抄）
14 この法律の施行後は社会保険庁長官に対して行なうこととなる申請、届出その他の行為であつて、この法律の施行の際現に厚生大臣に対して行なわれているものは、社会保険庁長官に対して行なわれている申請、届出その他の行為とみなす。	（附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一一五号）抄）
15 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。	（附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一一五号）抄）
（附 則（昭和三七年九月八日法律第一五二号）抄）	（附 則（昭和三七年九月八日法律第一五二号）抄）
1 この法律は、昭和三十七年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。	（附 則（昭和三七年九月八日法律第一五二号）抄）
2 この法律は、昭和三十七年十二月一日から施行する。	（附 則（昭和三七年九月八日法律第一五二号）抄）

- 2 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 1 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができる事とされるが、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 5 5 前八項に定めるものほか、この法律の施行に関する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 6 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 7 7 この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 8 前八項に定めるものほか、この法律の施行に関する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 9 附則（昭和三八年七月一六日法律第一五〇号）抄
(施行期日)
- 1 1 第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条及び第七十九条の二第三項の改正規定は、昭和三十八年九月一日から施行する。
- 2 2 （障害福祉年金等の額の改定）
昭和三十八年九月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十八条、第六十二条（同法第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。（母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に関する経過措置）
- 3 3 この法律の施行の際現に母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、この法律による改正後の国民年金法第六十一条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第六十四条の三第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの（義務教育終了前のものを除く。）と生計を同じくするときは、この法律の施行の日の属する月の翌月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。
- 4 4 夫の死亡の当时夫によつて生計を維持した妻であつてこの法律の施行の日において二十歳をこえるもの（前項に規定する妻を除く。）が、この法律の施行の際現に夫又は妻の子であつて別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後で二十歳未満であるものの（夫の死亡の当时夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、この法律による改正後の国民年金法第六十一条第一項本文の規定にかかるわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 5 5 一 妻が、現に婚姻をしているとき。
二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）
三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

- 5 5 一、男子たる子、父又は祖父の死亡の當時その死亡によつて生計を維持した祖母又は姉であつて、この法律の施行の日において二十歳をこえるもの（附則第三項に規定する祖母又は姉を除く。）が、この法律の施行の際現にこの法律による改正後の国民年金法第六十四条の三第二項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、義務教育終了後であるものに限る。）におけるときは、同条第一項本文の規定にかかるわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 6 6 一 祖母又は姉が、現に婚姻をしているとき。
二 祖母又は姉が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき（その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。）
三 祖母又は姉と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか又は祖母又は姉以外の者の養子となつてゐるとき（その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。
- 7 7 附則（昭和三八年七月一六日法律第一五〇号）抄
(施行期日)
- 8 8 一、国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項又は同法附則第六条第一項の規定による被保険者を除む。）中「十八万円」とあるのは「十五万円」と、同法第六十六条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）中「六十万円」とあるのは「五十万円」と、それぞれ読み替えるものとする。
(高齢任意加入被保険者に関する経過措置)
- 9 9 二、国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項又は同法附則第六条第一項の規定による被保険者を除む。）中「十八万円」とあるのは「十五万円」と、同法第六十六条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）中「六十万円」とあるのは「五十万円」と、それぞれ読み替えるものとする。
(高齢任意加入被保険者に関する経過措置)
- 10 10 三、この法律による改正後の国民年金法附則第九条の三の規定は、昭和三十八年九月以降の月分の母子年金及び準母子年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの年金についての当該夫、男子たる子、父又は祖父の死亡について公的年金給付を受けることができる者があることにによる支給の停止については、なお従前の例による。
- 11 11 附則（昭和三九年五月三〇日法律第八七号）抄
(施行期日)
- 12 12 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第三十条第一項、第八十一条及び別表の改正規定並びに第二条中児童扶養手当法第三条第一項の改正規定は、昭和三十九年八月一日から施行する。
- 13 13 第二条 病気にかかり、又は負傷し、かつ、国民年金法第三十条第一項第一号の要件に該当する者が、昭和三十九年八月一日前になおつたその傷病により、同日においてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の障害の状態（この法律による改正前の同法別表に定める程度の障害の状態

態を除く。以下同じ。)にあるときは、この法律による改正後の同法第三十条第一項本文の規定にかかるわらず、その者に同条の障害年金を支給する。

2 初診日が二十歳に達する日前である傷病により障害の状態にある者が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、国民年金法第三十条第一項第一号の要件に該当し、新たに発した傷病が昭和三十九年八月一日前になおり、かつ、同日において前後の障害を併合してこの法律による改正後の同法別表に定める程度の障害の状態にあるときは、同法第三十条第二項本文の規定にかかるわらず、その者に同条の障害年金を支給する。ただし、二十歳に達する日前におけるその傷病に係る初診日において同法第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者については、この限りでない。

3 昭和十六年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において二十歳をこえた者)については、前項中「二十歳に達する日」又は「二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ「昭和三十六年四月一日」と読み替えるものとする。

(母子年金及び準母子年金の額の改定)

第三条 昭和三十九年八月一日において、母子年金又は準母子年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、国民年金法第三十七条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第四十一条の二第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあるもの(十八歳未満のものを除く。)と生計を同じくするときは、

(母子年金及び準母子年金の額の改定)

同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子年金又は準母子年金の額を改定する。

(母子年金及び準母子年金の支給要件に関する経過措置)

第四条 夫の死亡日の前日において国民年金法第三十七条第一項第一号の要件に該当し、かつ、夫の死亡の当时夫によって生計を維持した妻(前条に規定する妻を除く。)が、昭和三十九年八月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるもの(夫の死亡の当时夫によって生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、同法第三十七条第一項本文の規定にかかるわらず、その者に同条の母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしているとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてているとき(夫の死亡後に養子となつた場合に限る。)。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつているとき(その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)。

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡日の前日において国民年金法第四十一条の二第一項第一号の要件に該当し、かつ、死亡者の死亡の当时その死亡によつて生計を維持した女子(前条に規定する祖母又は姉を除く。)が、昭和三十九年八月一日において同法第四十一条の二第二項に規定する準母子状態(同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にある十八歳以上である者に限る。)にあるときは、同法第一項本文の規定にかかるわらず、その者に同条の準母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてているとき(その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。)。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつてているとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)。

(遺児年金の支給要件に関する経過措置)

第五条 国民年金法第四十二条第一号の要件に該当する父又は母の死亡の当时父又は母によつて生計を維持した子が、昭和三十九年八月一日においてこの法律による改正後の同法別表に定める程

度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるときは、同条本文の規定にかかるわらず、その者に同条の遺児年金を支給する。ただし、その子が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 現に婚姻をしているか又は養子となつてているとき(父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)。

二 現に離縁によって、死亡した父又は母の子でなくなつていているとき。

三 現に母又は父と生計を同じくしているとき。

(障害福祉年金の支給要件に関する経過措置)

第六条 昭和二十七年八月三日から昭和三十九年八月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者(初診日において国民年金法第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。)により、同日においてこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の障害の状態(この法律による改正前の同法別表に定める一級に該当する程度の障害の状態にあつた者であつて、これらの傷病による障害を併合してのみこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の障害の状態にあつたものについては、この限りでない。

2 前項の場合において、その子が遺児年金を請求したときは、同年九月から、その子の遺児年金の額を国民年金法第四十四条第一項に規定する額に改定する。

3 第一項の遺児年金については、同項の子は、当該父又は母の死亡につき昭和三十九年八月一日前に国民年金法第五十二条の二の規定による死亡二時金の請求をした場合においても、なお同法第五十二条の五の規定により遺児年金を選択することができる。

4 前項の場合において、その子が遺児年金を請求したときは、その子に対しても支払われた前項の場合において、同項の子以外の子で、昭和三十九年八月一日前になおつた傷病を国民年金法第四十二条第一項に規定する額に改定する。

5 第一項の遺児年金についても、同様とする。

(障害福祉年金の支給要件に関する経過措置)

第六条 昭和二十七年八月三日から昭和三十九年八月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者(初診日において国民年金法第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。)により、同日においてこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の障害の状態(この法律による改正前の同法別表に定める一級に該当する程度の障害の状態にあつた者であつて、これらの傷病による障害を併合してのみこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の障害の状態にあつたものについては、この限りでない。

2 明治二十七年八月三日から昭和十九年八月一日までの間に生まれた者(昭和三十九年八月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者)が、昭和三十九年八月一日において、初診日が昭和三十六年七月三十一日以前である傷病(初診日において国民年金法第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。)でおらないもの(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた傷病を除く。)があることにより、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の障害の状態にあるときは、同法第五十六条第一項本文の規定にかかるわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。ただし、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であつた者があつては、二十歳に達した日)以後である二以上の傷病による障害の状態にある者であつて、これらの傷病による障害を併合してのみこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の障害の状態にあるものについては、この限りでない。

3 前二項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であつた者があつては、二十歳に達した日)以後である傷病により、又は初診日が同日前である傷病による障害と併合して前二項に規定する障害の状態にある者については、同日以後である初診日において被保険者であつて、その初診日の前日において同法第五十六条第一項第二号に該当しなかつたものであるとき限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。

(母子福祉年金及び準母子福祉年金の額の改定)

第七条 昭和三十九年八月一日において、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、国民年金法第六十一条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第六十

四条の三第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの（義務教育終了前のものを除く。）と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

（母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に関する経過措置）

第八条 夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻（前条に規定する妻を除く。）であつて昭和十九年八月一日以前に生まれたもの（昭和三十九年八月一日において二十歳をこえる者）が、昭和三十九年八月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の国民年金法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後で二十歳未満であるもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、同法第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしているとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつていているとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつているとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子（前条に規定する祖母又は姉を除く。）であつて、昭和三十九年八月一日以前に生まれたもの（昭和三十九年八月一日において二十歳をこえる者）が、昭和三十九年八月一日において国民年金法第六十四条の三第二項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後である者に限る。）にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき（その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつていているとき（その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつていているとき（その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

前二項の規定は、死亡者の死亡日が昭和三十六年四月一日以後である妻又は女子については、死亡者の死亡日において被保険者であった者であつて、その死亡日の前日において国民年金法第六十一条第二号又は第六十四条の三第一項第二号にそれぞれ該当しなかつたものであるとき限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者）については、この限りでない。

（障害福祉年金等の支給停止に関する経過措置）

第九条 この法律による改正後の国民年金法第六十五条第五項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十九年一月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、昭和三十八年十二月以前の月分のこれらのが支給の停止については、なお従前の例による。

2 国民年金法第六十五条第六項及び第六十七条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、この法律による改正後の同法別表の規定は、昭和六十五条第五項に規定する給付を受けることができるこの月分のこれらの福祉年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの福祉年金については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の国民年金法第六十五条第六項、第六十六条第一項から第三項まで及び第六十七条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和

三十八年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十七年以前の年の所得によるこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

4

前項の場合において、当該所得が昭和三十八年の所得であるときは、この法律による改正後の国民年金法第六十六条第一項及び第二項（同条第三項の規定を適用する場合及び同法第六十七条第二項において例による場合を含む。）中、「所得税法第十二条の九」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二十号）による改正前の所得税法第十二条の八」と、「所得税法第十二条の十」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二十号）による改正前の所得税法第十二条の九」とそれぞれ読み替えるものとし、当該所得が昭和三十九年の所得であるときは、同条第二項第二号（同条第三項の規定を適用する場合及び同法第六十七条第二項において例による場合を含む。）中、「同号」と「に規定する控除額」とあるのは、「三万八千八百円」と読み替えるものとする。

附 則（昭和三九年六月一九日法律第一一〇号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年七月六日法律第一五二号）抄

（施行期日）

この法律は、昭和三十九年七月六日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和四〇年三月三一日法律第三六号）抄

（施行期日）

この法律は、昭和三十九年三月三一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和四〇年三月三一日法律第三六号）抄

（施行期日）

この法律は、昭和三十九年三月三一日（以下「施行日」という。）から施行する。

第五条 第二章の規定による改正後の法令の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十年分以後の所得又はこれらの法令の規定に規定する法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税又は当該法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（国民年金法の一一部改正に伴う経過規定）

第五十九条 第五十九条の規定による改正後の国民年金法第六十六条第一項（同法第六十七条第二項第二号において例による場合を含む。）、第二項（同法第六十六条第三項の規定を適用する場合及び同法第六十七条第二項第三号において例による場合を含む。）及び第四項（これらの規定を同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十年以後の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による当該支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和四〇年五月三一日法律第九三号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法別表の改正規定及び第二条中児童扶養手当法第三条第一項の改正規定は昭和四〇年八月一日から、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条及び第七十九条の二第三項の改正規定は同年九月一日から施行する。

（障害年金の支給要件に関する経過措置）

第二条 初診日が二十歳に達する日前である傷病により障害の状態にある者が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、国民年金法第三十条第一項第一号の要件に該当し、新たに発した傷病に係る障害認定期が昭和四〇年八月一日前であり、かつ、同日において前後の障害を併合してこの法律による改正後の同法別表に定める程度の障害の状態（この法律による改正前の同法別表に定める程度の障害の状態を除く。以下同じ。）にあるときは、同法第三十条第二項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。ただし、二十歳

に達する日前におけるその傷病に係る初診日において同法第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者については、この限りでない。

昭和十六年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において二十歳をこえた者）については、前項中「二十歳に達する日」又は「二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ「昭和三十六年四月一日」と読み替えるものとする。

（母子年金及び準母子年金の額の改定）

第三条 昭和四十年八月一日において、母子年金又は準母子年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、国民年金法第三十七条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第四十一条の二第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあるもの（その母子年金又は準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。）と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子年金又は準母子年金の額を改定する。

（母子年金及び準母子年金の支給要件に関する経過措置）

第四条 夫（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の死亡日の前日において国民年金法第三十七条第一項第一号の要件に該当し、かつ、夫の死亡の当时夫によつて生計を維持した妻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であつて前条に規定する妻以外のものが、昭和四十年八月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるもの（夫の死亡の当时夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、同法第三十七条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしているとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となつてゐるとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡日の前日において国民年金法第四十一条の二第一項第一号の要件に該当し、かつ、死亡者の死亡の当时その死亡者によつて生計を維持した女子（前条に規定する祖母又は姉を除く。）が、昭和四十年八月一日において同法第四十一条の二第二項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にある、かつ、十八歳以上である者に限る。）にあるときは、同条第一項本文の規定の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上である者に限る。）にあるときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

（年金額に関する経過措置）

第七条 昭和四十年八月以前の月分の母子年金、準母子年金、遺児年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

（障害福祉年金の支給要件に関する経過措置）

第八条 明治二十八年八月三日から昭和二十年八月一日までの間に生まれた者（昭和四十年八月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者）が、障害認定日が昭和四十年八月一日以前である傷病（初診日において国民年金法第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。）により、同日においてこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の障害の状態にあるときは、同法第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。ただし、初診日が昭和三十六年四月一日（同日において二十歳未満であった者にあつては、二十歳に達した日）以後である二以上の傷病により障害の状態にある者であつて、これらの傷病による障害を併合してのみこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の障害の状態にあるものについては、この限りでない。

2 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日（同日において二十歳未満であつた者にあつては、二十歳に達した日）前である傷病による障害と初診日が同日以後である傷病による障害と併合して同項に規定する障害の状態にある者については、初診日が同日以後である傷病による障害が厚生大臣の定める程度以上のものであり、かつ、その傷病の初診日において次の各号の要件に該当したものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者）については、この限りでない。

一 現に婚姻をしているか又は養子となつてゐるとき（父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

二 現に離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつてゐるとき。

三 現に母又は父と生計を同じくしてゐるとき。

2 前項の場合において、同項の子以外の子で、昭和四十年八月一日において当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を有するものがあるときは、同年九月から、その子の遺児年金の額を国民年金法第四十四条第一項に規定する額に改定する。

3 第一項の遺児年金については、同項の子は、当該父又は母の死亡につき昭和四十年八月一日前に国民年金法第五十二条の二の規定による死亡一時金の請求をした場合においても、なお同法第五十二条の五の規定により遺児年金を選択することができる。

4 前項の場合において、その子が遺児年金を請求したときは、その子に対しても支払われた当該死亡一時金は、遺児年金の内払とみなす。遺児年金を請求した後にその子に対して死亡一時金が支払われた場合におけるその死亡一時金についても、同様とする。

（障害福祉年金等の額の改定）

第六条 昭和四十年九月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十八条、第六十二条（同法第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2 昭和四十年八月一日において、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、国民年金法第六十一条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第六十四条の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十八条、第六十二条（同法第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

3 第一項の場合において、その子が遺児年金を選択するときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子福祉年金又は準母子

（遺児年金の支給要件に関する経過措置）

第五条 国民年金法第四十二条第一号の要件に該当する父又は母の死亡の當時父又は母によつて生計を維持した子が、昭和四十年八月一日においてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるときは、同条本文の規定にかかわらず、その者に同条の遺児年金を支給する。ただし、その子が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 被保険者であつた者については、初診日の前日において国民年金法第五十六条第一項第二号に該当しなかつたこと。

二 被保険者でなかつた者については、初診日の前日において国民年金法第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

第九条 (母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に関する経過措置)

夫の死亡の当时夫によつて生計を維持した妻(附則第六条第二項に規定する妻を除く。)であつて、昭和二十年八月一日以前に生まれたもの(昭和四十年八月一日において二十歳をこえる者)が、昭和四十年八月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の国民年金法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後で二十歳未満であるもの(夫の死亡の当时夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、同法第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしているとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(夫の死亡後に養子となつた場合に限る)。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき(その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る)。

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の当时その死亡者によつて生計を維持した女子(附則第六条第二項に規定する祖母又は姉を除く。)であつて、昭和二十年八月一日以前に生まれたもの(昭和四十年八月一日において二十歳をこえる者)が、昭和四十年八月一日において国民年金法第六十四条の三第二項に規定する準母子状態(同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後である者に限る。)にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る)。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつてゐるとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る)。

3 前二項の規定は、死亡者の死亡日が昭和三十六年四月一日以後である妻又は女子については、死亡者の死亡日において次の各号の要件に該当したものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。

一 被保険者であつた者については、死亡者の死亡日の前日において国民年金法第六十一条第一項第二号又は第六十四条の三第一項第二号にそれぞれ該当しなかつたこと。

二 被保険者でなかつた者については、死亡者の死亡日の前日において国民年金法第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

(障害福祉年金等の支給停止に関する経過措置)

第十条 この法律による改正後の国民年金法第六十五条第五項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金についての受給権者が同法第六十五条第五項に規定する給付を受けることができるによる支給の停止については、なお従前の例による。

2 国民年金法第六十五条第六項及び第六十七条第二項(同法第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、この法律による改正後の同法別表の規定は、昭和四十年十月以降の月分の障害福祉年金を除く。の規定による障害福祉年金、母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、この法律による改正後の同法別表の規定は、昭和四十年十月以降の月分の障害福祉年金を除く。の規定により

十年九月以降の月分のこれらの福祉年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの福祉年金については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の国民年金法第六十五条第六項、第六十六条第二項(同条第三項の規定を適用する場合を含む。)及び第六十七条第二項(同法第七十九条の二第六項においてこれらの規定を適用する場合を含む。)の規定は、昭和三十九年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十八年以前の年の所得によるこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

4 この法律による改正後の国民年金法附則第九条の三の規定は、昭和四十年九月以降の月分の母子年金及び準母子年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの年金についての当該夫、男子たる子、父又は祖父の死亡について公的年金給付を受けることができる者があることによる支給の停止については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十一年六月一日法律第一三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 (この法律は、昭和四十年八月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第十三条の規定は昭和四十一年二月一日から附則第四十三条まで及び附則第四十五条の規定は昭和四十一年二月一日から施行する。)

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 障害年金の受給権者が旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による第二種障害補償費の支給を受ける権利を取得し、又は障害福祉年金の受給権者が同号の規定による第一種障害補償費の支給を受ける権利を取得したことにより昭和四十一年二月一日において現に前条の規定による改正前の国民年金法(以下この条において「旧法」という。)第三十六条の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償費の支給が行なわれるべきものであることにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第四十条第一項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定によりその支給が停止されている母子年金又は準母子年金の支給についても、同様とする。

2 障害年金(障害福祉年金を除く。)の受給権者が旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による第一種障害補償費の支給を受ける権利を取得したことにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第三十六条の規定によりその支給が停止されている障害年金は、国民年金法第十八条第二項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

3 昭和四十一年二月一日において現に国民年金法の規定による福社年金の受給権を有する者に対して附則第十五条第一項の規定により支給される障害補償年金又は長期傷病補償給付たる年金については、前条の規定による改正後の国民年金法第六十五条第一項第一号(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。

附 則 (昭和四十一年五月九日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 (この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。)

(国民年金法の一一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 障害年金の受給権者が旧法第十二条の規定による第二種障害補償の支給を受ける権利を取得し、又は障害福祉年金の受給権者が同条の規定による第一種障害補償の支給を受ける権利を取得したことによりこの法律の施行の際現に前条の規定による改正前の国民年金法(以下この条において「旧国民年金法」という。)第三十六条の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧法第十五条の規定による遺族補償が行なわれるべきものであることによりこの法律の施行の際現に旧国民年金法第四十条第一項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定により

2 その支給が停止されている母子年金又は準母子年金の支給についても、同様とする。

2 障害年金(障害福祉年金を除く。)の受給権者が旧法第十三条の規定による第一種障害補償の支給を受ける権利を取得したことによりこの法律の施行の際現に旧国民年金法第三十六条の規定

によりその支給が停止されている障害年金は、国民年金法第十八条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月分から支給するものとする。

3 この法律の施行の際現に国民年金法の規定による福祉年金の受給権を有する者に対して附則第三条の規定により支給される障害補償年金については、前条の規定による改正後の国民年金法第六十五条第一項第一号（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用しない。

附 則（昭和四一年六月三〇日法律第九二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一号に掲げる規定は昭和四十一年十二月一日から、第二号に掲げる規定は昭和四十二年一月一日から施行する。

一 第三十条の改正規定、第三十三条第一項の改正規定（初診日）を「廃疾認定日」に改める部分に限る。）、第三十七条の改正規定、第四十一条の二の改正規定、第四十二条の改正規定、第五十六条の改正規定（初診日を廃疾認定日に改める部分に限る。）、第五十七条の改正規定、第七十九条の改正規定及び同法附則第九条の二の改正規定並びに別表の改正規定

二 第二十七条の改正規定、第二十九条の四の改正規定、第三十三条の改正規定（初診日）を「廃疾認定日」に改める部分を除く。）、第三十八条の改正規定、第四十三条の改正規定、第五十条の改正規定、第五十八条の改正規定、第六十二条の改正規定、第七十七条の改正規定、第七十八条の改正規定、第七十九条の二第三項の改正規定及び同条第五項後段を削る改正規定、第八十七条の改正規定並びに国民年金法附則第九条の三の改正規定

（通算老齢年金等の額の改定）

第二条 昭和四十二年一月一日前に通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金又は遺児年金の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の第二十九条の五において準用する第二十八条第三項、第三十三条规定（第四十一条の三において準用する場合を含む。）又は第四十三条の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2 昭和四十一年十二月一日において、母子年金又は準母子年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、第三十七条第一項に規定する要件に該当する子又は第四十一条の二第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の別表に定める程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態を除く。）にあるもの（その母子年金又は準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。）と生計を同じくするときは、昭和四十二年一月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子年金又は準母子年金の額を改定する。

（障害年金の支給要件に関する経過措置）

第三条 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者が、障害認定日が昭和四十一年十二月一日前であるその傷病により、同日においてこの法律による改正後の別表に定める程度の障害の状態にあるときは、この法律による改正後の第三十条第一項の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。ただし、昭和四十一年十二月一日前に当該傷病に係る障害年金の受給権を取得したことがある者については、同日において当該傷病によりこの法律による改正前の第三十条第一項第一号の要件に該当したこと。

二 初診日において被保険者であり、かつ、障害認定日の属する月の前月までの被保険者期間において次のいずれかに該当したこと。

イ 障害認定日の属する月の前月までの被保険者期間が五年以上であること。

ロ 障害認定日の属する月前ににおける直近の基準月の前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間が保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていること。

ハ 障害認定日の属する月前ににおける直近の基準月の前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間が保険料納付済期間で満たされていること。

3 初診日が二十歳に達する日前である傷病により障害の状態にある者（二十歳に達する日前におけるその傷病に係る初診日において第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者を除く。）が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、前項各号のいずれかに該当し、新たに発した傷病に係る障害認定日が昭和四十一年十二月一日前であり、かつ、同日において前後の障害を併合してこの法律による改正後の別表に定める程度の障害の状態にあるときは、この法律による改正後の第三十条第二項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4 病気にかかり、又は負傷し、その初診日が昭和四十一年十二月一日前であり、かつ、この法律による改正前の第三十条第一項第一号の要件に該当した者は、この法律による改正後の第三十条の規定の適用については、同条第一項各号の要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなす。

3 昭和十六年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において二十歳をこえた者）については、前項中「二十歳に達する日」又は「二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ「昭和三十六年四月一日」と読み替えるものとする。

2 初診日が二十歳に達する日前である傷病により障害の状態にある者（二十歳に達する日前におけるその傷病に係る初診日において第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者を除く。）が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、前項各号のいずれかに該当し、新たに発した傷病に係る障害認定日が昭和四十一年十二月一日前であり、かつ、同日において前後の障害を併合してこの法律による改正後の別表に定める程度の障害の状態にあるときは、この法律による改正後の第三十条第二項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 昭和十六年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において二十歳をこえた者）については、前項中「二十歳に達する日」又は「二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ「昭和三十六年四月一日」と読み替えるものとする。

（母子年金及び準母子年金の支給要件に関する経過措置）

第四条 夫（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の死亡日において被保険者であり、次の各号のいずれかに該当し、かつ、夫の死亡の当时夫によって生計を維持した妻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であつて、附則第二条第二項に規定する妻以外のものが、昭和四十一年十二月一日において夫又は妻子の子であつて十八歳未満であるか又は二十歳未満でこの法律による改正後の別表に定める程度の障害の状態にあるもの（夫の死亡の當時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、この法律による改正後の第三十七条第一項の規定にかかわらず、その者に同条の母子年金を支給する。ただし、母子年金の受給権者であったことがある妻については、同日において、夫又は妻子の子であつてこの法律による改正後の同表に定める程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態を除く。）にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるもの（夫の死亡の當時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくする場合に限る。

一 死亡日の前日においてこの法律による改正前の第三十七条第一項第一号イからハまでのいずれかに該当したこと。

二 死亡日の前日において次のいずれかに該当したこと。

イ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の三年間が保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていること。

二 妻が、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしているとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となつてゐるとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る）。

3 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡日において被保険者であり、第一項各号のいずれかに該当し、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子（附則第二条第二項に規定する祖母又は姉を除く。）が、昭和四十一年十二月一日において第四十一条の二第二項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、十八歳未満であるか又は二十歳未満でこの法律による改正後の別表に定める程度の廃疾の状態にあるものに限る。）にあるときは、この法律による改正後の第四十一条の二第一項の規定にかかるわらず、その者に同条の準母子年金を支給する。ただし、準母子年金の受給権者であつたことがある女子については、同日において、孫又は弟妹であつてこの法律による改正後の同表に定める程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態を除く。）にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるもの（死亡者の死亡の当時死亡者によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくする場合に限る。

4 前項の規定は、女子が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき（その死亡者の死亡後死亡の当時父又は母によって生計を維持した子（当該父又は母の死亡により支給される遺児年金の受給権者を除く。）が、昭和四十一年十二月一日において十八歳未満であるか又は二十歳未満でこの法律による改正後での法律による改正後の別表に定める程度の廃疾の状態にあるときは、この法律による改正後は母の死亡により支給される遺児年金の受給権者であつたことがある者については、同日においてこの法律による改正後の別表に定める程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態を除く。）があり、かつ、十八歳以上二十歳未満である場合に限る。

2 前項の規定は、子が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 現に婚姻をしているか、又は養子となつてゐるとき（父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）

二 現に離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつてゐるとき。

3 第一項の場合において、同項の子以外の子で、昭和四十一年十二月一日において当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を有するものがあるときは、昭和四十二年一月から、その子の遺児年金の額を第四十四条第一項に規定する額に改定する。

4 第一項の遺児年金については、同項の子は、当該父又は母の死亡につき昭和四十一年十二月一日前に第五十二条の二の規定による死亡一時金の請求をした場合においても、なお第五十二条の五の規定により遺児年金を選択することができる。

5 前項の場合において、その子が遺児年金を請求したときは、その子に対してすでに支払われた当該死亡一時金は、遺児年金の内払とみなす。遺児年金を請求した後にその子に対して死亡一時金が支払われた場合におけるその死亡一時金についても、同様とする。

第六条（福祉年金の額の改定）

昭和四十一年一月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金（以下「福祉年金」という。）の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の第五十八条、第六十二条（第六十四条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2 昭和四十一年十二月一日において、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、第六十一条第一項に規定する要件に該当する子又は第六十四条の三第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。）にあるもの（その母子福祉年金又は準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。）と生計を同じくするときは、昭和四十二年一月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

（年金額に関する経過措置）

第七条 昭和四十一年十二月以前の月分の通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

（国外居住者等に係る福祉年金に関する経過措置）

第八条 日本国内に住所を有していたとしたならば、福祉年金の受給権を取得すべきであつた者又は引き続きその受給権を有すべきであつた者が、この法律の公布の日に日本国内に住所を有するときは、この法律の公布の日ににおいて、この法律の公布の日以後に日本国内に住所を有するに至ったときは、日本国内に住所を有するに至つた日において、その者に当該福祉年金を支給する。ただし、この法律の公布の日前において、又は日本国内に住所を有するに至つた日前において、この法律による改正後の第五十九条、第六十四条第一項（第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第四項に規定する受給権の消滅事由に該当する事実がなかつた場合に限る。

（障害福祉年金の支給要件に関する経過措置）

第九条 明治二十九年十二月三日から昭和二十一年十二月一日までの間に生まれた者（昭和四十一年十二月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者）が、障害認定日が昭和四十一年十二月一日前である傷病（初診日において第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。）により、同日においてこの法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の障害の状態にあるときは、この法律による改正後の第五十六条第一項本文の規定にかかるわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。ただし、初診日が昭和三十六年四月一日（同日において二十歳未満であつた者にあつては、二十歳に達した日。この条において以下同じ。）以後である二以上の傷病により障害の状態にある者（明治四十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者）を除く。）であつて、これらの傷病による障害を併合してのみこの法律による改正後の同表に定める一級に該当する程度の障害の状態にあるものについては、この限りでない。

1 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病により同項に規定する障害の状態にある者については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用し、初診日が同日前である傷病による障害と初診日が同日以後である傷病による障害とを併合して同項に規定する障害の状態にある者については、初診日が同日以後である傷病による障害が厚生大臣の定める程度以上のものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者）については、この限りでない。

2 初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病に係る初診日の前日において、次のいずれかに該当したこと。

イ 初診日において被保険者であつた者については、この法律による改正前の第五十六条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

ロ 初診日において被保険者でなかつた者については、第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当すること。

二 初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病に係る障害認定日の前日において、次のいずれかに該当したこと。

イ 初診日において被保険者であつた者については、障害認定日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上であり、かつ、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二以上を占めること。

ロ 初診日において被保険者であつた者については、障害認定日の前日まで引き続く被保険者であつた期間に係る保険料の滞納がないこと。

ハ 初診日において被保険者でなかつた者については、第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当すること。

4 附則第三条第一項ただし書の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、附則第三条第一項ただし書中「同表に定める程度の障害」とあるのは、「同表に定める一級に該当する程度の障害」と読み替えるものとする。

5 ハ 病気にかかり、又は負傷し、その初診日が昭和四十一年十二月一日前であり、かつ、初診日前日においてこの法律による改正前の第五十六条第一項各号のいずれにも該当しなかつた者（初診日において被保険者であつた者に限る）は、この法律による改正後の第五十六条の規定の適用については、当該傷病に係る障害認定日の前日において同条第一項各号のいずれの要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなす。

（母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に関する経過措置）

第十一条 夫の死亡の当时夫によつて生計を維持した妻（附則第六条第一項に規定する妻を除く。）であつて、昭和二十一年十二月一日以前に生まれたもの（昭和四十一年十二月一日において二十歳をこえる者）が、昭和四十一年十二月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。次項において同じ。）にあり、かつ、義務教育終了後で二十歳未満であるもの（夫の死亡の当时夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、第六十一条第一項本文の規定にかかるらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしているとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の当时その死亡者によつて生計を維持した女子（附則第六条第二項に規定する祖母又は姉を除く。）であつて、昭和二十一年十二月一日以前に生まれたもの（昭和四十一年十二月一日において二十歳をこえる者）が、昭和四十一年十二月一日において第六十四条の第三第二項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後である者に限る。）にあるときは、この法律による改正後の同条第一項本文の規定にかかるらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき（その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつてゐるとき（その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は死亡者の死亡日の前日において次の各号の要件に該当したものであるときに限り、適用する。た

だし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者）については、この限りでない。

イ 死亡者の死亡日において被保険者であつた者については、次のいずれかに該当したこと。

イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上であり、かつ、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二以上を占めること。

ロ 初診日において被保険者であつた者については、障害認定日の前日まで引き続く被保険者であつた期間に係る保険料の滞納がないこと。

ハ 初診日において被保険者でなかつた者については、第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当すること。

4 附則第六十五条第六項及び第六十七条第二項（第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による福祉年金について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の福祉年金については、なお従前の例による。

5 この法律による改正後の第六十五条第六項第六十六条並びに第六十七条第二項及び第三項（第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十一年以降の年の所得による福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による福祉年金等の支給停止に関する経過措置）

第十二条 第六十五条第六項及び第六十七条第二項（第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による福祉年金の支給の停止については、この法律による改正後の別表の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の福祉年金について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の福祉年金については、なお従前の例による。

6 この法律による改正後の第六十六条第一項第三号ロ（同条第二項の規定を適用する場合を含む。）中「所得税法第七十八条第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは、当該所得が昭和四十年の所得であるときは「五万二千五百円」と、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替えるものとする。

7 この法律による改正後の第七十九条の二第五項の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の老齢福祉年金について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の老齢福祉年金についての受給権者の配偶者が障害福祉年金を受けることができるることによる支給の停止については、なお従前の例による。

8 昭和四十一年十二月以前の月分の母子年金及び準母子年金についての当該夫、男子たる子、父又は祖父の死亡について公的年金給付を受けることができる者があることによる支給の停止については、国民年金法附則第九条の三の改正規定にかかるらず、なお従前の例による。

（保険料等に関する経過措置）

第十三条 昭和四十一年十二月以前の月に係る保険料については、なお従前の保険料の額による。

9 第十四条 昭和四十四年一月以後の月分の保険料の額は、この法律による改正後の第八十七条第三項の規定にかかるらず、被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までは一月につき二百五十円、被保険者が三十五歳に達した日の属する月以後は一月につき三百円とする。

10 第十五条 昭和四十二年一月以前に同日以後の期間に係る保険料を前納した者が、当該前納に係る期間につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき百円（昭和四十四年一月以後の各月については、百五十円）とする。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四一年七月二十五日法律第八一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和四一年七月二七日法律第八三号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 改正後の国民年金法第六十五条第五項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十二年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれららの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則 （昭和四二年七月二九日法律第九六号）
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五十八条、第六十二条、第六十五条第三項から第五項まで、第七十七条並びに第七十九条の二第三項及び第六項の改正規定並びに同条に

第七項を加える改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

(遺児年金の支給停止に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の第四十七条第三項の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の遺児年金について適用する。

(福祉年金の額の改定)

第三条 昭和四十三年一月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金又は老齢福祉年金（以下「福祉年金」という。）の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者に

については、同月から、その額をこの法律による改正後の第五十八条、第六十二条（第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。（福祉年金の額に関する経過措置）

第四条 昭和四十一年十一月以前の月分の福祉年金の額については、なお従前の例による。

(福祉年金の支給停止に関する経過措置)

第五条 この法律による改正後の第六十五条第三項から第五項まで（第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）及び第七十九条の二第七項の規定は、昭和四十三年一月以降の月分の福祉年金について適用し、昭和四十一年十一月以前の月分の福祉年金についての第六十五条第一項第一号に規定する給付を受けることによる支給の停止については、なお従前の例によ

る。

2 この法律による改正後の第六十五条第六項、第六十六条第一項（同条第二項の規定を適用する場合を含む。）及び第六十七条第二項（第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十一年以降の年の所得による福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十年以前の年の所得による福祉年金の支給の停止については、なお従前の例によ

る。

3 前項の場合において、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは、この法律による改正後の第六十六条第一項（同条第二項の規定を適用する場合、第六十七条第二項において例による場合を含む。）と第六十七条の二第六項において準用する場合を含む。）中「所得税法第八十三条第一項」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十号）による改正前の所得税法第七十七条第一項」と、「所得税法第八十四条第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは、「五万八千五百五十円」と、それぞれ読み替えるものとする。（支給停止の解除）

第六条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百三十号）。以下この条において「法律第百三十号」という。附則第三十二条第一項の規定により同法第三条の規定の施行後も引き続き従前の例によりその支給を停止すべきこととされた障害年金（障害福祉年金を除く。）又は母子年金（母子福祉年金を除く。）で、この法律の公布の際まだその支給が停止されるべき期間が経過していないものについては、同項の規定にかかわらず、この法律の公布の日の属する月の翌月分（公布の日が月の初日であるときは、公布の日の属する月分）以降、支給の停止を行なわない。

2 前項の規定により支給停止が解除される月分の同項の年金については、その裁定された額の三分の一に相当する額をもつて当該年金の額とする。

3 前二項の規定は、法律第百三十号附則第十八条第一項又は第二十六条第一項の規定により同法第三条の規定の施行後も引き続き従前の例によりその支給を停止すべきこととされた船員保険法（昭和十四年法律第七十二号）による障害年金又は遺族年金及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害年金又は遺族年金及び厚生年金について準用する。この場合において、前項中「三分の一」とあるのは、「十分の八」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第一項の規定により支給停止が解除される月分の前項の年金については、船員保険法第五十八条第一項及び厚生年金保険法第八十条第一項の規定を適用しない。

附 則 （昭和四二年八月一日法律第一二二号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （昭和四三年五月一七日法律第一三六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年八月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （昭和四三年五月一六日法律第四八号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

4 この法律の施行の際現に国民年金法の規定による福祉年金の受給権を有する者に対して旧法に基づく条例の規定に基づき支給される年金たる障害補償については、第四条の規定による改正後の国民年金法第六十五条第一項第一号（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

附 則 （昭和四三年五月一八日法律第六九号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第一 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条、第七十七条及び第七十九条の二第三項の改正規定、第二条中児童扶養手当法第五条の改正規定並びに第三条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は、昭和四十三年十月一日から施行する。（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第二 条 昭和四十三年十月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金又は老齢福祉年金（以下「福祉年金」という。）の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十八条、第六十二条（同法第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

3 2 昭和四十三年九月以前の月分の福祉年金の額については、なお従前の例による。

この法律による改正後の国民年金法第六十五条第六項、第六十六条第一項（同条第二項の規定を適用する場合及び同法第六十七条第二項第二号において例による場合を含む。）及び第六十七条规定（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十二年以前の所得による改正後の年の所得による福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十一年以前の所得による福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則 （昭和四四年一二月一〇日法律第八六号）抄

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 附則第十五条第一項の改正規定 昭和四十五年一月一日

二 第二十七条の改正規定 (同条に一項を加える部分を除く。) 第三十二条第二項の改正規定、第三十三条の改正規定 (同条第一項中「第二十七条」の下に「第一項」を加える部分を除く。)

三 第三十五条第一項の改正規定 (同条に一項を加える部分を除く。) 第三十六条の規定、第三十五条及び附則第十六条の規定 昭和四十五年四月一日

四 第三十五条の改正規定 (同条に一項を加える部分を除く。) 第三十六条に一項を加える部分を除く。) 第三十五条の改正規定、第三十六条に一項を加える改正規定、第三十八条の改正規定、第四十三条の改正規定、第五十二条の四の改正規定 (同条に一項を加える部分を除く。) 第五十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第六十五条第二項の改正規定、第七十七条の改正規定 (第二項に係る部分を除く。) 及び第八十七条第三項の改正規定並びに附則第十三条、附則第十四条及び附則第十八条の規定 昭和四十五年七月一日

四 目次の改正規定 第二十七条に一項を加える改正規定、第二十七条の次に一条を加える改正規定、第二十八条第三項の改正規定、第二十九条の四に一項を加える部分に限る。) 第五十三条第一項の改正規定 (同項中「第二十七条」の下に「第一項」を加える部分に限る。) 第五十条の規定、第二十八条第三項の改正規定、第二十九条の四に一項を加える改正規定、第三十三条第一項の改正規定 (同項中「第二十七条」の下に「第一項」を加える部分に限る。) 第五十条の規定、第二十六条及び附則第二十九条の規定 昭和四十五年十月一日

四 改正規定 第五十二条の四に一項を加える改正規定、第五十二条の五を第五十二条の六とし、同条の前に一条を加える改正規定、第七十七条の改正規定、(第二項に係る部分に限る。) 第八十七条の次に一条を加える改正規定、第九十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第一百九条の次に一条を加える改正規定、第一百十一条の次に一条を加える改正規定及び第九章の次に一章を加える改正規定並びに附則第十七条、附則第十九条から附則第二十三条まで、附則第二十六条及び附則第二十九条の規定 昭和四十五年十月一日

四 この法律による改正後の第五十八条、第六十二条及び第七十九条の二第三項の規定は、昭和四十四年十月一日から適用する。

(従前の年金給付の額の改定)

第二条 昭和四十五年七月一日において現に老齢年金 (老齢福祉年金を除く。以下同じ。)、通算老齢年金、障害年金 (障害福祉年金を除く。以下同じ。)、母子年金 (母子福祉年金を除く。以下同じ。)、準母子年金 (準母子福祉年金を除く。以下同じ。) 又は遺児年金を受ける権利を有する者に支給する当該年金給付については、同月から、その額をこの法律による改正後の第二十七条の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

第三条 昭和四十四年十月一日において現に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金 (以下「福祉年金」という。) を受ける権利を有する者に支給する当該福祉年金については、同月から、その額をこの法律による改正後の第五十八条、第六十二条 (第六十四条の四において準用する場合を含む。) 又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

第四条 老齢年金、通算老齢年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金の額で昭和四十五年六月以前の月分のもの並びに障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額で昭和四十四年九月以前の月分のもの並びに死亡一時金で昭和四十五年七月一日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

第五条 昭和四十五年七月一日前に別表に定める程度の障害の状態に該当しなくなつたため障害年金の受給権者でなくなつた者が、当該障害年金の支給事由となつた傷病により、同日において同日から起算して三年を経過した日の前日までの間ににおいて、同表に定める程度の障害の状態に該当するに至つたとき (昭和四十五年七月一日以後同表に定める程度の障害の状態に該当するに至るまでの間ににおいて、第三十五条第二号に規定する厚生大臣の定める程度の障害の状態に該当

しなくなつたときを除く。) は、第三十条第一項の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。

2 前項の規定は、障害福祉年金について準用する。この場合において、同項中「別表に定める程度」とあるのは「別表に定める一級に該当する程度」と、「同表に定める程度」とあるのは「同表に定める一級に該当する程度」と、「第三十条第一項」とあるのは「第五十六条第一項本文と、それぞれ読み替えるものとする。

(福祉年金の支給停止に関する経過措置)

第六条 この法律による改正後の第六十五条第六項、第六十六条第一項及び第二項並びに第六十七条第二項 (第七十九条の二においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定は、昭和四十七年以降の年の所得による福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十二年以前の年の所得による福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

2 夫及び妻がともに老齢福祉年金を受けることができることによる当該老齢福祉年金の支給の停止は、昭和四十四年十月以降の月分については行なわないものとし、同月前の月分の当該老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

(国庫負担に関する経過措置)

第七条 この法律による改正後の第八十五条第一項の規定による国庫の負担は、昭和四十五年度以降の年度分から適用し、この法律による改正後の同項の規定による国庫負担の額とこの法律による改正前の同項の規定による国庫負担の額との調整に關して必要な措置は、政令で定める。

(保険料等に関する経過措置)

第八条 昭和四十五年六月以前の月に係る保険料については、なお従前の保険料の額による。

第九条 昭和四十七年七月以後の月分の保険料については、この法律による改正後の第八十七条第三項中「四百五十円」とあるのは、「五百五十円」とする。

第十条 昭和四十五年七月一日前に同日以後の期間に係る保険料を前納した者が、当該前納に係る期間につき追加して納付すべき保険料の額は、被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までは三月につき三百五十円 (昭和四十七年七月以後の各月については、四百五十円)、被保険者が三十五歳に達した日の属する月以後は一月につき三百円 (昭和四十七年七月以後の各月については、四百円) とする。

2 前項に規定する者については、第八十七条の二第一項及び第二項中「前条第三項」とあるのは、「国民年金法の一部を改正する法律 (昭和四十四年法律第八十六号) 附則第十条第一項」と読み替えるものとする。

3 昭和四十二年一月一日から昭和四十五年六月三十日までの間に同年七月一日以後の期間について前納された保険料のうち、国民年金法の一部を改正する法律 (昭和四十一年法律第九十二号) 附則第十四条第一項に規定する保険料の額に相当する部分は、第一項の規定により当該期間について追加して納付すべき額の保険料に、さきに到来する月の分から順次充当するものとする。

(保険料納付の特例)

第十三条 被保険者又は被保険者であつた者は、都道府県知事に申し出で、昭和四十五年七月一日までの間の規定による納付は、昭和四十七年六月三十日までに行なわなければならない。ただし、前のその者の被保険者期間 (国民年金法附則第六条第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間及びこの法律附則第十五条第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間を除く。) のうち、保険料納付済期間又は保険料免除期間以外の期間 (当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る。) について、一月につき四百五十円を納付することができる。

2 同日までに六十五歳に達する者は、六十五歳に達する日の前日までとする。

3 第一項の規定による納付は、さきに経過した月の分から順次に行なうものとする。

4 第一項の規定により納付が行なわれたときは、納付が行なわれた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

(任意加入被保険者の特例)

第十四条 第七十五条第一項又は国民年金法附則第七条第一項の規定による被保険者であつた者であつて、第七条第二項第一号、第二号又は第三号に該当しないものは、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、日本国民でない者は又は日本国内に住所を有しない者は、この限りでない。

前項の申出は、昭和四十五年九月三十日までに行なわなければならない。

第一項の申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

第一項の申出をした者は、昭和四十七年六月三十日(同日以前に六十五歳に達する者にあつては、六十五歳に達する日の前日)までに、昭和三十六年四月から当該申出をした日の属する月の前月までの期間であつて、その者の次に掲げる期間以外のものの各月につき四百五十円を納付することができる。

一 被保険者期間

二 他の公的年金制度に係る通算対象期間

三 前項の申出は、昭和四十五年九月三十日までに行なわなければならない。

前項の申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

第一項の規定による被保険者とされる者は、昭和三十六年四月から当該申出をした日の属する月の前月までの期間であつて、その者の次に掲げる期間以外のものの各月につき四百五十円を納付することができる。

一 被保険者期間

二 他の公的年金制度に係る通算対象期間

三 前項の申出は、昭和四十五年九月三十日までに行なわなければならない。

前項の申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

- 6 第一項の規定による被保険者は、第九条各号(第四号を除く)及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(次の第一号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日)に被保険者の資格を喪失する。
- 7 第一項の規定による被保険者については、第八十七条の二、第八十九条、第九十条及び国民年金法附則第七条の二の規定を適用しない。
- 附 則 (昭和四四年一二月一六日法律第九一号) 抄
(施行期日等)
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
- 第二十条 改正後の国民年金法第六十五条第四項及び第五項(同法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む)の規定は、昭和四十四年十月以後の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律、恩給法等の一部を改正する法律及び国民年金法の規定並びに附則第十二条第一項、第十三条第二項、第十四条第一項、第十九条及び第二十二条の規定は、昭和四十四年十月一日から適用する。
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和四五四年四月一日法律第一三号)
(施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和四五五年五月二六日法律第九九号) 抄
(施行期日)
- 第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。
- 第二十条 改正後の国民年金法第六十五条第四項及び第五項(同法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む)の規定は、昭和四十五年十月以後の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和四五六年六月四日法律第一一四号) 抄
(施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条、第七十七条第一項及び第七十九条の二第三項の改正規定並びに同条第六項を削る改正規定は昭和四十五年十月一日から、第二条中児童扶養手当法第五条の改正規定及び第三条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は同年九月一日から施行する。
- 第二条 昭和四十五年十月一日において現に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金(以下「福祉年金」という)を受ける権利を有する者に支給する当該福祉年金については、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十八条、第六十二条(第六

十四条の四において準用する場合を含む。) 又は第七十九条の一第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

昭和四十五年九月以前の月分の福祉年金の額については、なお従前の例による。

3 2 福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十三年以前の年の所得による福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

4 この法律による改正後の国民年金法第六十六条及び第六十七条第二項(第七十九条の二第五項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十四年以降の年の所得による

四十五年九月三十日までは、「第六十五条(第三項を除く。)」と読み替えるものとする。

第一条 (昭和四六年三月三〇日法律第一三号) **附則** (昭和四六年三月三〇日法律第一三号) **抄**

(施行期日)

この法律は、昭和四六年十一月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第六十五条の改正規定並びに附則第五条第二項及び第三項の規定は同年十月一日から、附則第五条第一項の規定は公布の日から施行する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十六年十一月一日において現に老齢年金(老齢福祉年金を除く。)を受ける権利を有する者であつて、同日において別表に定める程度の障害の状態にあるものに支給する当該老齢年金については、この法律による改正後の国民年金法第七十七条第四項又は第七十八条第七項に規定する。同月から改定後の額の支給を始め

第三条 昭和四十六年十一月一日において現に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金(以下「福祉年金」という。)を受ける権利を有する者に支給する当該福祉年金については、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十九条、第六十二条(同法第六十四条の四において準用する場合を含む。)又は第七十九条の二第四項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

第四条 老齢年金、障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額で昭和四六年十月以前の月分のものの額については、なお従前の例による。

第五条 昭和四十六年一月から九月までの月分の福祉年金の支給の停止については、国民年金法第六十五条第四項及び第五項中「十六万七千三百円」とあるのは、「十七万七百円」とする。

2 この法律による改正後の国民年金法第六十五条第四項(同法第七十九条の二において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四六年十月以後の月分の福祉年金の支給の停止について適用し、同月前の月分の福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

3 昭和四十六年九月三十日においてこの法律による改正前の国民年金法第六十五条第四項の規定の適用を受けていた者であつて、同年十月一日においてこの法律による改正後の同項の規定に該当しなくなつたものに係る福祉年金については、同条第一項及び第三項の規定にかかわらず、同年十月以降、その者の同年九月三十日におけるこの法律による改正前の同条第四項又は第五項の規定の適用により支給されるべき額に相当する部分の支給を停止しない。ただし、その者と共同して当該公的年金給付を受給していた者の当該公的年金給付を受ける権利が消滅したときは、この限りでない。

第六条 この法律による改正後の国民年金法第七十七条の二第一項の規定により昭和四十六年十一月一日に同法第二十九条の三の通算老齢年金の受給権を取得した者に対する当該通算老齢年金は、同年十一月からその支給を始める。

第七条 明治三十四年十一月三日から明治三十九年十一月一日までの間に生まれた者が、障害認定日が昭和四十六年十一月一日において六十五歳をこえ、七十歳未満である者が、障害認定日が昭和四十六年十一月一日以前である傷病により、同日において別表に定める程度の障害の状態にあるときは、この法律による改正後の国民年金法第七十九条の二第二項本文の規定にかかわらず、その者に同月から同条の老齢福祉年金を支給する。ただし、その者が同日において、老齢年金の受給権者であるとき、又は日本国民でないときは、この限りでない。

第八条 この法律による改正後の国民年金法第十八条の三の規定は、昭和四六年十一月一日前行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより同日以後に死亡したとみなされた者に係る死亡を支給事由とする給付の支給についても、適用する。

附則 (昭和四七年六月二三日法律第九七号) **抄**

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和四七年十月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第六十六条第一項から第三項まで並びに第六十七条第二項及び第三項の改正規定、第二条中児童扶養手当第十条、第十二条及び第十二条第二項の改正規定、第三条中特別児童扶養手当法第九条、第十条及び第十二条第二項の改正規定並びに附則第二条第二項、附則第三条第二項及び附則第四条第二項の改正規定並びに附則第二条第一項の規定は同年七月一日から、第一条

三十八条及び第四十三条の改正規定は同年三月一日から施行する。

2 この法律による改正後の国民年金法第六十六条第一項から第三項まで並びに第六十七条第二項及び第三項の規定、この法律による改正後の児童扶養手当法第十条、第十二条及び第十二条第二項第二号の規定並びにこの法律による改正後の特別児童扶養手当法第九条、第十条及び第十二条第二項第二号の規定は、昭和四十七年五月一日から適用する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十七年六月以前の月分の障害年金(障害福祉年金を除く。)、母子年金(母子福祉年金を除く。)、準母子年金(準母子福祉年金を除く。)及び遺児年金の額並びに同年九月以前の月分の老齢年金、障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額については、なお従前の例による。

2 昭和四十五年以前の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止並びに国民年金法第六十五条第一項第一号に規定する給付を受けることができることによる昭和四十七年九月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則 (昭和四八年九月二六日法律第九二号) **抄**

(施行期日)

この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中国民年金法第五十八条、第六十二条、第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項の改正規定並びに第五条及び附則第十二条第一項、附則第十九条、附則第二十条及び附則第三十二条から附則第三十四条までの規定 昭和四八年十月一日

二 第一条及び第二条並びに次条から附則第十一条まで、附則第二十二条から附則第二十八条まで、附則第三十一条及び附則第三十五条の規定 昭和四八年十一月一日

三 前二号及び次号に掲げる規定以外の規定 昭和四九年一月一日

四 第四条及び附則第十三条の規定 政令で定める日

第十三条 第四条の規定の施行の日(以下この項において「施行日」という。)において二十歳をこえ七十歳未満である者が、障害認定日(国民年金法第三十条第一項に規定する障害認定日をいふ。以下この条において同じ。)が施行日前である傷病(初診日において同法第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。)により、施行日において同法別表に定める程度の障害の状態にあるときは、第四条の規定による改正後の同法第五十六条第一項

2 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であつた者にあつては、二十歳に達した日)以後である傷病により同項に規定する障害の状態にある者については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用し、初診日が同日前である傷病による障害と初診日が同日以後である傷病による障害とを併合して同項に規定する障害の状態にある者については、初診日が同日以後である傷病による障害が厚生大臣の定める程度以上のものであり、かつ、

五項の規定は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

2 昭和四十九年八月三十一日において母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有しない者について、同年九月一日前にこの法律による改正後の国民年金法の規定が適用されていたとするならば、その者が同日まで引き続き母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有することとなるときは、その者に同月から同法第六十一条の母子福祉年金又は同法第六十四条の三の準母子福祉年金を支給する。

3 昭和四十九年八月三十一日において母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有する者について、同年九月一日前にこの法律による改正後の国民年金法の規定が適用されていたとするならば、その者が同日まで引き続き母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有するところとなるときは、その者に同月から同法第六十一条の母子福祉年金又は同法第六十四条の三の準母子福祉年金の額を改定する。

4 昭和四十九年九月における障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金(老齢特別給付金を含む。)の支払については、国民年金法第六十八条(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、同月までの分を支払うものとする。

附 則 (昭和五〇年六月一三日法律第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。)附則第二十二条の二の改正規定 公布の日

二及び三 略

四 前三号及び次号に掲げる規定以外の規定 昭和五十年十月一日

五 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定 昭和五十一年四月一日

第二条 昭和五十年九月以前の月分の次の各号に掲げる給付の額については、なお従前の例による。

一 国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金

二 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号。以下「法律第八十六号」という。)附則第十六条第二項の規定により支給する老齢年金

三 法律第九十二条の二の規定により支給する老齢年金及び法律第九十二条附則第二十一条の規定により支給する老齢年金について、法律第九十二条附則第二十二条第一項中「昭和四十七年度(この項)」とあるのは、「昭和四十九年度(昭和五十一年度以降の年度において、この項)」とする。

附 則 (昭和五一年六月五日法律第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (昭和五一年六月五日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条から第四条までの規定、第七条の規定(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。)附則第三条及び附則第五条の規定について、同年十月一日前に前項の規定が適用されていたとするならば、その者が同日まで引き続き母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有することとなるときは、その者に同月から同法第六十一条の母子福祉年金又は同法第六十四条の三の準母子福祉年金を受ける権利を有する者に

改正規定、附則第六条の二を削る改正規定、附則第八条、附則第十条及び附則第二十二条の改正規定並びに附則第二十二条の二を削る改正規定に限る。)並びに次条から附則第五条まで、附則第二十四条から附則第二十七条まで及び附則第三十四条から附則第三十六条までの規定

二 第五条の規定(国民年金法第十七条、第二十七条、第三十三条、第三十八条、第三十九条、第四十三条、第四十四条、第四十九条、第五十二条の四、第七十七条第一項第一号、第八十五条及び第九十三条の改正規定に限る。)、第六条の規定、第七条の規定(前号に規定する改正規定を除く。)及び附則第六条第一項の規定 昭和五十一年九月一日

三 第五条の規定(前号に規定する改正規定及び国民年金法第八十七条第三項の改正規定を除く。)並びに第八条、第九条、附則第六条第二項、附則第七条及び附則第九条から附則第十一條及び第九十三条の改正規定に限る。)、第六条の規定、第七条の規定(前号に規定する改正規定を除く。)及び附則第六条第一項の規定 昭和五十一年九月一日

四 第十条から第十二条まで、附則第十二条から附則第二十条まで及び附則第二十八条から附則第三十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第五条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定及び附則第八条の規定 昭和五十二年四月一日

六 第十三条から第十五条まで及び附則第二十二条から附則第二十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

七 第十六条及び第十七条の規定 昭和五十三年四月一日

(第五条の規定の施行に伴う経過措置等)

第六条 昭和五十一年八月以前の月分の国民年金法による年金たる給付(障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く。)の額については、なお従前の例による。

2 昭和五十一年九月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

第七条 母子福祉年金及び準母子福祉年金については、昭和五十三年三月三十一日までの間は、次の表の上欄に掲げる国民年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十一条第一項

第六十三条第三項第二号(第六十四条の四において準用する場合を含む。)	義務教育終了前	子であつて、昭和三十五年四月一日以前に生まれた子が
第六十三条第三項第三号(第六十四条の四において準用する場合を含む。)	状態にある	状態にある昭和三十五年四月一日以前に生まれた子
第六十四条の三第二項(第七十九条の五及び第八十二条の二第二項において引用する場合を含む。)	子であつて	弟妹は、昭和三十五年四月一日以前に生まれたか
第六十六条第四項	義務教育終了後	弟妹は、昭和三十五年四月一日以後に生まれたか
第七十九条の四第一項	子であつて	子であつて、昭和三十五年四月一日以後に生まれたか
第八十二条第三項	子であつて	子であつて、昭和三十五年四月一日以後に生まれたか

2 昭和五十一年九月三十日において母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有しない者について、同年十月一日前に前項の規定が適用されていたとするならば、その者が同日まで引き

続き母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有することとなるときは、その者に同月から同法第六十一条の母子福祉年金又は同法第六十四条の三の準母子福祉年金を支給する。

3 昭和五十一年九月三十日において母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有する者について、同年十月一日前に第一項の規定が適用されていたとするならば、その母子福祉年金又は

第八条 昭和五十三年四月以後の月分の国民年金法による保険料については、第五条の規定による改正後の同法第八十七条第三項中「二千二百円」とあるのは、「二千五百円（昭和五十一年度において厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第二十二条の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十一年度の同条第一項に規定する物価指数に対する昭和五十一年度の同項に規定する物価指数の割合を二千五百円に乗じて得た額とし、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）」とす

2 国民年金法第八十七条第三項に定める保険料の額は、昭和五十四年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。
（第十一條の規定の施行に伴う経過措置）

第十九条 第十二条の規定による改正後の国民年金法第三十六条第一項の規定は、第十二条の規定の日の前日において同法による障害年金を受ける権利を有する者の当該障害年金については、適用しない。

第二十一条 第五十五条の規定の施行に伴う経過措置
前二十三条は第五十五条の規定による改正後の国民年金法の規定が同条の規定の施行の日の一年六月三十日から適用される規定による改正後、同条の規定の施行の日前に同法第三十条又は第五十六条の章費手当金を受ける権利を取得して引き続き同日までその権利を有することとなる者は、同

第三十一条 本法による障害年金の支給を受けた者は、障害年金の支給を受けた月から該障害年金を支給する。
（その他の経過措置の政令への委任）

（昭和五二年五月二七日法律第四八号）抄
附 則
（施行期日） める。

第一条 この法律は、昭和五十二年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から、第一条中国民年金法第六十八条の改正規定及び第三条中児童扶養手当法第七条の改正規定は同年十月一日から施行する。

第二条 昭和五十二年七月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金（以下「福祉年金」という。）並びに同法第七十七条第一項ただし書又

第三条 昭和五十二年七月以前の月分の福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

第一条 〔施行期日〕この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第三条及び第五条の規定並びに第ニ項中児童手当法第二十一条の二を加える文句規定

第三条及て第五条の規定並ては第八条に付す三三法第二二二ナ多の件は一多を加へる已工夫及
並びに附則第十三条の規定 公布の日

四
六
日
前
三
号
並
び
に
次
号
及
び
第
六
号
に
掲
げ
る
規
定
以
外
の
規
定
昭
和
五
十三
年
八
月
一
日
第一
条
中
国
民
年
金
法
第
八
十
七
条
第
三
項
の
改
正
規
定
及
び
附
則
第
二
条
の
規
定
昭
和
五
十四
年
四
月

第二条 昭和五十三年七月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

第三条 招和五十五年四月以後の用分の国民年金法による保険料については、第一条の規定による

第三条 昭和五十五年四月以後の月分の国民年金法による保険料については、第一条の規定による改正後の同法第八十七条第三項中「三千三百円」とあるのは、三千六百五十円（昭和五十四年度において厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第二十二条の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十二年度の同条第一項に規定する物価指数に対する昭和五十三年度の同項に規定する物価指数の割合を三千六百五十円に乗じて得た額とし、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)附則第十五条第一項並びに厚生年金法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第九十二号)附則第十七条第一項の規定による被保険者に係る期間を除く。)のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間(ト)の期間(当該期間に係る国民年金の保険料納付済又は猶未納付の場合は、当該期間に係る保険料の納付済期間)に係る期間を除く。

期間以外の期間（当該期間に係る国民年金の保険料を徴收する権利が時々によつて消滅している期間に限る。）について、一月につき四千円を納付することができる。
前項の規定による納付は、昭和五十四年六月三十日までに行わなければならぬ。
第一項の規定による納付は、先づ満過した月の分から順次行うものとする。

第一項の規定により納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

格要件たる期間を満たしていない者が、第一項の規定による納付を行うことにより、六十五歳に達した後に同法第七十六条の規定により読み替えられる同法第二十六条に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしたときは、同条に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなし

て、その者に老齢年金を支給する。

定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしたときは、同項の規定にかかるわらず、その者に同条の老齢年金を支給する。

(施行期日)
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
第一号　一月三十日
第二号　二月一日
第三号　三月三十日
第四号　四月一日
第五号　五月一日
第六号　六月一日
第七号　七月一日
第八号　八月一日
第九号　九月一日
第十号　十月一日
第十一号　十一月一日
第十二号　十二月一日

（第三条中厚生年金保険法等の一語を改正する法律（昭和四十八年法律第二十二号）以下「法律第九十二号」という。）附則第二十二条の二の改正規定及び附則第八条の規定 公布の日

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置等）

一 国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老年年金

三 法律第九十二条号附則第二十一条第一項の規定により支給する老齢年金
昭和五十四年八月以降の月分の法律第八十六号附則第十六条第一項又は法律第九十一号附則第二十一条第一項の規定により支給する老齢年金については、法律第九十二条号附則第二十二条第一項

中「昭和五十年度（この項）とあるのは、「昭和五十三年度（昭和五十五年度以降の年度において、この項）とする。

第八条 法律第九十二号附則第二十二条第一項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付、船員保険法による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付については、政府は、昭和五十三年度の同項に規定する物価指数が昭和五十二年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超える百分の百五以下となるに至つた場合においては、その上昇した比率を基準として、昭和五十四年六月（国民年金法による年金たる給付にあつては、同年七月）以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

前項の規定による措置は、政令で定める。

前二項の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十六号）附則第三条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七条第三項の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金たる給付の額を改定する措置は、次

4 第一項及び第二項の規定による年金たる給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

一 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）附則第十条

二 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）附則第十五条

三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十六号）附則第十三条

四 昭和四十二年度以後における公共企事業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企事業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十七号）附則第四条

五 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合から年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第十三項

六 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）附則第十条の二

附 則（昭和五四年六月九日法律第四二号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十四年七月一日から施行する。

附 則（昭和五五年四月八日法律第八二号）抄
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員互助年金法の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
一 第一条の規定（厚生年金保険法附則第十六条第二項中「及び第六十二条の二に定める」を「第六十二条の二及び第六十五条の二に定める」に改める改正規定及び同項中「及び第六十二条の二の規定により加算する額」を削る改正規定を除く。）による改正後の同法第三十四条、第四十二条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十七条の二、第五十一条第三項の規定は昭和五十五年四月一日から、第七条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定及び附則第五十三条の規定は昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五五年一〇月三一日法律第八二号）抄
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生年金保険法第八十一条第五項第四号の改正規定及び第二条中船員保険法第五十九条第五項第四号の改正規定は昭和五十五年一月一日から、第七条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定及び附則第五十三条の規定は昭和五十六年四月一日から施行する。

十六条の七、第五十条、第五十四条、第六十条、第六十八条の三、第一百三十一条、第一百三十三条、附則第十二条、附則第十六条及び附則第二十八条の三の規定、第二条の規定による改正後の船員保険法第三十四条から第三十八条の二まで、第三十九条ノ四、第三十九条ノ五、第四十一条、第四十二条ノ二、第四十四条ノ三、第五十条ノ一、第五十条ノ八ノ二、第五十二条及び別表第三ノ二の規定、第三条の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十六条及び附則第十七条の規定、第四条の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号）以下この条において「法律第七十二号」という。）附則第十条中「第五十条ノ三ノ一ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削る改正規定及び同条中「二倍ニ相当スル額」の下に「第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額」を加える改正規定を除く。）による改正後の同法附則第十条の規定、第五条の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第二条から第四条まで、第十三条の二から第十六条まで、第十八条、第十九条、第十九条の三、第二十条、第二十五条の二及び第二十六条の規定、第六条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（以下「法律第百八十二条」という。）附則第四条、附則第七条、附則第八条、附則第十条、附則第十三条及び附則第十四条の規定、第九条の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）以下「法律第九十二号」という。）附則第十二条、附則第十四条及び附則第二十条の改正規定を除く。）による改正後の同法の規定並びに次条、附則第五条から附則第十四条まで、附則第十八条から附則第二十三条まで、附則第二十六条から附則第三十五条まで、附則第三十九条から附則第五十条まで、附則第五十七条、附則第五十八条及び附則第六十条から附則第六十二条までの規定（昭和五十五年六月一日）

二 第七条の規定による改正後の国民年金法第五条第五項、第十八条の二、第二十七条、第三十三条、第三十八条、第三十九条、第四十三条、第四十四条、第四十九条及び第七十七条第一項第一号の規定、第九条の規定による改正後の法律第九十二号附則第十二条及び附則第十条の規定並びに附則第五十二条第一項及び第二項の規定（昭和五十五年七月一日）

三 第一条の規定（厚生年金保険法附則第十六条第二項中「七万二千円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。）による改正後の同法第三十八条、第六十二条の二、第六十五条の二及び附則第十六条の規定、第二条の規定による改正後の船員保険法第二十三条の二、第五十条ノ三ノ二及び第五十条ノ七ノ三の規定、第四条の規定（法律第七十二号附則第十条中「八万六千四百円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。）による改正後の同法の規定、第七条の規定（国民年金法第四十一条第一項中「三分の一」を「五分の二」に改める改正規定を除く。）による改正後の同法第三十九条の二、第四十一条、第四十四条の四、第五十八条、第六十二条、第六十三条、第六十四条の二、第六十四条の五、第七十七条第一項ただし書、第七十八条及び第七十九条の二の規定、第八条の規定による改正後の国民年金法の一部を改正する法律附則第十六条の規定、第九条の規定による改正後の法律第九十二条附則第二十二条の規定、第十条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第十一条の規定による改正後特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条及び第十八条の規定並びに附則第四条、附則第十五条、附則第十六条、附則第二十五条、附則第三十六条から附則第三十八条まで、附則第五十二条第三項、附則第五十二条第二項、附則第五十四条及び附則第五十五条の規定（昭和五十五年八月一日）

（第七条の規定の施行に伴う経過措置等）

第五十二条 昭和五十五年七月分の国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六条）以下この条において「法律第八十六号」という。）附則第十六条第一項又は法律第九十二条附則第二十条第一項の規定により支給する老齢年金の額については、法律第八十六号附則第十六条第二項及び法律第九十二条附則第十六条第二項並びに同法附則第二十条第二項の規定にかかるらず、二十五万九千二百円（同法附則第十六条第一項の期間を有する者について、同項の規定に

による保険料の納付が行われなかつた月があるときは、二十五万九千二百円から千百円に当該納付が行われなかつた月数を乗じて得た額を控除した額)とする。

2 昭和五十五年六月以前の月分の国民年金法による年金たる給付(障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く。)の額については、なお従前の例による。

3 昭和五十五年七月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

第五十二条 施行日の前日において現に国民年金法による母子年金又は準母子年金を受ける権利を有する者に支給する当該母子年金又は準母子年金の支給の停止については、第七条の規定による改正後の同法第四十一条第三項及び第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)中「五分の二」とあるのは、「三分の一」とする。

2 第七条の規定による改正後の国民年金法第四十一条第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による母子年金又は準母子年金の支給の停止については、昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間は、同法第四十一条第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)中「五分の二」とあるのは、「三分の一」とする。

第五十三条 次の表の上欄に掲げる月分の国民年金法による保険料については、第七条の規定による改正後の同法第八十七条第三項中「四千五百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額(同表の下欄に掲げる年度の前年度までの間ににおいて厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二号)第九条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二十二条の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十四年度の同条第一項に規定する物価指数に対する同表の下欄に掲げる年度における直近の同条の規定による年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられた年度の前年度の同条第一項に規定する物価指数の割合を同表の中欄に掲げる額に乗じて得た額とし、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に読み替えるものとする。

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月までの月分	四千八百五十円	昭和五十七年度
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月までの月分	五千二百円	昭和五十八年度
昭和五十九年四月から昭和六十一年三月までの月分	五千五百五十円	昭和五十九年度
昭和六十一年四月以後の月分	五千九百円	昭和六十一年度

2 国民年金法第八十七条第三項に定める保険料の額は、昭和六十一年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)
この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和五六年五月二十五日法律第五〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十六年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から、第五条及び附則第六条の規定は同年十月一日から施行する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 昭和五十六年七月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

第三条 昭和五十六年七月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

生ずる日から施行する。

附 則 (昭和五六年六月一二日法律第六六号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、難民の地位に関する条約又は難民の地位について規定する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

4 (経過措置)

4 施行日においてこの法律による改正後の国民年金法第七条の規定に該当している者(日本国民である者を除く。)についてのこの法律による改正後の同法第八条の規定の適用については、同条中「二十歳に達した日又は日本国内に住所を有するに至つた日」とあるのは、「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律の施行の日」とする。

5 この法律による改正前の国民年金法による福祉年金が支給されず、又は当該福祉年金の受給権が消滅する事由であつて、施行日前に生じたものに基づく同法による福祉年金の不支給又は失権については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五七年七月一六日法律第六六号) 抄

(施行期日等)
この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。)附則第二十二条の二の規定及び附則第五条の規定は、昭和五十七年七月一日(国民年金法による年金たる給付に係る部分にあつては、同年八月一日)から適用する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 昭和五十七年八月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

(年金額の改定措置の特例)
第五条 法律第九十二条附則第二十二条第一項に規定する厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)による年金たる保険給付、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付については、政府は、昭和五十六年度の同項に規定する物価指数が昭和五十五年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超える百分の百以下となるに至つた場合においては、その上昇した比率を基準として、昭和五十七年七月(国民年金法による年金たる給付にあつては、同年八月)以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

3 2 前項の規定による措置は、政令で定める。
前二項の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、法律第九十二条附則第二十二条第一項及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二号)附則第五十三条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七条第三項の規定の適用については、法律第九十二条附則第二十二条の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。

4 第二条の規定による改正後の国民年金法による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二条附則第二十二条の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。
一 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十四号)附則第十条
二 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十五号)附則第十五条
三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十六号)附則第十二条

四 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十七号）附則第四条
 五 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第十三項
 六 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）附則第十条の二
 附 則（昭和五八年一二月一日法律第七八号）
 二一 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。
 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（昭和五八年一二月一日法律第八〇号）抄

（施行期日）

一 この法律は、総務省設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

二 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（昭和五八年一二月三日法律第八二号）抄

（施行期日）

一 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年一二月二五日法律第八四号）抄

（施行期日）

一 この法律は、公布の日から施行し、附則第四条の規定は昭和五十九年四月一日（国民年金法による年金たる給付に係る部分については、同年五月一日）から、第一条の規定による改正後の同法第五十八条、第六十二条、第七十七条第一項ただし書第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項の規定並びに第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条及び第十八条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は同年六月一日から適用する。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）
 第二条 昭和五十九年五月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。
 （年金額の改定措置の特例）
 第四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下この条において「法律第九十二号」という。）附則第二十二条第一項に規定する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）による年金たる保険給付、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付については、政府は、昭和五十九年度の同項に規定する物価指數が昭和五十六年度の同項に規定する物価指數の百分の百を超える百分の五百以下となるに至った場合においては、百分の百二を基準として、昭和五十九年四月（国民年金法による年金たる給付にあつては、同年五月）以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

（前項の規定による措置は、政令で定める。）
 前二項の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、法律第九十二号附則第二十二条第一項及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号。以下この条において「法律第八十二号」という。）附則第五十三条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七条第三項の規定の適用については、昭和五十

九年度において、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。この場合において、法律第九十二号附則第二十二条第一項中「前年度」の物価指數」とあるのは「前年度」の物価指數（国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第八十四号）附則第四条の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指數に百分の百一を乗じて得た数（小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。）」と、法律第八十二号附則第五十三条第一項中「物価指數の割合」とあるのは「物価指數（国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第八十四号）附則第四条の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指數に百分の百一を乗じて得た数（小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。）」の割合とする。）

四 第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用について、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。
 一 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）附則第十条
 二 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）附則第十五条
 三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十六号）附則第十二条
 四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第十三項
 五 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）附則第十条の二
 附 則（昭和六〇年五月一日法律第三四号）抄

（施行期日）

一 この法律は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（自営業者等の保険料）

二 自営業者等の保険料については、国民年金の費用負担、所得比例制等との関連を考慮のうえ、今後、総合的に検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。

（二十歳未満の自営業者等の取扱い）

三 国民年金制度における二十歳未満の自営業者等の取扱いについては、厚生年金保険の適用事業所に使用される者との均衡を考慮して、今後検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。

（用語の定義）

四 第五条 この条から附則第三十八条の二まで、附則第四十一条から第九十条まで及び附則第九十二条から第九十四条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新国民年金法 第一条の規定による改正後の国民年金法をいう。

二 旧国民年金法 第一条の規定による改正前の国民年金法をいう。

三 新厚生年金保険法 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。

四 旧厚生年金保険法 第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。

五 新船員保険法 第五条の規定による改正後の船員保険法をいう。

六 旧船員保険法 第五条の規定による改正前の船員保険法をいう。

七 旧通則法 附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法をいう。

八 旧交渉法 附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法をい

う。

九 保険料納付済期間、保険料免除期間、政府及び実施機関、実施機関たる共済組合等、第一号被保険者、第二号被保険者又は合算対象期間、それぞれ国民年金法第五条第一項、同条第二

項、同条第八項、同条第九項、同法第七条第一項第一号、同項第二号又は同法附則第六条の規定により国民年金の被保険者の資格を喪失した者項に規定する保険料納付済期間、保険料免除期間、政府及び実施機関、実施機関たる共済組合等、第一号被保険者、第二号被保険者又は合算対象期間をいう。

十一 第一種被保険者 男子である厚生年金保険法による被保険者（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）に限る。）であつて、第三種被保険者、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。

十一 第一種被保険者 女子である厚生年金保険法による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。）であつて、第三種被保険者、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。

十二 第三种被保険者 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条に規定する事業の事業場に使用され、かつ、常時坑内作業に従事する厚生年金保険法による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。）又は船員法（昭和二十二年法律第二百号）第一条に規定する船員として厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される同法による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。）であつて、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。

十三 第四种被保険者 附則第四十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第五十五条第一項の規定によつて厚生年金保険法による被保険者となつた者及び附則第四十三条第二項又は第五項の規定によつて同法による被保険者となつた者をいう。

十四 船員任意継続被保険者 附則第四十四条第一項の規定によつて厚生年金保険法による被保険者となつた者をいう。

十五 通算対象期間 旧通則法に規定する通算対象期間並びに法令の規定により当該通算対象期間に算入された期間及び当該通算対象期間とみなされた期間をいう。

十六 物価指数 総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。

十七 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

十八 老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金 それぞれ国民年金法による老齢基礎年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金をいう。

十九 退職共済年金、障害共済年金 それぞれ被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の長期給付に関する規定その他の法律の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二十四条第一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定により当該第一号厚生年金被保険者期間とみなされた三年法律第二百二十八号）の長期給付に関する規定その他の法律の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二十四条第一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定により当該第一号厚生年金被保険者期間とみなされた三年法律第二百二十八号）の长期給付に関する規定その他の法律の規定、平成二十四年一元化法第二十四条第一元化法」という。）による国家公務員共済組合法の組合員期間に算入される期の規定による退職共済年金、障害共済年金をいう。

（国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の経過措置）

第六条 施行日の前日において、旧国民年金法第七条第二項各号のいずれかに該当した者（同日において新規の規定による被保険者であった者を除く。）が、施行日において新規の規定による被保険者であった者（同日において新規の規定による被保険者であった者が、施行日において新規の規定による被保険者であるときを除く。）は、その者は、同日に、当該被保険者の資格を喪失する。ただし、その者が、同日に、同法第八条の規定により国民年金の被保険者の資格を取得するときは、この限りでない。

2 施行日の前日において旧国民年金法附則第六条第一項の規定による被保険者を除く。）であつた者が、施行日において新規の規定による被保険者であるときを除く。）は、その者は、同日に、当該被保険者の資格を喪失する。

3 新国民年金法附則第六条の規定は、前項の規定により国民年金の被保険者の資格を喪失した者について準用する。

4 施行日の前日において旧国民年金法附則第六条第一項の規定による被保険者であつた者は、施行日に、当該被保険者の資格を喪失する。この場合において、その者が、同日において、新国民年金法第七条第一項第一号又は第三号に該当するとき（同法附則第四条第一項に規定する政令で定める者であるときを除く。）は、同法第八条に該当しない場合においても、同日に国民年金の被保険者の資格を取得するものとし、同法附則第五条第一項に該当するときは、同日に同項の申出をしたものとみなす。

（国民年金の被保険者期間等の特例）

第八条 施行日前の国民年金の被保険者期間（他の法令の規定により国民年金の被保険者があつた期間とみなされた期間に係るものと含む。以下この条、附則第三十二条第六項、第七十八条第七項及び第八十七条第八項において同じ。）は、国民年金法の適用については、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間とみなす。この場合において、当該被保険者期間のうち、旧国民年金法第五条第三項に規定する保険料納付済期間とみなされたもの（他の法令の規定により当該保険料納付済期間とみなされたものと含む。以下この条及び附則第二十七条において「旧保険料納付済期間」といいう。）は保険料納付済期間と、旧国民年金法第五条第四項に規定する保険料免除期間であつた期間に係るもの（他の法令の規定により当該保険料免除期間とみなされたものを含む。以下この条及び附則第二十七条において「旧保険料免除期間」といいう。）は保険料納付済期間と、旧国民年金法第八十七条の二の規定による保険料に係る旧保険料納付済期間であつた期間に係るものは国民年金法第八十七条の二の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなす。

2 次の各号に掲げる期間のうち、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係るもの（第五項第四号の二及び第七号の二に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものと除く。）は、国民年金法第二十六条、第三十七条第三号及び第四号並びに同法附則第九条第一項、第九条の二第一項及び第九条の二の二第一項の規定の適用については、保険料納付済期間とみなす。この場合において、同一の月が同時に二以上の次の各号に掲げる期間又は施行日前の国民年金の被保険者期間の計算の基礎となつているときは、その月は、政令で定めるところにより、一の期間についてのみ国民年金の被保険者期間又は保険料納付済期間とみなす。

一 厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により当該第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものと含む。）

二 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（他の法令の規定により当該第二号厚生年金被保険者期間とみなされる期間に係るもの、他の法令の規定により平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「平成二十四年改正前国共済法」という。）による国家公務員共済組合の組合員期間に算入される期間その他政令で定める期間を含む。）

三 厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（他の法令の規定により当該第三号厚生年金被保険者期間とみなされる期間に係るもの、他の法令の規定により平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「平成二十四年改正前地共済法」という。）による地方公務員共済組合の組合員期間に算入される期間その他政令で定める期間を含む。）

四 厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（他の法令の規定により当該第四号厚生年金被保険者期間とみなされる期間に係るものと含む。）

前項の規定により国民年金の保険料納付済期間とみなされた同項各号に掲げる期間（同項第一号に掲げる被保険者期間の計算について附則第四十七条第二項若しくは第三項又は厚生年金保険

法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第五条第二項若しくは第三項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した被保険者期間とし、前項第二号に掲げる組合員期間の計算について国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第三十二条第一項又は平成二十四年一元化法附則第七条第二項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した組合員期間には、その適用がないものとして計算した組合員期間とし、前項第三号に掲げる組合員期間の計算について地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）附則第三十五条第一項又は平成二十四年一元化法附則第七条第二項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した組合員期間とする。）は、国民年金法第二十七条の規定の適用については、保険料納付済期間に算入する。

四 当分の間、第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者の二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係る当該保険料納付済期間は、国民年金法第二十六条及び第二十七条並びに同法附則第九条第一項、第九条の第二第一項及び第九条の二の二第一項の規定の適用については、同法第五条第一項の規定にかかわらず、保険料納付済期間に算入せず、同法附則第九条第一項の規定の適用については、合算対象期間間に算入する。

五 次の各号に掲げる期間は、国民年金法附則第九条第一項の規定の適用については合算対象期間に算入する。

一 旧国民年金法附則第六条第一項の規定により国民年金の被保険者となることができた者が、同項に規定する申出を行わなかつたため、国民年金の被保険者とならなかつた期間

二 旧国民年金法第十条第一項の規定による都道府県知事の承認に基づき国民年金の被保険者とされなかつた期間

三 通算対象期間のうち、昭和三十六年四月一日前の期間に係るもの

四 昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に通算対象期間（旧通則法第四条第二項に規定するもの（他の法令の規定により同項に規定する通算対象期間とみなされるものを含む。）を除く。第五号において同じ。）を有しない者が、施行日以後に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するに至つた場合におけるその者の第二項第一号の第一号厚生年金被保険者期間のうち、昭和三十六年四月一日前の期間に係るもの

四の二 第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間のうち、施行日の前日において法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）が支給する退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達していないものに限る。）又は減額退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達していないものに限る。）の年金額の計算の基礎となつた期間であつて、昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの

五 通算対象期間のうち、旧保険料納付済期間及び旧保険料免除期間並びに第二項各号に掲げる期間である通算対象期間以外のものであつて昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係るもの

六 施行日前の第二項各号に掲げる期間のうち、二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るもの（昭和三十六年四月一日以後の期間に係るものに限る。）

七 施行日前に旧厚生年金保険法又は旧船員保険法による脱退手当金（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号。以下「法律第百八十二号」という。）附則第九条又は第十五条の規定、厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）附則第十七条の規定及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百五号。附則第四十七条第一項において「法律第百五号」という。）附則第十九条の規定による脱退手当金を含む。）の支給を受けた者が、施行日から六十五歳に達する日の前日までの間に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するに至つた場合におけるその者の当該

七 脱退手当金の計算の基礎となつた期間に係る厚生年金保険又は船員保険の被保険者であつた期間のうち、昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの

八 二共済組合が支給した退職一時金であつて政令で定めるものの計算の基礎となつた第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間のうち、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係るもの（第四号の二から第六号までに掲げる期間を除く。）

九 日本国内に住所を有さず、かつ、日本国籍を有していた期間（二十歳に達した日の属する月前年の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るもの（第三項に規定する第二項各号に掲げる期間並びに第四号の二、第五号、第七号及び前号に掲げる期間を除く。）のうち、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係るもの（第三項に規定する第二項各号に掲げる期間並びに第四号の二、第五号、第七号及び第七号の二に掲げる期間を除く。）

十 昭和三十六年五月一日以後国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）の規定により日本の国籍を取得した者（二十歳に達した日の翌日から六十五歳に達した日の前日までの間に日本の国籍を取得した者に限る。）その他政令で定める者の日本国内に住所を有していた期間であつて、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律（昭和五十六年法律第八十六号）による改正前の国民年金法第七条第一項に該当しなかつたため国民年金の被保険者とならなかつた期間（二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るもの並びに第三項に規定する第二項各号に掲げる期間並びに第四号の二、第五号、第七号及び第七号の二に掲げる期間を除く。）

十一 前号に掲げる者の日本国内に住所を有しなかつた期間（二十歳未満であつた期間及び六十歳以上であつた期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るもの）のうち、昭和三十六年四月一日から当該日本の国籍を取得した日の前日（同号に規定する政令で定める者にあつては、政令で定める日）までの期間に係るもの（国民年金の被保険者期間、第三項に規定する第二項各号に掲げる期間並びに第四号の二、第五号、第七号及び第七号の二に掲げる期間を除く。）

十二 前項各号（第三号から第六号までを除く。）に掲げる期間の計算については、新国民年金法第七条の規定の例による。

十三 第五項の規定により一又は二以上の同項各号に掲げる期間を合算対象期間に算入する場合における当該期間の計算については、旧通則法第六条の規定を参考して政令で定めるところによる。

十四 附則第十八条第一項並びに国民年金法第十六条（同法附則第九条の二第一項及び第九条の二の第二項において適用する場合を含む。）、第三十七条第三号及び第四号並びに同法附則第九条第一項の規定の適用について、平成三年四月一日前の第三種被保険者等（第三種被保険者及び船員任意継続被保険者をいう。以下この項、附則第四十七条第四項、第五十二条及び第八十二条第一項において同じ。）若しくは新船員組合員（昭和六十一年国家公務員共済改正法附則第三十五条第二項に規定する新船員組合員及び昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三十五条第二項に規定する新船員組合員をいう。以下この項において同じ。）である国民年金の被保険者であつた期間又は平成八年改正法附則第五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同条第三項に規定する新船員組合員（以下この項において「旧適用法人船員組合員」という。）であつた期間につき第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間を計算する場合には、新国民年金法第十二条第一項及び第二項並びに第十二条の二の規定にかかわらず、これらの規定によつて計算した期間に五分の六を乗じて得た期間をもつて第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間とする。この場合において、第三種被保険者等、新船員組合員又は旧適用法人船員組合員であるかないかの区別に变更があつた月は、変更後の区別（同一の月において二回以上にわたり第三種被保険者等、新船員組合員又は旧適用法人船員組合員であるかないかの区別に変更があつたときは、最後の区別）の国民年金の被保険者であつた月とみなす。

十五 第三項に規定する第二項各号に掲げる期間及び第五項第三号から第六号までに掲げる期間は、国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項、同法第三十条の三第二項、同法

第三十四条第五項及び同法第三十六条第三項において準用する場合を含む。)並びに第三十七条ただし書の規定の適用については、保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。この場合において、同一の月が同時に二以上の第三項に規定する第二項各号に掲げる期間又は第五項第三号から第六号までに掲げる期間の基礎となつているときは、その月は、政令で定めるところにより、一の期間についてのみ保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

前項の規定により第五項第三号から第六号までに掲げる期間の基礎となつているときは、その月は、政令で定めるとともに、一の期間についてのみ保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

各号に掲げる期間を保険料納付済期間に算入する場合における同項各号に掲げる期間の計算の方法を参照して政令で定めるところによる。

11 第二項第一号の第一号厚生年金被保険者期間につき厚生年金保険又は船員保険の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき(新厚生年金保険法第七十五条第一項ただし書に該当するとき、旧厚生年金保険法第七十五条第一項ただし書に該当するとき及び旧船員保険法第五十一条ノ二にだし書に該当するときを除く。)は、当該保険料に係る当該第一号厚生年金被保険者期間については、第二項の規定を適用せず、当該第一号厚生年金被保険者期間は、国民年金法附則第九条にては、第一項の規定にかかるらず、合算対象期間に算入せず、第九項に規定する同法の規定の適用については、同項の規定にかかるらず、保険料納付済期間(旧保険料納付済期間を含む。)及び保険料免除期間(旧保険料免除期間を含む。)以外の国民年金の被保険者期間とみなす。

12 平成三年四月三十日までに行われる新国民年金法附則第七条の三に規定する届出については、同条中「月の前々月」とあるのは、「月前における直近の基準月(一月、四月、七月及び十月をいう。)の前月」とする。

(厚生年金保険の被保険者であつた期間及び共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間の確認の特例)

第八条の二 国民年金法附則第七条の五第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間(以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。)」とあるのは「若しくは同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間(以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。)又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第八条第二項各号(第一号を除く。)に掲げる期間であつて昭和六十年四月一日前の期間に係るもの」と、(又は第九条の一の二第一項)とあるのは「若しくは第九条の一の二第二項又は昭和六十年改正法附則第十五条第一項若しくは第三十二条第六項」と、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」とあるのは「厚生年金保険の被保険者であつた期間又は昭和六十年改正法附則第八条第二項各号(第一号を除く。)に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの」と、「日本私立学校振興・共済事業団の確認」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の確認」とある。

第九条 次の各号に掲げる年金たる給付の額又は加算額に関する当該各号に掲げる規定の適用については、昭和六十年の年平均の物価指数が昭和五十八年度の年度平均の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合は、昭和六十一年四月以後の月分の当該各号に掲げる規定に定める年金たる給付の額又は加算額は、その上昇した比率を基準として政令で定めるところにより改定した額とする。

一 老齢基礎年金(第八号に掲げるもの及び附則第十七条第一項の規定に該当したことにより(新国民年金法による年金たる給付の額の改定の特例)

二 障害基礎年金の額(次号に掲げる額を除く。)新国民年金法第三十三条第一項(同条第一項において適用する場合を含む。)

三 障害基礎年金の額のうち新国民年金法第三十三条の二第一項に規定する加算額 同項

四 遺族基礎年金の額(次号に掲げる額を除く。)新国民年金法第三十八条

五 遺族基礎年金の額のうち新国民年金法第三十九条第一項又は第三十九条の二第一項に規定する加算額 同法第三十九条第一項又は第三十九条の二第一項に規定する新国民年金法第二十七条

六 新国民年金法による寡婦年金の額 同法第五十条において適用する同法第二十七条

七 新国民年金法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金の額 同条第二項において適用する同法第二十七条

八 附則第十五条の規定により支給される老齢基礎年金の額 同条第三項

九 附則第十七条第一項の規定に該当したことによりその額が計算される老齢基礎年金の額(同項に規定する加算額を除く。)同項において適用する新国民年金法第二十七条

十 老齢基礎年金のうち附則第十四条第一項に規定する加算額 同項(同条第二項並びに附則第十八条第二項及び第三項において適用する場合を含む。)

第十二条 新国民年金法による年金たる給付の支払期月の特例)

1 (新国民年金法による年金たる給付に係る併給調整の経過措置)

2 前項の規定の施行に伴い必要な経過措置については、政令で定める。

(国民年金の年金たる給付に係る併給調整の経過措置)

第十三条 旧国民年金法による寡婦年金については、国民年金法第二十条の規定は適用しない。

1 国民年金法による年金たる給付(老齢基礎年金、同法附則第九条の三の規定による老齢年金、付加年金、附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金及び附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金を除く。)は、その受給者が旧国民年金法による年金たる給付(附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法の規定により支給される年金たる給付を含む。以下この条において同じ。)又は附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。老齢基礎年金又は国民年金法附則第九条の三の規定による老齢年金の受給者が旧国民年金法による年金たる給付又は附則第八十七条第二項の規定による厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付(死亡を支給事由とするものを除く。)を受けることができる場合における当該老齢基礎年金及び老齢年金並びに附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金の受給者が旧国民年金法による年金たる給付を受けることができる場合における当該障害基礎年金についても、同様とする。

2 旧国民年金法による年金たる給付(老齢年金及び通算老齢年金(その受給者が六十五歳に達しているものに限る。)並びに障害年金(その受給者が六十五歳に達しているものに限る。)を期間の区分に応じそれぞれ当該国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の確認)とする。

3 旧国民年金法による年金たる給付(老齢年金及び通算老齢年金(その受給者が六十五歳に達しているものに限る。)並びに障害年金(その受給者が六十五歳に達しているものに限る。)を期間の区分に応じそれぞれ当該国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の確認)とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の確認」とある。

4 旧国民年金法による年金たる給付(老齢年金及び通算老齢年金(その受給者が六十五歳に達しているものに限る。)並びに障害年金(その受給者が六十五歳に達しているものに限る。)を期間の区分に応じそれぞれ当該国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の確認)とする。

5 旧国民年金法による年金たる給付(付加年金及び附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金を除く。)は、その受給者が国民年金法による年金たる給付(付加年金及び附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金を除く。)以下この項において同じ。)又は厚生年金保険法による年金たる保険給付若しくは平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付(平成二十四年改正前国共済法の長期給付に関する規定その他の法律の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前地共済法の长期給付に関する規定その他の法律の規定又は平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定その他の法律の規定による年金たる保険給付若しくは平成二十四年改正前地共済法の长期給付に関する規定その他の法律の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する者に支給される退職共済年金以外のもの(以下この項において「厚生年金保険法による年金たる保険給付等」という。)を受けることができるときは、その支給を停止する。旧国民年金法による老齢年金(老齢福祉年金を除く。)若しくは通

算老齢年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）が国民年金法による年金たる給付又は厚生年金保険法による年金たる保険給付等（遺族厚生年金及び特例遺族年金を除く。）を受けることができる場合における当該老齢年金及び通算老齢年金並びに旧国民年金法による障害年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）が国民年金法による年金たる給付又は厚生年金保険法による年金たる保険給付等（老齢厚生年金、遺族厚生年金及び特例遺族年金並びに退職共済年金を除く。）を受けることができる場合における当該障害年金並びに旧国民年金法による老齢福祉年金の受給権者が国民年金法による年金たる給付を受けることができる場合における当該老齢福祉年金についても、同様とする。

5 4

新国民年金法第二十条第二項から第四項までの規定は、前二項の場合に準用する。
老齢基礎年金及び国民年金法附則第九条の三の規定による老齢年金については、同法第二十条第一項中「（遺族厚生年金を除く。）」とあるのは、「（遺族厚生年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による年金たる保険給付（死亡を支給事由とするものに限る。）を除く。）」若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付（実施機関たる共済組合等が支給する退職共済年金、退職年金、減額退職年金、遺族年金及び通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険法による年金たる給付を含む。）を除く。）を除く。）」とする。

6

附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金については、国民年金法第二十条第一項中「が他の年金給付（付加年金を除く。）を受けることができる場合」とあるのは、「（その者が六十五歳に達していないものに限る。）」が他の年金給付（付加年金を除く。）又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年改正法」という。）附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付（昭和六十一年改正法附則第十六条第三項の規定による改正前の厚生年金保険法による年金たる保険給付を除く。）又は国民年金法等の一部を改正する退職共済年金（その受給権者が昭和六十一年改正法附則第三十一条第一項に規定する年金に限る。）、退職年金、減額退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険法による年金たる保険給付を含む。）を除く。）を受けることができる場合」とす

7

附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金については、国民年金法第二十条第一項中「支給されるものを除く」とあるのは「支給されるもの並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による年金たる保険給付を除く。以下この条において同じ。」若しくは昭和六十一年改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付（実施機関たる共済組合等が支給する退職共済年金（その受給権者が昭和六十一年改正法附則第十三条第一項に規定する者であるものに限る。）、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金及び通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険法による年金たる保険給付を除く。）を除く。）を受けることができる場合」とす

第五章 第十二条 保険料納付済期間（附則第八条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含み、同条第四項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）

は保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含み、国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものとされるものを除く。）を有する者（以下この項において「保険料納付済期間等を有する者」といいう。）のうち、同法第一十六条规定する者（同法附則第九条第一項の規定により同法

第二十六条规定するものとみなされる者を除く。）であつて第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号までのいずれかに該当するものは、同条並びに同法附則第九条の二第一項、第九条の二の二第一項、第九条の三第一項及び第九条の三の二第一項の規定の適用については、同法第二十六条ただし書に該当しないものとみなし、保険料納付済期間等を有する者のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）とを合算した期間が二十五年に満たない者（同法附則第九条第一項の規定により保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなされた者を除く。）であつて第一号から第十九号までのいずれかに該当するものは、同法第三十七条（第三号及び第四号に限る。）の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす。

一 附則別表第一の上欄に掲げる者であつて、保険料納付済期間、保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）及び合算対象期間（同条第四項及び第五項の規定により当該期間に算入することとされたものを含む。）を合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること。

二 附則別表第二の上欄に掲げる者であつて、附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものと含む。次号において同じ。）が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること。

三 附則別表第二の上欄に掲げる者であつて、附則第八条第二項各号に掲げる期間（昭和三十六年四月一日以後の期間に係るものに限る。）及び附則第八条第五項の規定により合算対象期間に算入することとされたもののうち同項第三号から第五号までに掲げるものを合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること。

四 附則別表第三の上欄に掲げる者であつて、四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた期間に係るものと含み、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に係るものに限る。）が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること（そのうち、七年六月以上は、第四種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間（旧厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者であつた期間及び旧船員保険法第二十条第一項の規定による船員保険の被保険者であつた期間に係るものと含む。）以外のものでなければならない。）。

五 附則別表第三の上欄に掲げる者であつて、三十五歳に達した月以後の第三種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間（旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間に係るもの及び附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものと含む。）が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること（そのうち、十年以上は、船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間（旧船員保険法第二十条第一項の規定による船員保険の被保険者であつた期間に係るものと含む。）以外のものでなければならない。）。

六 繼続した十五年間における旧厚生年金保険法附則第四条第二項の規定により同法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間とみなされた期間に基づく厚生年金保険の被保険者期間又は継続した十五年間における当該第三種被保険者であつた期間とみなされた期間と当該第三種被保険者であつた期間とに基づく厚生年金保険の被保険者期間が、十六年以上であること。

七 昭和二十七年四月一日以前に生まれた者であつて、施行日の前日において旧船員保険法第三十四条第一項第二号に規定する船員保険の被保険者期間を満たしていたこと。

八 平成二十四年一元化法附則第三十五条第二項に規定する基準日前の同項に規定する衛視等（以下この号において単に「衛視等」という。）であつた期間に係る国家公務員共済組合の組合

員期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。以下この号において同じ。）が十五年以上であること若しくは同項第二号イからホまでのいずれかに掲げる者であつた期間に係る国家公務員共済組合の組合員期間がそれ同号イからホまでに掲げる年数以上であること又は同条第四項に規定する者であつて同項に規定する組合員期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。）が十五年以上であること。

九 その者の遺族（厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族をいう。以下この項において同じ。）が平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該者の死亡に係るものに限る。以下この号において同じ。）を受けることができること又は同条第四項若しくは第五項の規定の適用を受けることにより同法による遺族厚生年金を受けることができる。

十 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和二十三年法律第二百二十九号。以下「国の施行法」といふ。）第八条第一号（同法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同法第八条第一号に規定する在職年及び組合員期間のうち通算対象期間以外のものを除いて同号の規定に該当する場合に限る。）又は同法第二十五条第一号（同法第二十七条规定する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同法第二十五条第一号に規定する警察在職年及び衛視等であつた期間のうち通算対象期間以外のものを除いて同号の規定に該当する場合に限る。）。

十一 その者の遺族が平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けることができる（前号に該当する場合を除く。）。

十二 平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項に規定する基準日前の同項に規定する警察職員（以下この号において単に「警察職員」といふ。）であつた期間（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（第十四号において「地方の施行法」といふ。）の規定により当該警察職員であつた期間に算入される期間を含む。以下この号において同じ。）に係る地方公務員共済組合の組合員期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。以下この号において同号に規定する場合に該当する場合に限る。）が十五年以上であること若しくは同項第二号イからホまでのいずれかに掲げる者であつた期間に係る地方公務員共済組合の組合員期間がそれ同号イからホまでに掲げる年数以上であること又は同条第五項に規定する者であつて同項に規定する組合員期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。）が十五年以上であること。

十四 地方の施行法第八条第一項又は第二項（地方の施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る地方の施行法第八条第一項又は第二項に規定する条例在職年のうち通算対象期間以外のものを除いてこれらの規定に該当する場合に限る。）地方の施行法第四十八条第一項（地方の施行法第五十二条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る地方の施行法第四十八条第一項に規定する同項に規定する警察在職年のうち通算対象期間以外のものを除いて同項の規定に該当する場合に限る。）、地方の施行法第五十五条第一項（地方の施行法第五十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同項に規定する警察在職年のうち通算対象期間以外のものを除いて同項の規定に該当する場合に限る。）が十五年以上であること。

合に限る。）又は地方の施行法第六十二条第一項（地方の施行法第六十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同項に規定する消防職員としての年金条例職員期間に係る条例在職年のうち通算対象期間以外のものを除いて同項の規定に該当する場合に限る。）。

十五 その者の遺族が平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けることができる（前号に該当する場合を除く。）。

十六 施行日前の昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十三条第二項に規定する地方公共団体の長があつた期間に係る地方公務員共済組合の組合員期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。以下この号において同じ。）が十二年以上であること若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法附則別表第二の上欄に掲げる者がであつて同項に規定する地方公共団体の長があつた期間に係る地方公務員共済組合の組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること。

十七 その者の遺族が私立学校教職員共済制度の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が支給する遺族厚生年金（当該者の死亡に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。以下この号において同じ。）が十二年以上であること若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法附則別表第二の上欄に掲げる者がであつて政令で定めるものに限る。）を受けることができる。

十八 施行日の前日において、共済組合が支給する退職年金又は減額退職年金の受給権を有していいたこと。

十九 旧通則法第五条第二号に掲げる年金たる給付のうち、老齢又は退職を支給事由とする給付を受けられること。

二十 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金を受けることができる（その受給権者が大正十五年四月一日以後に生まれた者である場合に限り、第二号から第七号まで、第十八号及び前号のいずれかに該当する場合を除く。）。

二十一 旧通則法第九条第二項の規定は、前項第一号に規定する合算対象期間の計算について準用する。

三 第一項第三号の規定を適用する場合における同号に規定する期間の計算については、旧通則法第六条の規定を参考して政令で定めるところによる。

四 厚生年金保険の被保険者期間（他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間と期間であるものに限る。以下この号において同じ。）が十五年以上であること若しくは同項第二号イからホまでのいずれかに掲げる者であつた期間に係る地方公務員共済組合の組合員期間がそれ同号イからホまでに掲げる年数以上であること又は同条第五項に受けることによりその者の遺族が厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該者の死亡に係るものが限る。）を受けることができる。

五 地方の施行法第八条第一項又は第二項（地方の施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る地方の施行法第八条第一項又は第二項に規定する条例在職年のうち通算対象期間以外のものを除いてこれら

六 地方の施行法第八条第一項又は第二項（地方の施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る地方の施行法第四十八条第一項に規定する

七 地方の施行法第五十二条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る地方の施行法第四十八条第一項に規定する

八 地方の施行法第五十五条第一項（地方の施行法第五十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者である場合を除く。）が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、次の各号のいずれかに該当するその者の配偶者（婚姻

九 老齢基礎年金の額の加算等）

第十條 老齢基礎年金の額は、受給権者（次条第一項若しくは第二項又は附則第十八条第一項に該当する者を除く。）が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、次の各号のいずれかに該当するその者の配偶者（婚姻

十 老齢基礎年金の額の計算の特例）

十一 第十三条 附則別表第四の上欄に掲げる者については、国民年金法第二十七条（同法第二十八条第四項及び附則第九条の二第四項において適用する場合並びに同法第五十条及び附則第九条の三第二項においてその例による場合を含む。）中「四百八十」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

十二 老齢基礎年金の額の計算の特例）

十三 第十四条 老齢基礎年金の額は、受給権者（次条第一項若しくは第二項又は附則第十八条第一項に該当する者を除く。）が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、次の各号のいずれかに該当するその者の配偶者（婚姻

十四 第十五条 老齢基礎年金の額は、受給権者（次条第一項若しくは第二項又は附則第十八条第一項に該当する者を除く。）が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、次の各号のいずれかに該当するその者の配偶者（婚姻

の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条、次条及び附則第十八条において同じ。)によつて生計を維持していたとき(当該六十五歳に達した日の前日において当該配偶者がその受給権を有する次の各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。)は、附則第十七条並びに国民年金法第二十七条规定及び第二十八条並びに附則第九条の二、第九条の二の二及び第九条の四の五の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、二十二万四千七百円に同法第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)にその者の生年月日に応じて改定で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その者が老齢厚生年金、退職共済年金その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものを受けたときは、この限りでない。

一 老齢厚生年金又は退職共済年金(その額の計算の基礎となる附則第八条第二項各号のいずれかに掲げる期間(同項第一号に掲げる期間にあつては、附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。)の月数が二百四十以上であるもの(他の法令の規定により当該附則第八条第二項各号のいずれかに掲げる期間の月数が二百四十以上であるものとみなされるものその他の政令で定めるものを含む。)に限る。)の受給権者(附則第三十一条第一項に規定する者並びに厚生年金保険法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者(その者が六十五歳に達していらないものに限る。)、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金であつて同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているもの(政令で定める老齢厚生年金を除く。)の受給権者及び同法附則第三十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者(その者が六十五歳に達していないもの(政令で定めるものを除く。)に限る。)並びに政令で定める退職共済年金の受給権者を除く。)

二 障害厚生年金又は障害共済年金の受給権者(当該障害厚生年金又は当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する者に限る。)

三 大正十五年四月一日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者が六十五歳に達した日以後にその者の配偶者が前項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、その当時その者がその者の配偶者によつて生計を維持していたときは、その者に対する老齢基礎年金の額は、附則第十七条並びに国民年金法第二十七条及び第二十八条並びに附則第九条の二、第九条の二の二及び第九条の四の五の規定にかかるらず、これらの規定に定める額に同項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、その者が同項ただし書に該当するときは、この限りでない。

四 前二項の規定の適用上、老齢基礎年金の受給権者の配偶者によつて生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項又は第二項の加算を開始すべき事由が生じた場合における老齢基礎年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。

六 前二項の規定の適用上、老齢基礎年金の受給権者によつて生計を維持していたことの認定に係る老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢基礎年金を支給す

を要しないものとされた保険料に係るものに限る。)とを合算した期間が、十年以上であることを要する。

二 附則第十二条第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号までのいづれかに該当すること。

大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者が六十五歳に達した日以後にその者の配偶者が前項第一号のいずれかに該当するに至つた場合において、その当時その者が保険料納付済期間及び保険料免除期間を有さず、前項各号のいずれかに該当し、かつ、その者の配偶者によつて生計を維持していたときは、新国民年金法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢基礎年金を支給する。ただし、その者が前項第一号に掲げる附則別表第五の上欄に掲げる者であつて、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間(附則第八条第一項の規定により当該被保険者期間とみなすこととされたもの及び国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者としての国民年金の被保険者期間を含む。以下この条において同じ。)が二十五年未満であり、かつ、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間(附則第八条第一項の規定により当該保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。)と保険料免除期間(附則第八条第一項の規定により当該保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。)とを合算した期間がそれぞれ同表の中欄に掲げる期間以上であるものに支給する老齢基礎年金の額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第二十七条の規定にかかるらず、同条に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。ただし、その者が、六十五歳以上七十歳未満であつて同法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は七十歳以上であるときに限る。

一 附則第三十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による老齢福祉年金の額

2 前項の規定によつて老齢基礎年金の額が計算される者については、国民年金法第二十八条第四項中「同条に定める額」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第十七条第一項に定める額」と、同法附則第三

二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額にイに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額

イ 第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数と保険料免除期間の月数の三分の一に相当する月数とを合算した月数

ロ その者に係る附則別表第五の下欄に掲げる月数

九条の二第四項中「同条に定める額」とあるのは「昭和六十年改正法附則第十七条第一項に定める額」とする。

第十八条 第一項の加算を開始すべき事由又は廃止すべき事由が生じた場合における老齢基礎年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。(六十五歳以上の国民年金の被保険者等に係る老齢基礎年金の特例)

第十九条 六十五歳に達した日において、保険料納付済期間(附則第八条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含み、同条第四項に規定するものを除く。)又は保険料免除期間(同条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含み、国民年金法第九十条の三第一項の規定により保険料免除することを要しないものとされた保険料に係るものとされたものを除く。)を有する者であつて次の各号のいずれかに該当するものが、同日以後の国民年金の被保険者期間を有するに至つたことにより次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、同法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢基礎年金を支給する。

一 保険料納付済期間(附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。)及び合算対象期間(同条第四項及び第五項の規定により当該期間に算入することとされたものを含む。)を合算した期間が、十年以上であること。

二 附則第十二条第一項第二号から第七号まで及び第十八条号から第二十号までのいずれかに該当すること。

前項の規定による老齢基礎年金の額は、受給権者が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、その権利を取得した當時附則第十四条第一項各号のいずれかに該当する者の配偶者によって生計を維持していたときは、国民年金法第二十七条及び第五項において読み替えられた同法第二十八条の規定にかかる限りでない。

第三項において読み替えられた同法第二十八条第一項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、その者が同項ただし書に該当するときは、この限りでない。

第四項の規定による老齢基礎年金の額は、受給権者が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、その権利を取得した日後にその者の配偶者が附則第十四条第一項各号のいずれかに該当するに至り、かつ、その当時の者がその者の配偶者によつて生計を維持していたときは、国民年金法第二十七条及び第五項において読み替えられた同法第二十八条の規定にかかる限りでない。

第五項において読み替えられた同法第二十八条第一項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、同項ただし書に該当するときは、この限りでない。

第六項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を得た日から起算して一年を経過した日(以下この条において「一年を経過した日」という。)」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を得た」と、「一年を経過した」とあるのは「一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、「七十五歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を得た日から起算して十年を経過した日(次号において「十年を経過した日」という。)」と、「七十五歳に達した日」とあるのは「十年を経過した日」と、同条第五項中「七十歳に達した日」とあるのは「その受給権を得た日から起算して五年を経過した日」と、「八十歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を得た日から起算して十五年を経過した日」とする。

第七項による老齢基礎年金の受給権は、受給権者が第一項の規定による老齢基礎年金の受給権を取得したときは、消滅する。

第二十条 初診日が令和八年四月一日前にある傷病による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書(同法第三十条の二第二項、同法第三十三条の三第二項、同法第三十四条第五項及び同法第六項の規定による合算対象期間の計算について

第三十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、同法第三十条第一項ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき(当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間(当該初診日において被保険者でなかつた者については、当該初診日の属する月の前々月以前における直前の被保険者期間に係る月までの一年間)のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないうときを除く。)」とする。ただし、当該障害に係る者が当該初診日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

令和八年四月一日前に死亡した者について国民年金法第三十七条ただし書の規定を適用する場合においては、同条ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき(当該死亡日の前日において当該死亡日の属する月の前々月までの一年間(当該死亡日において被保険者でなかつた者については、当該死亡日の属する月の前々月以前における直前の被保険者期間に係る月までの一年間)のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときを除く。)」とする。ただし、当該死亡に係る者が当該死亡日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

第二十一条 初診日が平成三年五月一日前にある傷病による障害について、又は同日前に死亡した者について前条並びに国民年金法第三十条の二第二項、同法第三十条の三第二項、同法第三十条の三第三項、同法第三十四条第五項及び同法第三十六条第三項において準用する場合を含む。)及び第三十七条ただし書の規定を適用する場合においては、「月の前々月」とあるのは、「月前における直近の基準月(二月、四月、七月及び十月をいう。)の前月」とする。

(障害基礎年金の支給要件の特例)

第二十二条 新国民年金法第三十条の二第一項の規定による障害基礎年金は、同一の傷病による障害について旧国民年金法による障害年金、旧厚生年金保険法による障害年金(附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含む。附則第二十六条及び第二十七条において同じ。)又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金(平成八年改正法附則第十六条第三項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含む。附則第十六条において同じ。)の受給権を有していたことがある者については、新国民年金法第三十条の二第一項の規定にかかる限り、支給しない。

第二十三条 疾病にかかり、又は負傷した日が施行日前にある傷病による障害又は初診日が施行日前にある傷病による障害について新国民年金法第三十条から第三十条の四までの規定を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定める。

第二十四条 船員保険の被保険者であつた間に職務上の事由又は通勤により疾病にかかり、又は負傷した者が、施行日前に既に当該傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過し、かつ、当該傷病が治つていなければ、施行日において、新国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、同法第三十条の四第一項に該当するものとみなして、同項の障害基礎年金を支給する。ただし、初診日において二十歳未満であつた者及び昭和三十四年十一月一日以後におけるその初診日において旧国民年金法第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者については、この限りでない。

- 2 前項の規定により支給される障害基礎年金は、その受給者が旧船員保険法第四十条第一項に規定する障害年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。
 (従前の障害福祉年金)
- 第二十五条** 施行日の前日において旧国民年金法による障害福祉年金を受ける権利を有していた者（うち、施行日において新国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級（以下この条において単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にある者については、同法第三十条のうちに、「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にある者については、同法第三十条の二 施行日の前日において旧国民年金法による障害福祉年金を支給する。
- 3 施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、同日後、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき（同日前の同法別表に定める程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して三年を経過する日までの間に限る。）は、新国民年金法第三十条の四第一項に該当するものとみなして、同項の障害基礎年金を支給する。
- 4 第一項の規定による障害基礎年金を受ける権利を有する者が、前二項の規定により新国民年金法第三十条の四第一項の障害基礎年金の受給権を取得したときは、当該障害福祉年金を受ける権利は消滅する。この場合において、当該障害基礎年金は、当該権利の消滅した日の属する月の前月で終わるものとする。
- 5 昭和六十一年四月分の第一項の規定による障害基礎年金については、新国民年金法第十八条第三項本文の規定にかかわらず、同年八月に支払うものとする。
 (障害基礎年金の併給の調整の特例)
- 第二十六条** 新国民年金法第三十一条第一項及び第三十二条第一項の規定は、施行日前に支給事由の生じた旧国民年金法による障害年金、施行日前に支給事由の生じた旧厚生年金保険法による障害年金又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金であつて障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの支給を受けることができる者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じた場合（前条の規定により支給すべき事由が生じた場合を除く。）について適用する。施行日前に支給事由の生じた旧国民年金法による障害年金（障害福祉年金を除く。）を受けることができる者に対して更に同条の規定により障害基礎年金を支給すべき事由が生じた場合においても、同様とする。
- 2 前条の規定により支給される障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、新国民年金法第三十一条第二項及び第三十二条第二項の規定は、適用しない。
 (遺族基礎年金の支給要件の特例)
- 第二十七条** 大正十五年四月一日以前に生まれた者のうち、旧厚生年金保険法による障害年金又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金の受給権を有するもの、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後に厚生年金保険の被保険者である間に初診日のある傷病により当該初診日から五年を経過する日前に死亡したもの、旧厚生年金保険法による老齢年金若しくは通算老齢年金であつて旧保険料納付済期間、旧保険料免除期間及び通算対象期間を合算した期間が二十五年以上であるものその他政令で定めるもの（平成八年改正法附則第十六条第三項及び平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたこれら年の年金たる給付を含む。）の受給権者その他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における遺族基礎年金の支給に關し必要な経過措置は、政令で定める。
 (従前の母子福祉年金)
- 第二十八条** 施行日の前日において旧国民年金法による母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する者については、新国民年金法第三十七条に該当するものとみなして、同条の遺族基礎年金を支給する。

- 2 前項の規定により支給される障害基礎年金又は準母子福祉年金の受給権を有する者が、前項の規定による新国民年金法第三十七条の遺族基礎年金の受給権を取得したときは、当該母子福祉年金及び準母子福祉年金の受給権は消滅する。この場合において、当該母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給は、当該権利の消滅した日の属する月の前月で終わるものとする。
 (第一項の規定による遺族基礎年金の支給は、新国民年金法第十八条第一項の規定にかかるらず、施行日の属する月から始めるものとする。)
- 3 第一項の規定による遺族基礎年金の支給は、新国民年金法第十八条第一項の規定にかかるらず、施行日の属する月から始めるものとする。
 (第一項の規定による遺族基礎年金の支給は、新国民年金法第三十九条第一項に規定する母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有していた者は、国民年金法第三十九条第一項に規定する妻とみなす。)
- 4 昭和六十一年四月分の第一項の規定による遺族基礎年金については、新国民年金法第三十九条第三項（同法第四十三条第二項において適用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第三十九条第三項第四号中「死亡した被保険者又は被保険者であった者の子で」とあるのは、「夫又は妻のいずれの子でも」とする。
- 5 第一項の場合における国民年金法第三十九条及び第一百七条第二項の規定の適用については、旧国民年金法による母子福祉年金若しくは準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつていて子、孫又は弟妹は、国民年金法第三十九条第一項に規定する子とみなす。
 (第一項の規定により支給する遺族基礎年金に対する国民年金法第三十九条第三項（同法第四十三条第二項において適用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第三十九条第三項第四号中「死亡した被保険者又は被保険者であった者の子で」とあるのは、「夫又は妻のいずれの子でも」とする。)
- 6 第一項に規定する準母子福祉年金の受給権を有していた者に支給する同項の規定による遺族基礎年金については、国民年金法第三十九条第二項及び第三項の規定によつて年金額を改定するほか、第六項に規定する孫又は弟妹のうちの一人又は二人以上がその母又は父の妻と生計を同じくするに至つたときは、その生計を同じくするに至つた日の属する月の翌月からその生計を同じくするに至つた孫又は弟妹の数に応じて、年金額を改定する。
- 7 第一項に規定する準母子福祉年金の受給権を有していた者に支給する同項の規定による遺族基礎年金の受給権は、新国民年金法第四十条第一項及び第二項の規定によつて消滅するほか、第六項に規定する孫又は弟妹が一人であるときはその孫又は弟妹が、同項に規定する孫又は弟妹が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてそのすべての孫又は弟妹が、その母又は父の妻と生計を同じくするに至つたときは、消滅する。
- 8 第一項の規定により支給する遺族基礎年金に係る支給の停止及び支給の調整については、この附則及び新国民年金法に別段の定めがあるもののはか、旧国民年金法第二十条、第四十一条の四第一項から第四項まで、第四十一条の五第一項及び第二項、第六十四条の五から第六十五条まで、第六十六条第三項から第五項まで並びに第六十七条並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）附則第二十五条第三項の規定の例による。この場合において、旧国民年金法第六十五条第一項中「該当するとき」とあるのは、「該当するとき（第二号及び第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。）」と、同項第二号中「監獄」とあるのは「刑事施設」と読み替えるものとする。
- 9 施行日前に支給事由の生じた旧国民年金法による遺児年金については、旧国民年金法第四十七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。（寡婦年金及び死亡一時金の特例）
- 10 第一項の規定により支給する遺族基礎年金に係る支給の停止及び支給の調整については、この附則及び新国民年金法に別段の定めがあるもののはか、旧国民年金法第二十条、第四十一条の四第一項から第四項まで、第四十一条の五第一項及び第二項、第六十四条の五から第六十五条まで、第六十六条第三項から第五項まで並びに第六十七条並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）附則第二十五条第三項の規定の例による。この場合において、旧国民年金法第六十五条第一項中「該当するとき」とあるのは、「該当するとき（第二号及び第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。）」と、同項第二号中「監獄」とあるのは「刑事施設」と読み替えるものとする。
- 11 施行日前に支給事由の生じた旧国民年金法による遺児年金については、旧国民年金法第四十七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。（寡婦年金及び死亡一時金の特例）
- 12 国民年金法第四十九条第一項の規定の適用については、旧国民年金法による障害年金（通算老齢年金、障害年金（障害福祉年金を除く。）、母子年金（母子福祉年金を除く。）若しくは準母子年金（準母子福祉年金を除く。）又は前条第一項の規定による遺族基礎年金の支給を受けたことがある者は、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある者とみなす。）

(施行日において六十歳以上の者に係る国民年金の年金たる給付の特例) 二三二五三日月一日人前ニミシニ者又は二三二五三日月二二日人前ニミシニ者

第三十一条 大正十五年四月一日以前に生まれた者又は大正十五年四月一日以後に生まれた者であ

第三十一条 大正十五年四月一日以前に生まれた者は大正十五年四月二日以後に生まれた者であつて施行日の前日において旧厚生年金保険法による老齢年金、旧船員保険法による老齢年金又は共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給者が五十五歳に達しているものに限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給者が五十五歳に達しているものに限る。）の受給権を有していたもの（寡婦年金にあつては、死亡したこれらの者の妻）については、附則第十五条及び第十八条並びに国民年金法第三章第二節、同章第五節第一款及び第二款並びに同法第三十七条第四号、附則第九条の二及び附則第九条の三の規定を適用せず、旧国民年金法中同法によると老齢年金（通算老齢年金及び寡婦年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金たる給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これららの規定に基づく命令の規定を含む。）は、これらの者について、なおその効力を有する。）前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第二十九条の三の規定を適用する場合においては、同条第一号中「二十五年」とあるのは、「十年」とするほか、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

卷之三

第三十二条 旧国民年金法による年金たる給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による年金たる給付を含み、母子福祉年金及び準母子福祉年金を除く。）については、次項から第十一項まで及び第十三項並びに附則第十一条、附則第二十五条第三項、前条、附則第三十三条第一項及び附則第三十五条第四項の規定を適用する場合を除き、なお從前の例による。

民年金法中当該年金たる給付の額の計算に関する規定及び当該年金たる給付の額の計算に関する規定であつて、この法律によつて改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的説明は、政令で定める。

合算し た額	合算した額（その額が七十八万九百円に改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）第一条の規定による改正後の第二十七条に規定する改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を超えるときは、当該額とする。）	八十年 に保険 料納付 済期間	千六百 八十円
おいて同じ。）に保険料納付済期間	七百五十二円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。次号に		

う。) 附則第十六 条第二項	第六条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二条)。以下「改正前の法律第九十二条」という。) 附則第二十 3 国民年金法第十六条及び第十七条の規定は、第一項に規定する年金たる給付について準用す る。	二十七 万千二 百円	四十万三千八百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
4 第一項に規定する給付(老齢福祉年金を除く。)の支払については、国民年金法第十八条第三項の規定の例による。	5 国民年金法第三十三条及び第三十三条の二の規定は、第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金について準用する。	6 第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金(当該障害年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたことにより附則第二十六条第一項の規定が適用されるものを除く。)を受けることができる者であつて、国民年金法第三十四条第四項及び同法第三十六条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日(その日が昭和六十一年四月一日以前のものに限る。)において、国民年金の被保険者であつた者(当該初診日前における国民年金の被保険者期間を有する者であつて、当該初診日において日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上五歳未満であつたものを含む。)、厚生年金保険の被保険者若しくは船員保険の被保険者(旧船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。)であつた者又は共済組合の組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。)であつた者は、国民年金法第三十四条第一項及び第四項並びに第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日において同法第三十条第一項各号のいずれかに該当する者であつたものとみなす。	7 国民年金法第三十五条の規定は、第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金について準用する。この場合において、同条中「第三十一条第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第一条の規定による改正前の国民年金法(以下この条において「旧国民年金法」という。)第三十一条第二項」と、「厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する」とあるのは「旧国民年金法別表に定める」と、「同項に規定する障害等級に該当する」とあるのは「同法別表に定める」と読み替えるものとする。
8 国民年金法附則第五条の規定は、第一項に規定する給付のうち老齢年金又は通算老齢年金の受給権者については、適用しない。	9 国民年金法附則第九条の二第五項(同法附則第九条の二の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、旧国民年金法による寡婦年金については、適用しない。	10 旧国民年金法第三十九条第三項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は同法による母子年金及び準母子年金について、同法第四十五条の規定は同法による遺児年金について、それぞれおそれの効力を有する。この場合において、同法第三十九条第六号及び第四十五条第六号中「十八歳に達した」とあるのは「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」と、同法第三十九条第三項第七号及び第四十五条第七号中「十八歳未満である」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までのある」と読み替えるものとする。	二十七 万千二 百円

11 旧国民年金法第四十一条第二項から第四項までの規定(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含み、これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は同法による母子年金及び準母子年金について、同法第六十五条规定から第六十八条まで並びに第七十九条の二第五項及び第六項の規定(これららの規定に基づく命令の規定を含む。)は同法による老齢福祉年金について、それぞれなおその効力を有する。この場合において、旧国民年金法第六十五条第二項中「該当するとき」とあるのは「該当するとき(第二号及び第三号に該当する場合にあっては、厚生労働省令で定める場合に限る。)」と、同項第二号中「監獄」とあるのは「刑施設」と読み替えるものとする。
12 旧国民年金法による年金たる給付のうち施行日前に支給すべきであつたもの及び同法による一時金たる給付であつて同日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。
13 第一項に規定する旧国民年金法による年金たる給付又は前項に規定する同法による新国民年金法第一百五条第四項の規定の適用については、その者は、同項に規定する受給権者とみなす。施行日以後の行為に対する同法第一百十一条の規定の適用については、これらの給付は、同項に規定する給付とみなす。
14 第三十三条 施行日の前日において児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第四条に規定する児童扶養手当の支給要件に該当している者であつて、同法第六条の認定を受け、又は同条の認定の請求をしているものについては、その者が監護し、又は養育している児童が、新たに附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金又は旧国民年金法による障害年金の加算の対象となつた場合においても、その者に対する昭和六十一年四月以降の月分の児童扶養手当の支給については、当該児童は、児童扶養手当法第四条第二項第四号に該当しないものとみなす。前項の規定に該当した者に支給する児童扶養手当の額は、児童扶養手当法第五条の規定にかかるわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額とする。
15 一 児童扶養手当法第五条第一項に規定する額(同法第五条の二の規定により手当の額が改定されているときは、その額とし、同法第九条の規定により手当の一部について支給を制限されているときは、その制限されている額を減じた額とする。)
16 二 国民年金法第三十三条の二の規定により加算する額(子が二人以上あるときに加算する額を除く。)を十二で除して得た額
(国民年金事業に要する費用の負担の特例)
17 第三十四条 国庫は、当分の間、毎年度 国民年金事業に要する費用に充てるため、国民年金法第八十五条第一項各号及び第二項に規定する額のほか、同法による年金たる給付及び旧国民年金法による年金たる給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。
18 一 当該年度における国民年金法による附加年金の給付に要する費用及び同法による死亡一時金の給付に要する費用(同法第五十二条の四第一項に定める額に相当する部分の給付に要する費用を除く。)の総額の四分の一に相当する額
19 二 当該年度における附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金及び附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の給付に要する費用の総額に障害基礎年金の額又は遺族基礎年金の額に対する旧国民年金法第五十八条に規定する額又は同法第六十二条及び第六十三条第一項に規定する額の割合を参考して政令で定める割合を乗じて得た額
20 三 当該年度における老齢基礎年金の給付に要する費用のうち、附則第十七条の規定による加算額の総額
21 四 当該年度における旧国民年金法第五条第四項に規定する保険料免除期間(他の法令により当該保険料免除期間とみなされるものを含む。)を有する者に係る同法による年金たる給付(同法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。)に要する費用(同法第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用及び第六号に掲げる費用を除く。)の額に、イに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額

イ 当該保険料免除期間の月数を三で除して得た数
ロ イに掲げる数と当該保険料納付済期間の月数とを合算した数

五 当該年度における旧国民年金法第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用（次に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）の総額

イ 旧国民年金法第二十七条第一項第一号に掲げる額

ロ 旧国民年金法第七十七条第一項第一号に掲げる額に同号の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を当該被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて得た額の四分の三に相当する額

ハ 二百円に旧国民年金法第八十七条の二第二項の規定による保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する額

六 当該年度における旧国民年金法による老齢年金（前号に掲げる老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金の給付に要する費用（同法第二十七条第一項（同法第二十九条の四第一項においてその例による場合を含む。）に定める額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）の総額

七 当該年度における改正前の法律第八十六条第一項又は改正前の法律第九十二条号附則第二十条第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の八分の一に相当する額

八 当該年度における改正前の法律第九十二条号附則第十二条第二項の規定によつてその額が計算される年金の給付に要する費用のうち、八百四十円に当該年金の額の計算の基礎となつた保険料納付済期間の月数を乗じて得た額に相当する部分の給付に要する費用の総額の四分の一に相当する額

九 当該年度における旧国民年金法による老齢福祉年金の給付に要する費用の総額

一〇 当該年度における改正前の法律第九十五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「次号及び第三号に掲げる額」とあるのは「次号及び第三号に規定する老齢年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十四条第一項各号に規定する費用に係る同号ハに規定する額並びに国民年金法等の一部を改正する法律（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる費用（同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額に相当する部分の費用を除く。）の額」と、「四百八十」であるのは「四百八十（昭和六十年改正法附則別表第四の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる数）」と読み替えるものとする。

一一 国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第三号中「障害基礎年金」とあるのは、「障害基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十五条の規定による障害基礎年金を除く。）」とする。

一二 国庫は、毎年度、次の各号に掲げる費用について、それぞれ当該各号に定める額を負担する。

一 一 当該年度における老齢基礎年金（その全額につき支給を停止しているものを除く。）の受給権者に国民年金基金連合会が支給する年金に要する費用（二百円（国民年金法第二十八条又は附則第九条の二若しくは第九条の二の二の規定による老齢基礎年金の受給権者が支給する年金については、政令で定める額）に当該国民年金基金の加入員期間（同法第一百三十条第二項に規定する加入員期間をいう。以下この号において同じ。）又は当該国民年金基金連合会がその支給に関する義務を負っている年金の額の計算の基礎となる国民年金基金の加入員期間の月数を乗じて得た額の四分の一に相当する額）

二 二 当該年度における国民年金基金又は国民年金基金連合会が支給する一時金に要する費用（国民年金法第五十二条の四第二項の加算額の四分の一に相当する額）

三 三 新国民年金法第八十六条の規定の適用については、同条中「この法律又は」とあるのは、「この法律（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）の規定によりなお前例によるものとされた場合における同法第一条の規定による改正前のこの法律及び昭和六十年改正法の規定によりなおその効力を有するものとされた場合を含む。）又は当該国同法第一条の規定による改正前のこの法律を含む。以下この条において同じ。）又は」とする。

第三十五条 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付（附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による老齢年金及び通算老齢年金を含む。）附則第八十七条

第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付、平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付及び平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の他の老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金に相当する給付に要する費用として政令で定める費用については、政令で定めるところにより、老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の給付に要する費用として、国民年金の管掌者たる政府が負担する。

一 六十五歳以上の者に支給する老齢年金又は通算老齢年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後の当該被保険者期間に係る部分の給付に要する費用であつて老齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）の額に相当する部分（附則第七十九条第二号に掲げる額に相当する部分を除く。）

二 障害年金（平成八年改正法附則第十六条第三項及び平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを除く。）の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じた給付であつて障害基礎年金の額に相当する部分

三 死亡した被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子に支給する遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項及び平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを除く。）の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じた給付であつて遺族基礎年金の額に相当する部分

四 国民年金の管掌者たる政府は、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金の給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用その他老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金に相当する給付に要する費用として政令で定める費用を、毎年度、政令で定めるところにより、実施機関たる共済組合等に対しても交付する。

五 六十五歳以上の者に支給する退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後の当該組合員期間又は加入者期間に係る部分の給付に要する費用であつて老齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）の額に相当する部分（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十三条第一項第二号及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六百六号）附則第六条第一項第二号に掲げる額に相当する部分を除く。）

六 障害年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じた給付であつて障害基礎年金の額に相当する部分

七 あつて障害基礎年金の額に相当する部分

八 死亡した共済組合の組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。以下この号において同じ。）又は共済組合の組合員であつた者の妻又は子に支給する遺族年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じた給付であつて遺族基礎年金の額に相当する部分

九 第一項の規定により国民年金の管掌者たる政府が負担する費用及び前項の規定により国民年金の管掌者たる政府が交付する費用は、附則第三十八条の二第一項並びに国民年金法第八十五条第一項及び第九十四条の二の規定の適用については、基礎年金の給付に要する費用とみなす。

一〇 旧国民年金法による年金たる給付（附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による老齢年金及び通算老齢年金を含む。）に要する費用（老齢年金又は通算老齢年金の給付に要する費用のうち同法第二十七条第二項（同法第二十九条の四においてその例による場合を含む。）に定める額に相当する部分並びに寡婦年金、老齢福祉年金及び同法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金の給付に要する費用を除く。）

は、附則第三十八条の二第一項並びに国民年金法第八十五条第一項及び第九十四条の二の規定の適用については、基礎年金の給付に要する費用とみなす。

第三十六条

昭和六十二年四月から昭和六十三年三月までの月分の新国民年金法による保険料につ

いては、同法第八十七条第四項中「六千八百円」とあるのは、「六千八百円（昭和五十八年度の年度平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する昭和六十年の年平均の物価指標の割合が一を超えるときは、その割合を六千八百円に乗じて得た額とし、その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」と読み替えるものとする。

2 昭和六十二年四月から昭和六十三年三月までの月分の新国民年金法による保険料について

同法第八十七条第四項中「六千八百円」とあるのは、「七千百円（昭和五十八年度の年度平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する昭和六十年の年平均の物価指標の割合が一を超えたときは、その割合を七千百円に乗じて得た額とし、その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」と読み替えるものとする。

3 次の表の上欄に掲げる月分の新国民年金法による保険料については、同法第八十七条第四項中「六千八百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額（昭和五十八年度の年度平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する昭和六十年の年平均の物価指標の割合が一を超えたときは、それを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）と読み替えるものとする。

4 次の表の上欄に掲げる月分の新国民年金法による保険料については、同法第八十七条第四項中「六千八百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額（昭和五十八年度の年度平均の物価指標の割合が一を超えたときは、それを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）と読み替えるものとする。

昭和六十三年四月から平成元年三月までの月分

七千四百円	昭和六十三年
七千七百円	平成元年

第三十七条 平成元年三月までの月分

得ない事情があると認めて期限を定めて承認した市町村の区域に住所を有する国民年金の被保険者の当該期限までの期間に係る保険料の納期限については、新国民年金法第九十一条及び第九十二条の規定を適用せず、なお従前の例によるものとする。

第三十八条 施行日前の期間に係る旧国民年金法による保険料の追納については、なお従前の例による。

第三十九条 施行日の前日における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十二号）附則

第六十六条第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三条号）に基づく国民年金勘定の積立金（旧国民年金法第八十七条第二項第一号に掲げる者の配偶者であつて同時に旧国民年金法附則第六条第一項の規定による被保険者であつた期間を有する者の当該期間に係る保険料納付済期間に係る部分として政令で定めるところにより算定した部分（当該部分から生じる運用収入を含み、政令で定める部分を除く。）については、政令で定めると

ころにより、各年度における基礎年金の給付に要する費用に充てることができる。

2 前項の規定により基礎年金の給付に要する費用に充てられた額のうち、政令で定めるところにより各政府及び実施機関ごとに算定した額に相当する部分については、各政府及び実施機関が当該年度において国民年金法第九十四条の二第一項又は第二項の規定により負担又は納付した基礎年金拠出金とみなす。

4 3 第一項に規定する積立金の額の計算については、政令で定める。

第一項の規定により同項に規定する算定した部分について基礎年金の給付に要する費用に充てられる会計年度における特別会計に関する法律の規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定められた（船員保険の厚生年金保険への統合に伴う費用負担の特例等）。

第五十条

新厚生年金保険法附則第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされた者に対する。

する年金たる給付のうち政令で定めるものについては、施行日以後、旧厚生年金保険法の規定による年金たる保険給付（同法附則第十六条の規定によりなお従前の例によることとされた保険給付を含む。）として支給する。

2 前項の措置に伴い必要な事項は、政令で定める。

（特別一時金の支給）

第九十四条 施行日ににおいて附則第二十五条の規定による障害基礎年金、旧国民年金法による障害年金、旧厚生年金保険法による障害年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの（以下この項において「障害年金等」という。）を受ける権利を有し、かつ、当該障害年金等を受ける権利を有するに至つた日（当該障害年金等が附則第二十五条の規定による障害基礎年金その他の政令で定める給付であるときは、政令で定める日とする。第二号において同じ。）から施行日の前日までの期間に係る旧国民年金法第五条第三項に規定する保険料納付済年金、旧厚生年金保険法による障害年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付である場合であつて、施行日以後その者が附則第二十五条第二項の規定によつて障害基礎年金を受ける権利を有するに至つたときは、該障害年金等を受ける権利を有する者以外の者であつて、附則第三十一条第一項に規定するものを除く。）は、政令で定めるところにより、特別一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 施行日から特別一時金の支給を請求する日の前日までの間に、当該障害年金等を受ける権利（当該障害年金等が旧国民年金法による障害福祉年金である場合であつて、施行日以後その者が附則第二十五条第二項の規定によつて障害基礎年金を受ける権利）が消滅したこと。

二 当該障害年金等を受ける権利を有するに至つた日から特別一時金の支給を請求する日までの間に障害基礎年金（附則第二十五条の規定によつて支給されるものを除く。）又は旧国民年金法による障害年金（障害福祉年金を除く。）、母子年金（母子福祉年金を除く。）若しくは准母子年金（準母子福祉年金を除く。）の支給を受けたことがあること。

三 特別一時金の支給を請求する日において老齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢年金若しくは通算老齢年金の支給を請求したこと。

四 特別一時金の支給を請求する日前に老齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢年金若しくは通算老齢年金の支給を請求したこと。

二 前項の請求があつたときは、その請求をした者に特別一時金を支給する。

三 特別一時金の額は、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係る国民年金の保険料の額の合計額を基準として、対象旧保険料納付済期間に応じて政令で定めるところにより算定した額とする。

四 第二項の規定により特別一時金の支給を受けた場合における対象旧保険料納付済期間は、老齢基礎年金又は国民年金法による付加年金の額の計算については旧国民年金法第五条第三項に規定する保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間でないものと、国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項、同法第三十条の三第二項、同法第三十四条第五項及び同法第三十六条第三項において準用する場合を含む。）及び同法第三十七条ただし書並びに新厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書の規定の適用については国民年金の被保険者期間でないものと、それぞれみなす。

5 第二項の規定により特別一時金の支給を受けた場合における旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金の額は、附則第三十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同

法の規定にかかわらず、対象旧保険料納付済期間につき同法第二十七条の規定の例により計算した額を減じた額とする。

6 前各項に定めるもののほか、特別一時金の支給に關し必要な事項（その支給に伴い必要な事項を含む。）は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第一百条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則別表第一

大正十五年四月一日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

昭和二十七年四月一日以前に生まれた者	二十年
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

附則別表第三

昭和二十七年四月一日以前に生まれた者	二十年
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	十五年
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	十六年
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	十七年
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	十八年
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年

附則別表第四

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	三百
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三百十二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百二十
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	三百
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	三百

昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年	三百十一
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年	三百二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年	三百三十六
昭和二年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十二年	三百十一
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十三年	三百二十四
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十四年	三百三十六
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十五年	三百四十八
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	二十六年	三百六十
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	二十七年	三百七十二
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	二十八年	三百八十四
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	二十九年	三百九十六
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三十一年	四百八
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	三十二年	四百二十
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	三十三年	四百三十二
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	三十四年	四百四十四
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	三十五年	四百五十六
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	三十六年	四百六十八
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	三十七年	三百

附則（施行期日等）抄

第一条 この法律は、昭和六〇年一二月二七日法律第一〇七号抄

附則（施行期日）抄

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六〇年一二月二七日法律第一〇八号）抄

2 附則第四条の規定は昭和六〇年四月一日（国民年金法による年金たる給付に係る部分にあつては、同年五月一日）から、第一条の規定による改正後の国民年金法の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定並びに次条及び附則第三条の規定は同年六月一日から適用する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 昭和六〇年五月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金についても、なお従前の例による。

（年金額の改定措置の特例）

第四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下この条において「法律第九十二号」という。）附則第二十二条第一項に規定する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五十五号）による年金たる保険給付、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付については、政府は、昭和五十九年度の同項に規定する物価指数が昭和五十六年度の同項に規定する物価指数に百分の百二を乗じて得た数（小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。）の百分の百を超える百分の百五以下となるに至った場合においては、百分の百三・四を基準として、昭和六〇年四月（国民年金法による年金たる給付にあつては、同年五月）以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

前項の規定による措置は、政令で定める。

（前項の規定による措置は、政令で定める。）

前二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用について、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）附則第十条

二 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）附則第十五条

三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十六号）附則第十三条

四 昭和四十四年度以後における私立学校教員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第十三項

五 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）附則第十条の二

第一条 この法律は、昭和六〇年一二月二七日法律第一〇五号抄

附則（施行期日）抄

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六〇年一二月二七日法律第一〇八号）抄

附則別表第五

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一一年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	三百

二十一一年

三百

の改正規定、同条の前に款名を付する改正規定、同法第百五十二条の次に款名を付する改正規定、同法第百五十三条及び第百五十八条の改正規定、同条の次に三条及び款名を加える改正規定、同法第百五十九条の改正規定、同法第百六十一条の改正規定、同法第百六十五条の次に款名を付する改正規定並びに同法第百七十五条规定及び第百七十六条规定の改正規定並びに第十四条国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十六条の改正規定並びに附則第五条の規定、附則第十一条中法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十四条の改正規定、附則第十八条中印紙税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第九条の改正規定 平成二年四月一日

四 第一条中国国民年金法目次の改正規定、同法第七条から第九条まで、第四十五条、第九十五条の二及び第一百一一条の二の改正規定、同法第十章の章名の改正規定、同章第一節の節名の改正規定、同法第一百五十五条の前に款名を付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六条の改正規定、同法第一百八十八条の次に一条及び款名を付する改正規定、同法第一百十九条の改正規定、同条の次に四条及び款名を加える改正規定、同法第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十四条及び第一百二十五条の改正規定、同法第一百二十六条の次に款名を付する改正規定、同法第一百三十四条の改正規定、同法第一百三十五条の改正規定、同法第一百三十七条の改正規定、同法第一百三十八条の改正規定、同法第一百三十九条の次に一条を加える改正規定、同法第一百四十条から第一百四十二条までの改正規定、同法第一百四十三条の改正規定、同法第一百四十四条の改正規定、同法第一百四十五条の改正規定、同法第一百四十六条の改正規定、同法第一百四十七条の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く)、附則第十九条及び第二十条の規定、附則第二十一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、並びに附則第二十二条の規定 平成三年四月一日

五 第一条の規定による改正後の国民年金法(以下「改正後の国民年金法」という)第十六条の規定並びに第四条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第四条、第五条第九号、第三十二条の規定、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下「改正後の厚生年金保険法」という)第三十三条、第三十四条、第四十四条、第五十条、第五十条の二、第六十二条及び附則第九条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条の規定、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第十七号から第十九号まで、附則第八条第一項、第三項及び第四項、附則第十一项、附則第十三条から第十五条まで、附則第十七条、附則第十八条、附則第二十八条、附則第三十一条、附則第三十二条第二項、第三項及び第五项、附則第三十三条、附则第三十四条第一項、附則第四十八条第一項、附則第五十三条、附則第五十六条、附則第五十九条、附則第六十条、附則第六十一条、附則第六十三条、附則第七十三条、附則第七十四条、附則第七十七条、附則第七十八条第二項(同項の表旧厚生年金保険法第四十六条第一項の項から旧厚生年金保険法第四十六条の七第二項の項まで、附則第十七条、附則第十八条、附則第二十八条、附則第三十一条、附則第三十二条第二項、第三項及び第五项、附則第三十三条、附则第三十四条第一項、附則第四十八条第一項、附則第五十三条、附則第五十六条、附則第五十九条、附則第六十条、附則第六十一条、附則第六十三条、附則第七十三条、附則第七十四条、附則第七十七条、附則第七十八条第二項(同項の表旧厚生年金保険法第四十六条第一項の項に係る部分を除く)及び第三项、附則第七十九条、附則第八十四条、附則第八十六条、附則第八十七条第三项(同项の表旧船員保険法第三十九条ノ五第一項の項から旧船員保険法第三十九条ノ五第二項の項まで及び旧交渉法第十六条第一項及び第十九条の三第二項の項に係る部分を除く)及び第四项並びに附

則第九十七条の規定、第六条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条及び第五条の二の規定、同法第百五十三条及び第百五十八条の改正規定、同条の次に三条及び款名を加える改正規定、同法第百五十九条の改正規定、同法第百六十一条の改正規定、同法第百六十五条の次に款名を付する改正規定並びに同法第百七十五条规定及び第百七十六条规定の改正規定並びに第十四条国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十六条、第十八条(第四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第二項において準用する場合を含む)及び第二十六条の三の規定並びに附則第七条の規定 平成元年四月一日

(国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の経過措置)

第二条 平成元年三月三十一日において、第一条の規定による改正前の国民年金法(以下「改正前の国民年金法」という)第七条第一項第一号イに該当した者(同日において同項第二号又は第三号に該当した者及び改正前の国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者であった者を除く)が、同年四月一日において改正後の国民年金法第七条第一項第一号に該当するとき(国民年金法附則第四条第一項に規定する政令で定める者であるときを除く)は、その者は、同日に、国民年金の被保険者の資格を取得する。ただし、その者が、同日に、改正後の国民年金法第六条の規定により国民年金の被保険者の資格を取得するときは、この限りでない。

三 平成三年三月三十一日において、改正前の国民年金法第七条第一項第一号イに該当した者(同号ロに該当しない者に限る)であつて改正前の国民年金法第七条第一項第一号に該当するとき(国民年金法附則第四条第一項に規定する政令で定める者であるときを除く)は、改正後の国民年金法第八条に該当しない場合においても、同日に、国民年金の被保険者の資格を取得する。

(国民年金の被保険者期間の特例)

四 平成三年三月三十一日において、改正後の国民年金法第七条第一項第一号に該当した者(同号ロに該当しない者に限る)であつた期間及び六十歳以上であつた期間を除く)を有する者に係る当該期間は、国民年金法附則第九条第一項の規定を適用する場合には、合算対象期間に算入する。

五 前項の規定により合算対象期間に算入される期間の計算については、国民年金法第十二条の規定の例による。

三 改正前の国民年金法第七条第一項第一号イに該当した者(同号ロに該当しない者に限る)であつて、改正前の国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者であつたものの当該被保険者期間は、改正後の国民年金法の適用については、改正後の国民年金法附則第五条第一項に規定する被保険者としての被保険者期間とみなす。この場合において、当該被保険者期間のうち、改正前の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間であつた期間は国民年金法第五条第一項の規定による保険料納付済期間と、改正前の国民年金法第八十七条の二の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなす。

(国民年金の保険料に関する経過措置)

四 次の表の上欄に掲げる月分の国民年金法による保険料については、改正後の国民年金法第八十七条第四項中「八千四百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額(同表の下欄に掲げる年の前年までの間に於いて改正後の国民年金法第十六条の二の規定により年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、昭和六十三年の年平均の物価指数(総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)に対する同表の下欄に掲げる年前における直近の同条の規定による年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられた年の前年の年平均の物価指数の割合を同表の中欄に掲げる額に乘じて得た額とし、その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切

り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)に読み替えるものとする。

平成三年四月から平成四年三月までの月分	八千八百円	平成三年
平成四年四月から平成五年三月までの月分	九千二百円	平成四年
平成五年四月から平成六年三月までの月分	九千六百円	平成五年
平成六年四月から平成七年三月までの月分	一万円	平成六年

2 国民年金法第八十七条第四項に定める保険料の額は、平成七年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 附則第一条第一項第四号に掲げる規定の施行の際現に国民年金基金連合会という名称を使っている者については、改正後の国民年金法第百三十七条の四第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。

第七条 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)による年金たる給付については、昭和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として、平成元年四月以降の当該年金たる給付の額を改定する。

3 前項の規定による年金たる給付の額の改定の措置は、政令で定める。

2 前二項の規定による年金たる給付の額の改定の措置は、農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十一号)附則第十五条第一項第二号の規定の適用については、農業者年金基金法第三十四条の二の規定により同法による年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(平成元年四月から同年七月までの月分の戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等の額の特例)

第十四条 平成元年四月から同年七月までの月分の戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百一十七号)の規定による遺族年金及び遺族給与金(以下この条において「遺族年金等」という。)の額は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成元年法律第三十五号)附則第二条の規定を適用しなかつたとしたならば当該月分の遺族年金等として支払うべきでない。この額に相当する額とする。

2 前項の規定の適用前に支払われた平成元年四月から同年七月までの月分の遺族年金等は、同項の規定の適用を受けた遺族年金等の内払とみなす。

第十五条 平成元年四月から同年九月までの月分の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律による医療特別手当等の額の特例)

(昭和十五年法律第五十三号)の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当(以下この条において「医療特別手当等」という。)の額は、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律(平成元年法律第六十三号)第二条の規定による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第二条第三項、第三条第三項、第四条の二第三項、第五条第四項及び第五条の二第三項の規定を同年四月一日から適用したとしたならば当該月分の医療特別手当等として支給すべきで、あつた額に相当する額とする。

2 前項の規定の施行前に支給された平成元年四月から同年九月までの月分の医療特別手当等は、同項の規定の適用を受けた医療特別手当等の内払とみなす。

附 則 (平成元年一二月二八日法律第九六号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。		第二條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (諒聞に関する規定の整理に伴う経過措置)	第三條 第一百四十五条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第一百四条、第一百八十五条及び第二百八十六条の改正規定、第十四条中年金福祉事業団法第十八条第四項及び第三十七条の改正規定並びに第十六条中石炭鉱業年金基金法第三十九条及び第四十条の改正規定並びに附則第三十一条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日
一 第一条中国国民年金法第一百四十五条及び第一百四十六条の改正規定、第二条中厚生年金保険法第一百八十二条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第一百四条、第一百八十五条及び第二百八十六条の改正規定、第十四条中年金福祉事業団法第十八条第四項及び第三十七条の改正規定並びに第十六条中石炭鉱業年金基金法第三十九条及び第四十条の改正規定並びに附則第三十一条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日	二 第一条中国国民年金法第三十三条の二第一項の改正規定(二十八歳未満の子又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子)を「子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に該当する障害の状態にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。)」に改める部分に限る。)、同条第三項、同法第三十七条の二第一項、第三十九条第三項、第四十条第三項及び第八十七条第四項並びに同法附則第五条第九項、第九条第一項及び第九条の二の改正規定並びに同法附則第九条の三の次に一条を加える改正規定、第三条の規定(厚生年金保険法第百三十六条の三の改正規定、同法附則第十一条の次に五条を加える改正規定(同法附則第十一条の五に係る部分に限る。)及び同法附則第十三条の二の次に一条を加える改正規定を除く。)、第五条の規定、第八条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五条第一項の改正規定(「第二百三十二条第二項及び」の下に「附則第二十九条第三項並びに」を加える部分に限る。)、第九条の規定、第十一条の規定(国民年金法等の一部を改正する法律附則第六十二条の次に見出し及び二条を加える改正規定を除く。)、第十二条の規定並びに第十七条中児童扶養手当法第三条第一項の改正規定並びに附則第七条から第十二	三 第一条中地方公務員等共済組合法第三十八条の三に一項を加える改正規定、同法附則第十四条の三の改正規定、同法附則第十四条の六を削り、同法附則第十四条の五を同法附則第十四条の六とする改正規定、同法附則第十四条の四の改正規定(同法附則第十四条の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第十四条の七の改正規定、同法附則第二十八条の六の改正規定及び同法附則第二十八条の七第四項の改正規定並びに附則第六条及び第九条の規定 平成二年四月一日	四 及び二 第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。 (諒問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第一條の規定（国民年金法第三十三条の二第一項中「十八歳未満の子又は二十歳未満であつて章害等及び該当する章害の状態にゐる子」を「子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十日

て障害等級に該当する「障害の状態にある子」を二十一歳未満の道である。以後の最初の三月三十日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限

る。」に改める改正規定を除く。)による改正後の国民年金法第十六条の二、第二十七条、第三十三条、第二十三条の二第一項、第三十八条、第三十九条第一項及び第三十九条の二の規

定、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十四条、第四十四条、第五十条、第五十

条の二、第六十二条及び附則第九条の規定、第六条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条の規定、第八条の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法

律附則第三十五条第一項中「第一百三十二条第二項及び」の下に「附則第二十九条第三項並びに二回目なる女王誕生日等」。二回目なる女王誕生日等の一部を改三十の法律付則

第三十五条の規定、第十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第十一

四条、附則第三十二條第二項、附則第五十九條、附則第六十条、附則第七十八条第二項及び附則第八十七条第三項の規定、第十七条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条及び第五条

母乳人第一項第三項の規定、第一項の規定に、本章に行はる直接扶養三、二年未満の子がて第二項の二の規定、第十八条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、

(国民年金の年金たる給付に関する経過措置) 第十八条及び第二十六条の三の規定並びに附則第十七条の規定
平成六年十月一日

三条 平成六年九月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）及び国民

年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号、以下「昭和六十年改正法」といふ。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額については、なお従前の例による。

(障害基礎年金の支給に関する経過措置)

四条 旅行日前に国民年金法による障害基礎年金（同法第三十一条の四の規定による障害基礎年金を除く。）の受給権を有していたことがある者（施行において当該障害基礎年金の受給権を有する者）

する者を除く。)が、当該障害基礎年金の支給事由となつた傷病により、施行日において同法第三十条第二項に規定する障害等級(以下「この条による」て單に「障害等級」といふ。)に該當する

程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において、第三条第一項に規定する障害等級（以下「この条における「重い障害等級」といふ）に該当するときは、

て、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、施行日（施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあつては、障害等級に該当する程度

の障害の状態に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、同法第三十

条第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。
施行日前に昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」）

（云々）による障害年金（旧国民年金法による障害福祉年金を除く。以下この項において「旧
云々」を「新」といふ。）の支給額は、二二・五（二二・五）倍の日（二二・五）倍の日（二二・五）

法障害年金」という)の受給権を有していたことがある者(施行日において当該旧法障害年金の受給権を有する者を除く。)が、当該旧法障害年金の支給事由となつた傷病により、施行日に

おいて障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日まで開港して、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することを至つてこれを

は、その者は、施行日（施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者）にあつて

は、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、国民年金法第三十条第一項の章基年金の支給を請求することができる。

施行日前に厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは昭和六十年改正法第三条の規定による

改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による障害年金（昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により厚生年金保険の管轄者たる政府が支給するものとされた

もの及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを含む。) 又は法律によって組織された共済組合(以下単に「共済組合」という。)が支給する障害共済年金(以下この項において「障害厚生年金等」という。)の受給権を有していたことがある者(施行日において当該障害厚生年金等の受給権を有する者を除く。)が、当該障害厚生年金等の支給事由となつた傷害により、施行日ににおいて障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき(第一項に該当する場合を除く。)は、その者は、施行日(施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあっては、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、国民年金法第三十条第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

前三項の請求があつたときは、国民年金法第三十条第一項の規定にかかるらず、その請求をした者に同項の障害基礎年金を支給する。

第一項の規定は、施行日前に国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権を有していたことがある者について準用する。

第二項の規定は、旧国民年金法による障害福祉年金の受給権(昭和六十年改正法附則第二十五条第三項の規定により消滅したものを除く。)を有していたことがある者について準用する。

前二項において準用する第一項又は第二項の請求があつたときは、国民年金法第三十条の四第一項の規定にかかるらず、その請求をした者に同項の障害基礎年金を支給する。

第五条 平成七年七月以前の月分の障害基礎年金の支給の停止については、なお従前の例による。(障害基礎年金の支給に関する特例措置)

第六条 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下この項において「傷病」という。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(その日が昭和三十六年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間にあるものに限る。以下この項において「初診日」という。)において、国民年金の被保険者、厚生年金保険の被保険者、船員保険の被保険者(昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。)又は共済組合の組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。)であつた者であつて、当該傷病による障害について障害基礎年金又は昭和六十年改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付のうち障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有していたことがないものが、当該傷病により、施行日において国民年金法第三十三条第二項に規定する障害等級(以下この項において単に「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、施行日(施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあっては、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、同法第三十条の四第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間(他の法令の規定により国民年金の被保険者であった期間とみなされた期間に係るもの及び昭和六十年改正法附則第八条第二項の規定により国民年金の被保険者期間とみなされた期間に係るものと含む。)があり、かつ、当該被保険者期間に係る昭和六十年改正法附則第八条第一項に規定する旧保険料納付済期間(同条第二項の規定により保険料納付済期間とみなされた期間を含む。)と同条第一項に規定する旧保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

前項の請求があつたときは、国民年金法第三十条の四第一項の規定にかかるらず、その請求をした者に同項の障害基礎年金を支給する。

(老齢基礎年金の支給の繰上げに関する経過措置)

第七条 国民年金法附則第九条の二第一項の規定は、昭和十六年四月一日以前に生まれた者であつて国民年金の被保険者であるものについては、適用しない。

第八条 第一条の規定による改正後の国民年金法（以下「改正後の国民年金法」という。）附則第九条の三の二の規定は、この法律の公布の日において日本国内に住所を有しない者（同日において国民年金の被保険者であった者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。）については、適用しない。

第九条 この法律の公布の日から平成七年三月三十一日までの間に、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあっては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日）がある者（同年四月一日において国民年金の被保険者であった者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。）について改正後の国民年金法附則第九条の三の二第一項の規定を適用する場合においては、同条第一項第三号中「最後に被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあっては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日）」とあるのは、「平成七年四月一日」とする。

（国民年金の保険料に関する経過措置）

第十条 次の表の上欄に掲げる月分の国民年金法による保険料については、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）第一条の規定による改正前の国民年金法第八十七条第四項中「一万千七百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額（同表の下欄に掲げる年の前年までの間において同法第十六条の二の規定により年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、平成五年の年平均の物価指数（総務府において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する同表の下欄に掲げる年前における直近の同条の規定による年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられた年の前年の年平均の物価指数の割合を同表の中欄に掲げる額に乘じて得た額とし、その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に読み替えるものとする。

平成八年四月から平成九年三月までの月分	一万二千二百円	平成八年
平成九年四月から平成十年三月までの月分	一万二千七百円	平成九年
平成十年四月から平成十二年三月までの月分	一万三千二百円	平成十年

（第三号被保険者の届出の特例）

第十一条 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者（以下この項において単に「第三号被保険者」という。）又は第三号被保険者であった者は、平成七年四月一日前のその者の第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間のうち、同法附則第七条の三の規定により同法第三号第二項に規定する保険料納付済期間（以下単に「保険料納付済期間」という。）に算入されない期間（同法附則第七条の二の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。）について、都道府県知事に届出を行なうことができる。

三二 前項の規定による届出は、平成九年三月三十一日までに行わなければならぬ。

三三 第一項の規定により届出が行われたときは、国民年金法附則第七条の三の規定にかかわらず、届出が行われた日以後、届出に係る期間は保険料納付済期間に算入する。

三四 国民年金法による老齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢年金若しくは通算老齢年金の受給権者が第一項の規定による届出を行い、前項の規定により届出に係る期間が保険料納付済期間に算入されたときは、当該届出のあつた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

五 第三項の規定により第一項の届出に係る期間が保険料納付済期間に算入された者に対する昭和六十年改正法附則第十八条及び厚生年金保険法附則第十五条の規定の適用については、昭和六十年改正法附則第十八条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは「同日以後に生まれた者に限る。」が国民年金の被保険者であるときは、その間、その支給を停止する。

保険料納付済期間に算入される期間」と、厚生年金保険法附則第十五条中「保険料納付済期間」とあるのは「保険料納付済期間に算入される期間」とする。

六 第一条の規定による都道府県知事に対する届出は、当該届出をする者の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。）を経由してしなければならない。

（任意加入被保険者の特例）

第十二条 昭和三十年四月一日以前に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するものにかかるらず、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。

一 日本国内に住所を有する六十五歳以上七十歳未満の者（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）
二 日本国籍を有する者であつて、日本国内に住所を有しない六十五歳以上七十歳未満のもの

前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金錢による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（以下この項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。

三 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者（昭和三十年四月一日以前に生まれた者に限る。）が六十五歳に達した場合において、第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないときは、前二項の申出があつたものとみなす。

四 第二項（第一項第二号に掲げる者にあっては、同項）の規定による申出をした者は、その申出をした日（前項の規定により申出があつたものとみなされた者にあっては、六十五歳に達した日）に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。

五 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。

六 第一項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第二号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。
二 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。
三 第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。
四 七十七歳に達したとき。
五 前項の申出が受理されたとき。

七 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有しなくなつたとき。
二 保険料を滞納し、国民年金法第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。
三 国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となつたとき。

八 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に

更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日)に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国籍に住所を有するに至ったとき。

三 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

四 第一項の規定による国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者期間は、国民年金法第五条第一項の規定の適用については同法第七条第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

五 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十八条の二から第九十条の三までの規定を適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 附則第一条第一項第一号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成八年三月三一日法律第二八八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年六月一六日法律第一〇七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任) 第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第七十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年一二月五日法律第一〇九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年一二月五日法律第一〇九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(附 則 (平成一一年三月三一日法律第二三三号))

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行前に国民年金の保険料を前納していた者に対する還付)

2 この法律の施行の日前に、平成十一年四月一日以後の期間について国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第九十三条第一項の規定により国民年金の保険料を前納した者については、

その者(その者が死亡した場合においては、その者の相続人)の請求に基づき、同日以後、当該期間に係るこの法律による改正前の国民年金の保険料の額とこの法律による改正後の国民年金の保険料の額の差額を基準として政令で定める額を還付する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る)に限る)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条たゞ書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第一百二条の規定(公布の日)

二 第二百条の規定並びに附則第六十八条中地方自治法別表第一(国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の項の改正規定、第一百七十二条、第二百五条、第二百六条及び第二百十五条の規定)平成十四年四月一日(従前の例による事務等に関する経過措置)

第六十九条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条第一項、第七十八条第一項及び第八十七条第一項及び第十三項の規定によりなお従前の例によることとされた事項に係る都道府県知事の事務、権限又は職權(以下この条において「事務等」という)については、この法律による改正後の国民年金法、厚生年金保険法及び船員保険法又はこれらの法律に基づく命令の規定により当該事務等に相当する事務又は権限を行うこととされた厚生大臣若しくは社会保険庁長官又はこれらの者から委任を受けた地方社会保険事務局長若しくはその地方社会保険事務局長から委任を受けた社会保険事務所長の事務又は権限とする。

(準備行為)

第七十三条 第二百条の規定による改正後の国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定及び同条第二項の規定による公示は、第二百条の規定の施行前においても行うことができる。

(厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分に関する経過措置)

第七十五条 この法律による改正前の児童福祉法第四十六条第四項若しくは第五十九条第一項若しくは第三項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第八条第一項(同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む)、食品衛生法第二十二条、医療法第五条第二項若しくは第二十五条第一項、毒物及び劇物取締法第七十七条第一項(同法第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む)、厚生年金保険法第八十条第一項、水道法第三十九条第一項、国民年金法第六十条第一項、薬事法第六十九条第一項若しくは第七十二条又は柔道整復師法第十八条第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分は、それぞれ、この法律による改正後の児童福祉法第四十六条第四項若しくは第五十九条第一項若しくは第三項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第八条第一項(同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む)、食品衛生法第二十二条若しくは第二十三条、医療法第五条第二項若しくは第二十五条第一項、毒物及び劇物取締法第十七条第一項若しくは第二項(同法第二十二条第四項若しくは第五項で準用する場合を含む)、厚生年金保険法第八十条第一項、水道法第三十九条第一項、国民年金法第六十条第一項、薬事法第六十九条第一項若しくは第七十二条又は柔道整復師法第十八条第一項の規定により厚生大臣又は地方公共団体がした事業の停止命令その他の処分とみなす。

(国等の事務)

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前に改定されたものと、地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第二百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。（処分、申請等に関する経過措置）

第二百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第二百六十三条において同じ。）の施行前に改定されたものと、この法律の施行前に改定されたものと、その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に現に改定前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日に改定されたものと、これらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改定後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改定後のそれぞれの法律の適用については、改定後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改定前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改定後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改定後のそれぞれの法律の適用を適用する。（不服申立てに関する経過措置）

第二百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があつたものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（手数料に関する経過措置）

第二百六十二条 施行日前においてこの法律による改定前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年一二月八日法律第一五一号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 民法の一部を改定する法律（平成十一年法律第二百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人にに関するこの法律による改定規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改定する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則（平成一一年三月三一日法律第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第二百一十八条第四項及び第二百三十七条の十五第五項の改定規定、第四条（厚生年金保険法第八十一條の二第二項の改定規定（第二百三十九条第五項又は第六項）を「第二百三十九条第六項又は第七項」に改める部分及び「同条第五項又は第六項」を「同条第六項又は第七項」に改める部分に限る。）、同法第二百十九条第四項、第二百二十条の四、第二百三十条第四項及び第二百三十条の二の改定規定、同法第二百三十六条の三の改定規定及び同条を第二百三十六条の四とする改定規定、同法第二百三十六条の二の次に一条を加える改定規定、同法第二百三十九条第六項を同条第七項とする改定規定、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改定規定、同法第二百四十条第八項の改定規定（前条第六項）を「前条第七項」に改める部分に限る。）並びに同法第二百四十二条、第二百五十九条第五項、第二百五十九条の二、第二百六十四条第三項及び第二百七十六条の改定規定に限る。）並びに第二百一一条中厚生年金保険法等の一部を改定する法律附則第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十七条规定及び第六十条の改定規定及び附則第八条、第十二条、第十三条、第二十二条から第三十四条まで及び第三十八条の規定

十二条から第三十四条まで及び第三十八条の規定

公布の日から起算して三月以内の政令で定める日

二 略

三 第二条、第五条、第八条、第十一條中厚生年金保険法等の一部を改定する法律附則第三十五条第一項の改定規定（「第四十三條」を「第四十三条第一項」に改める部分に限る。）、第十四

条、第十六条、第十九条及び第二十三条並びに附則第十四条から第十八条まで及び第二十九条

から第三十三条までの規定 平成十四年四月一日

四及び五 略

六 第三条、第七条、第二十条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十一条第九項の改正

規定及び附則第三十七条の規定 平成十三年四月一日

第三条の規定による改正後の国民年金法第七十七条第一項に規定する基本方針及び第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十九条の四第一項に規定する基本方針の策定のため必要な手続きその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

第二条 基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成十六年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の二分の一への引上げを図るものとする。

(国民年金の在り方)

第三条 平成十二年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年改正法)といふ。附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額については、なお従前の例による。

2 平成十二年四月前¹の保険料納付済期間(第一号被保険者に係るものに限る。)のみに係る国民年金法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

(積立金の運用に関する経過措置)

第三十七条 厚生労働大臣は、平成十二年度末現在資金運用部に預託している年金積立金(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第六十六条第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)に基づく国民年金特別会計の国民年金勘定及び同条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)に基づく厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金をいう。)については、第三条の規定による改正後の国民年金法第五章又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四章の二の規定(次項において「改正後の運用規定」という。)にかかるわらず、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、特別会計に関する法律第六十二条第一項の規定による公債を引き受けることを目的として寄託することができる。

2 前項に規定する年金積立金の運用については、国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政の安定的運営に配慮しつつ、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかるる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、同項の規定による寄託その他の所要の措置を講ずるものとする。この場合において、年金積立金管理運用独立行政法人に対し改正後の運用規定により寄託した各年度末の年金(罰則に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則 (平成二年三月三日法律第二〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成二年五月三日法律第九九号) 抄

(施行期日)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一三年七月四日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第九四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年六月一一日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年六月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一一日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年六月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第八条、第十五条、第二十二条、第二十八条、第三十二条、第三十六条、第三十九条、第四十二条、第四十四条の二、第四十九条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第四条、第十七条から第二十四条まで、第三十四条から第三十八条まで、第五十七条、第五十八条及び第六十条から第六十四条までの規定 平成十七年四月一日

二 略

三 第三条、第十条及び第十七条の規定 平成十八年四月一日

四 第四条、第十二条、第十八条、第四十一条、第四十三条、第四十八条及び第五十条並びに附則第四条第二項、第十条、第十三条第六項、第十四条、第五十六条の表 平成十八年度(附則第一条第四号に掲げる規定の施行日の属する月以後の期間に限る)から特定年度の前年度までの各年度の項及び第六十五条の規定 平成十八年七月一日

五 略

六 第五条、第十二条、第十九条、第二十条の二、第二十三条の二、第二十五条、第三十条、第三十三条、第四十四条、第四十四条の三から第四十四条の五まで、第四十七条及び第五十三条並びに附則第四十一条から第四十六条まで、第四十八条及び第五十五条の規定 平成十九年四月一日

七 第六条、第十三条、第二十六条及び第三十四条並びに附則第四十九条及び第五十条の規定 平成二十年四月一日

第二条 国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付について、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算して得た額の第三号に掲げる額に対する比率が百分の五十を上回ることとなるような給付水準を将来にわたり確保するものとする。

一 当該年度における国民年金法による老齢基礎年金の額(当該年度において六十五歳に達し、かつ、保険料納付済期間の月数が四百八十である受給権者について計算される額とする)を

当該年度の前年度までの標準報酬平均額(厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬平均額をいう)の推移を勘案して調整した額を十二で除して得た額に二を乗じて得た額に相当する額

二 当該年度における厚生年金保険法による老齢厚生年金の額(当該年度の前年度における男子

である同法による被保険者(次号において「男子被保険者」という。)の平均的な標準報酬額(同法による標準報酬月額と標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。次号において同じ。)に相当する額に当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額又は標準賞与額に係る再評価率(同法第四十三条第一項に規定する再評価率をいい、当該年度に六十

五年に達する受給権者に適用されるものとする。)を乗じて得た額を平均標準報酬額とし、被保険者期間の月数を四百八十として同項の規定の例により計算した額とする)を十二で除して得た額に相当する額

三 当該年度の前年度における男子被保険者の平均的な標準報酬額に相当する額から当該額に係る公租公課の額を控除して得た額に相当する額

政府は、第一条の規定による改正後の国民年金法第四条の三第一項の規定による国民年金事業に関する財政の現況及び見通し又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第二条の四第一項の規定による厚生年金保険事業に関する財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に前項に規定する比率が百分の五十を下回ることが見込まれる場合には、同項の規定による改正後の国民年金法第四条の三第一項の規定による国民年金事業の二第一項又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項の措置を講ずる場合には、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。

(国民年金事業に関する財政の現況及び見通しの作成に關する経過措置)

第六条 平成十六年九月以前の月分の国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付については、なお従前の例による。(国民年金法による年金たる給付等の額の計算に關する経過措置)

第七条 平成二十六年度までの各年度における国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く。)及び昭和六十年改正法附則第三十二条第五項に規定する障害年金については、第一条の規定による改正後の国民年金法又は第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定(以下この項において「改正後の国民年金法等の規定」という。)により計算した額が、次項の規定により読み替えたれた第一条の規定による改正前の国民年金法又は第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定(以下この項において「改正前の国民年金法等の規定」という。)により計算した額に満たない場合は、改正前の国民年金法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の国民年金法等の規定にかかるわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前の国民年金法等の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読み替えは、政令で定める。

第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条	八千二百円	八十萬四千二百円に〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十五年(この条の規定による率の改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第一条の規定による改正前の国民年金法第三十三条第一項及び第三十八条	八十万四千二百円	八十萬四千二百円に〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十五年(この条の規定による率の改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

第三十三条の規定による改正前の国民年金法	二第一項、第二第一項及び第三十九条第一項	三十九条第一項及び第三十九条の二第一項	二第一項、第二第一項及び第三十九条第一項
（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する年金たる給付の額の計算に関する経過措置）	七万七千円	七千円	七万七千四百円
（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する年金たる給付の額の計算に関する経過措置）	百円	百円	百円
（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する年金たる給付の額の計算に関する経過措置）	二十一 三万 千四 百円	二十 三万 千四 百円	二十三万四百円に○・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
（平成二十五年度及び平成二十六年度における国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置の特例）	二十三万四千四百円に○・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	二十三万四百円に○・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	二十三万四百円に○・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
第七条の二 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表下欄中「○・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この条の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、○・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	二十三万四千四百円に○・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	二十三万四百円に○・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	二十三万四百円に○・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

昭和六十年改正法第一 条第一項第一号	昭和六十年改正法附則 第百九条の規定による改 正前の国民年金法の一部を改 正する法律（昭和四十四年法 律第八十六号）附則第十六 条第二項	四十一万五千八百円に○・九八八（総務省において作成する年 平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成 十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近 の当該改定が行われた年の前年の物価指数を下回るに至つた 場合においては、その翌年の四月以降、○・九八八（この項の 規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にそ の低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率と する。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたと きは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたと きは、これを百円に切り上げるものとする。）
昭和六十一年改正法第六 条の規定による改正前 の厚生年金保険法等の一部 を改正する法律（昭和四十八 年法律第九十二号）附則第 二項	四千五百一十万円八百四十 円	四十一万五千八百円に○・九八八（総務省において作成する年 平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成 十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近 の当該改定が行われた年の前年の物価指数を下回るに至つた 場合においては、その翌年の四月以降、○・九八八（この項の 規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にそ の低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率と する。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたと きは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたと きは、これを百円に切り上げるものとする。）
昭和二十一年度及び平成二十 二年度における前条の規定 の適用については、同条第一項 中「次項の規定」とあるのは「 次条の規定により読み替えられた 次項の規定」と、「次 項において」とあるのは「次 条の規定により読み替えられた 次項において」と、同条第二項の表 下欄中「額に○・九八八（総務省 において作成する年平均の全 国消費者物価指数（以下「物 価指数」という。）が平成十五年 （この項の規定による率の改定 が行われた年の前年）の物価指 数を下回るに至つた場合において は、その翌年の四月以降、○・九 九〇を乗じて得た率として政令 で定める率が一を下回る場合に おいては、当該年度の四月以降、 ○・九七八（この項の規定による 率）とあるのは「額に○・九七八 （当該年度の改定率（国民年金法等 の一部を改正する法律（平成 十六年法律第一百四号）第一条の規 定による改正後の第二十七条に規 定する改定率をいう。）の改定の基 準となる率に○・九九〇を乗じて 得た率として政令で定める率が一 を下回る場合においては、当該 改定が行われた年の前年）の物 価指数を下回るに至つた場合に おいては、その翌年の四月以降、 ○・九七八（この項の規定による 率の改定が行われたときは、当該 改定後（率）に当該政令で定める 率」とあるのは「○・九七八を」と 、「四十万五千八百円に○・九八八 （総務省において作成する年平均 の全国消費者物価指数（以下 「物価指数」という。）が平成十五 年（この項の規定による率の改定 が行われたときは、直近の当 該改定が行われた年の前年の物 価指数を下回るに至つた場合に おいては、当該改定が行われた 改定の基準となる率に○・九九〇 を乗じて得た率として政令で定 める改定率をいう。）の改定の基 準となる率に○・九九〇を乗じて 得た率として政令で定める率が一 を下回る場合においては、当該 改定が行われた年の前年）の物 価指数を下回るに至つた場合に おいては、その翌年の四月以降、 ○・九七八（この項の規定による 率の改定が行われたときは、当該 改定後（率）に当該政令で定める 率」とあるのは「四十万五千八 百円に○・九七八（当該年度の改 定率（国民年金法等の一部を改 正する法律（平成十六年法律 第一百四号）第一条の規定によ る改正後の国民年金法第二十 七条に規定する改定率をいう。）の 改定の基準となる率に○・九九〇 を乗じて得た率として政令で定 める改定率が一を下回る場合に おいては、当該年度の四月以降、 ○・九七八（この項の規定によ る率の改定が行われたときは、当 該改定後（率）に当該政令で定 める率）とある。」とする。		
（平成二十五年度及び平成二十六 年度における昭和六十一年改正法附則第三十二条第一項に規定す る年金たる給付の額の計算に関する経過措置の特例）		

(老齢基礎年金の額の計算に関する経過措置)
第九条 平成十六年十月から平成十八年六月まで

第九条 平成十六年十月から平成十八年六月までの月分として支給される国民年金法による老齢基礎年金の額については、第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条第二号中「四分の三」とあるのは「三分の二」と、同条第三号中「四分の一」とあるのは「三分の一」と、同条第

四号中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。
2 平成十八年七月から平成二十一年三月までの月分として支給される国民年金法による老齢基礎年金の額については、第四条の規定による改正後の国民年金法第二十七条第二号中「八分の七」を「六分の五」に、同二号第三項「八分の三」を「三分の一」に、同二号第四項

あるのは「六分の五」と同条第三号中「八分の三」とあるのは「二分の二」と同条第四号中「四分の三」とあるのは「三分の二」と同条第五号中「四分の一」とあるのは「三分の一」と、同条第六号中「八分の五」とあるのは「二分の二」と、同条第七号中「八分の一」とあるのは「二分の一」とある。

は「六分の一」と同条第八号中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。
第十九条 平成二十六年四月（以下「特定月」という。）の前月以前の七箇間に係る保険料免除期間を有する者であつて、第四条の規定による改正後の民法第二百三十二条に該当するものに該当する者は、同二

に支給する平成二十一年四月以後の月分の国民年金法による老齢基礎年金の額については、同法第二十八条第四項、附則第九条の二第四項及び第五項並びに他の法令において適用する場合を含む。の規定にかかわらず、七十八万九百円に同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

二 平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の七に相当する月数

三 平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相当する月数

四 特定月の前月以前の期間（平成二十二年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数並びに平成二十二年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間

五 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。」の六分の五に相当する月数

して得た月数の二分の一に相当する月数

合算した月数を控除して得た月数を限度とする)の四分の三に相当する月数

八 に相当する月数
特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の二に相当する月数

第八条の二 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度における前の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次の規定により読み替えられた次項の規定」と、「次項において」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項において」と、同条第二項の表下欄中「額に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指數」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指數を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「額に〇・九七八（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の第二百七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率が一下を下回る場合においては、当該年度の四月以降、〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九八八を」とあるのは「〇・九七八を」と、「四十万五千八百円に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指數」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指數を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「四十万五千八百円に〇・九七八（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十一条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合には、当該年度の四月以降、〇・九七八（この項の規定によることの改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」とする。

九 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の三分の一に相当する月数

十 平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の五に相当する月数

十一 平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の八分の一に相当する月数

十二 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数を合算して得た月数を限度とする。）の二分の一に相当する月数

十三 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の六分の一に相当する月数

十四 平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間（国民年金法第九十条の三第一項又は附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの）を除く。（次号において同じ。）の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の三免除期間の月数を合算して得た月数を限度とする。）の二分の一に相当する月数

十五 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料全額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の一に相当する月数

昭和六十一年改正法附則別表第四の上欄に掲げる者について前項の規定を適用する場合においては、同項中「四百八十」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

（平成十七年度から平成二十年度までにおける改定率の改定に関する経過措置）

第十二条 平成十七年度及び平成十八年度における第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条の二から第二十七条の五までの規定の適用については、同法第二十七条の二第二項第一号及び第三号に掲げる率をそれぞれ一とみなす。

（改定率の改定の特例）

第十三条 国民年金法による年金たる給付その他政令で定める給付の受給権者（以下この条及び次条において「受給権者」という。）のうち、当該年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額以下となる区分（同一の改定率（第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。以下この条及び次条において同じ。）が適用される受給権者ごとの区分をい。う。次項及び次条において同じ。）に属するものに適用される改定率の改定については、平成二十六年度までの間は、同法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定は、適用しない。

第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率を基礎として計算した額とする。）

二 附則第七条の二の規定により読み替えられた附則第七条の規定により読み替えてなおその効力を有するものとされた第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額

2 受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる額が同項第二項第一号に規定する調整率（以下この項及び次条第二項において「調整率」という。）が前項第一号に掲げる額に対する同項第二号に掲げる額の比率を下回る区分に属するものに適用される改定率の改定に対する同法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。（平成二十七年度における改定率の改定の特例）

第十二条の二 平成二十七年度において、受給権者のうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額以下となる区分に属するものに適用される改定率の改定については、第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定は、適用しない。

一 平成二十七年度における第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率を基礎として計算した額とする。）

二 平成二十六年度における附則第七条の二の規定により読み替えられた附則第七条の規定により読み替えたるおその効力を有するものとされた第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額

2 受給権者のうち、平成二十七年度において、前項第一号に掲げる額が同項第二号に掲げる額を上回り、かつ、調整率が同項第一号に掲げる額に対する同項第二号に掲げる額の比率を下回る区分に属するものに適用される改定率の改定に対する第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。（基礎年金の国庫負担に関する経過措置）

第十三条 平成十六年度における第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）附則第九条第一項の規定により読み替えられた第一号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロ号イ中「四で除して」とあるのは「六で除して」と、二二で除して」とあるのは「三で除して」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の四十」とする。

2 国庫は、平成十六年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、前項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項各号に掲げる額及び昭和六十一年改正法附則第三十四条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる額（同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。）のほか、五十七億五千五百七十一万六千円を負担する。

3 平成十七年度における第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定については、同項第一号中「第二十七条第二号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）附則第九条第一項の規定により読み替えられた第二十七条第三号に規定する月数」と、「二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に一千分の一を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ中「四で除して」とあるのは「六で除して」と、二二で除して」とあるのは「三で除して」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の四十」とする。

4 国庫は、平成十七年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、前項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項各号に掲げる額及び

昭和六十年改正法附則第三十四条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる額（同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。）のほか、二百四十七億五千九十六万六千円を負担する。

5 平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月までの期間に限る。）における第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用について

は、同項第一号中「第二十七条第三号に規定する月数」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）附則第九条第一項の規定により読み替えられた第二十七条第三号に規定する月数」とある。

第三号に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の二

十五を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ中「四で除して」とあるのは「六で除して」と、「二で余」で「一」とあるのは「三で余」で「一」、同項第三号中「百分の二十一」とあるのは「百分の二十二」とある。

同巧第三号「百々の一一」のあたりに記載する。

平成十八年度(附則第一条第四号に掲げる規定の施行日の属する月以後の期間に限る。)における第四条の規定による政令後の国民年金法第115条第一項の規定の適用については、同項

第一号中「第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは、「国民年金法等の

第二十七条第三号 第五号及び第七号に規定する月数」と「二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ(1)中「八

分の「一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」

とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の三を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ(4)中「一分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同

項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十八」とする。

平成十九年度から平成二十六年度（以下「特定年度」という。）の前年度までの各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一

号中「第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「第二十七条第三号、

第五号及び第七号（平成十九年度及び平成二十年度にあつては、国民年金法等の一部を改正する
法律（立成一六三号）付別第しき第二項の規定により既に特ニしニ第二一二二第三

法律（平成十六年法律第二百四号）附則第九条第一項の規定により読み替えられた第二十七条第三号、第五号及び第七号）に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「に、三

分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ(1)中「八分の一を乗じ

て」とあるのは「十二分の二を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の三を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて

と、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中

「百分の二十」とるのは「百分の三十七」とする。

条第一項第一号（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用につ

一、当分の間、同号中「から第二十七条第三号、第五号及び第七号」とあるのは、「から第三号、第五号及び第七号」である。

二十七条第三号、第五号及び第七号並ては国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百四号）附則第十条第一項第三号、第五号、第七号、第九号、第十一号及び第十三号」とす。

ପ୍ରକାଶକ ପତ୍ର

平成二十一年度以後の各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第二号（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる額は、当分の間、

同号の規定にかかるらず、当該年度における保険料免除期間を有する者に係る国民年金法による

老齢基礎年金（同法第二十七条规定たし書（附則第十条第一項において適用する場合を含む。）の規定によつてその額が計算されるものに限る。）の給付を要する費用の額で、第一号に掲げる数

第一次に掲げる数を合算した数を第二号に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額とする。

イ 当該平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の一を乗じて得た数

ロ 当該特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数並びに当該平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に十分の一を乗じて得た数

ハ 当該平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数及び当該保険料四分の一免除期間の月数並びに当該平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に四分の一を乗じて得た数

二 当該特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の三を乗じて得た数

ホ 当該平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の三を乗じて得た数

ト 当該平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間（国民年金法第九十条の三第一項又は附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの）を除く。チにおいて同じ。）の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）に二分の一を乗じて得た数

二 附則第十条第一項各号に掲げる月数を合算した数

チ 前項の規定の適用については、当分の間、同項中「四百八十」とあるのは、「四百八十（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則別表第四の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる数）」と読み替えるものとする。

ト 平成二十一年度から平成二十五年度までにおける基礎年金の国庫負担に関する経過措置の特例（第十三条第七項及び前条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三

号に掲げる額、前条第二項に規定する額並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる額（同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。）の合算額のほか、前条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第一項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに前条第二項に規定する額の合算額と附則第十三条第七項及び前条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに前条第二項に規定する額の合算額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額については、平成二十一年度においては財政運営に必要な財源の確保を図るために公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰り入れの特例にに関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三条第一項の規定により、平成二十二年度においては平成二十一年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三条第一項の規定により、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年度においては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）第六十九条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとし、平成二十四年度及び平成二十五年度においては財政運営に必要な財源の確保を図るために公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第四条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。

第十六条 特定年度以後の各年度において、附則第十四条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項（附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）の規定により国庫が負担する費用のうち附則第十四条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。
 （老齢基礎年金の支給の繰り下げに関する経過措置）

第十七条 第二条の規定による改正後の国民年金法第二十八条の規定は、平成十七年四月一日前において国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職を支給事由とするものを除く。）の受給権を有する者については、適用しない。

第十八条 平成十八年度及び平成十九年度における保険料改定率の改定について、同項の規定を適用する。（国民年金の保険料の免除の特例）

第十九条 平成十七年四月から平成十八年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等（国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者又は第一号被保険者であった者をいう。以下この条において同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（第二条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第十九条第三項の規定による保険料改定率の改定については、同条第五項第二号に掲げる率を一とみなして、同項の規定を適用する。）

号に掲げる額、前条第二項に規定する額並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる額（同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。）の合算額のほか、前条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第一項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに前条第二項に規定する額の合算額と附則第十三条第七項及び前条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに前条第二項に規定する額の合算額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額については、平成二十一年度においては財政運営に必要な財源の確保を図るために公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰り入れの特例にに関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三条第一項の規定により、平成二十二年度においては平成二十一年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三条第一項の規定により、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年度においては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）第六十九条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとし、平成二十四年度及び平成二十五年度においては財政運営に必要な財源の確保を図るために公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第四条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。
 （基礎年金の国庫負担に要する費用の財源）

第十六条 特定年度以後の各年度において、附則第十四条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項（附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）の規定により国庫が負担する費用のうち附則第十四条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。
 （老齢基礎年金の支給の繰り下げに関する経過措置）

第十七条 第二条の規定による改正後の国民年金法第二十八条の規定は、平成十七年四月一日前において国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職を支給事由とするものを除く。）の受給権を有する者については、適用しない。

第十八条 平成十八年度及び平成十九年度における保険料改定率の改定について、同項の規定を適用する。（国民年金の保険料の免除の特例）

第十九条 平成十七年四月から平成十八年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等（国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者又は第一号被保険者であった者をいう。以下この条において同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（第二条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第十九条第三項の規定による保険料改定率の改定については、同条第五項第二号に掲げる率を一とみなして、同項の規定を適用する。）

三 条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（同法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあっては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 第二条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項第二号から第四号までに該当するときに応じて、政令で定める額以下であるとき。

三 国民年金の保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 平成十八年七月から令和十二年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であった期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、同法第八十八条第一項の規定にかかるわらず、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあっては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 国民年金法第九十条第一項第二号及び第三号に該当するとき。

三 国民年金の保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

4 3 第一条又は第二項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた者及びこれらの規定により納付することを要しないものとされた保険料については、国民年金法その他の法令の規定を適用する場合においては、同法第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた者及び同項の規定により納付することを要しないものとされた保険料とみなすほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者については、第一項及び第二項の規定を適用しない。

6 第一条第一号及び第二項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定め（指定全額免除申請事務取扱者の事務の特例）

第十九条の二 国民年金法第一百九条の二第一項に規定する指定全額免除申請事務取扱者は、同項に規定する事務のほか、前条第二項各号のいずれかに該当する同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者又は第一号被保険者であった者（厚生労働省令で定める者に限る。以下この条において「納付猶予要件該当被保険者等」という。）の委託を受けて、納付猶予要件該当被保険者等に係る前条第二項の申請（以下この条において「納付猶予申請」という。）を行うことができ

- 2 納付猶予要件該当被保険者等が指定全額免除申請事務取扱者に納付猶予申請の委託をしたときは、前条第二項の規定及び同条第三項において準用する国民年金法第九十条第二項の規定の適用については、当該委託をした日に、納付猶予申請があつたものとみなす。
- 3 指定全額免除申請事務取扱者は、納付猶予要件該当被保険者等から納付猶予申請の委託を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該納付猶予申請をしなければならない。
- 4 指定全額免除申請事務取扱者が行う納付猶予申請に関する事務は、国民年金法第百九条の二第一項の事務とみなして、同条第四項から第八項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。（第三号被保険者の届出の経過措置）
- 第二十条** 第二条の規定による改正後の国民年金法附則第七条の三第二項の規定は、平成十七年四月一日前の期間について、適用しない。
- 第二十一条** 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者（以下この項において「第三号被保険者」という。）又は第三号被保険者であった者は、平成十七年四月一日前のその者の第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間のうち、第一条の規定による改正前の国民年金法附則第七条の三の規定により国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間（以下「保険料納付済期間」という。）に算入されない期間（同法附則第七条の二の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。）について、厚生労働大臣に届出をすることができる。
- 2 前項の規定により届出が行われたときは、第二条の規定による改正後の国民年金法附則第七条の三第一項の規定にかかるらず、届出が行われた日以後、届出に係る期間は保険料納付済期間に算入する。
- 3 国民年金法による老齢基礎年金又は昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金若しくは通算老齢年金の受給権者が第一項の規定による届出を行い、前項の規定により届出に係る期間が保険料納付済期間に算入されたときは、当該届出のあつた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。
- 4 第二項の規定により第一項の届出に係る期間が保険料納付済期間に算入された者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に保険料納付済期間に算入される期間」とする。（任意加入被保険者の資格の喪失に関する経過措置）
- 第二十二条** 平成十七年三月三十一日において国民年金法附則第五条第一項の規定の適用を受ける被保険者であつた者が、同年四月一日において第二条の規定による改正後の国民年金法附則第五条第五項第四号の規定に該当するときは、その者は、同日に、当該被保険者の資格を喪失する。
- 第二十三条** 昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者であつて、次の各条（任意加入被保険者の特例）
- 号のいずれかに該当するもの（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）は、同法第七条第一項の規定にかかるらず、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。
- 1 日本国に住所を有する六十五歳以上七十歳未満の者（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）
- 2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（以下この項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出

- 2 又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。
- 3 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者（昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者に限る。）が六十五歳に達した場合において、第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないときは、前二項の申出があつたものとみなす。
- 4 第二項（第一項第二号に掲げる者にあっては、同項）の規定による申出をした者は、その申出をした日（前項の規定により申出があつたものとみなされた者にあっては、六十五歳に達した日）に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。
- 5 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。
- 6 第二項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第二号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。
- 1 死亡したとき。
- 2 国民年金法第七条第一項第二号に規定する厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。
- 3 第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。
- 4 七十七歳に達したとき。
- 5 前項の申出が受理されたとき。
- 6 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。
- 7 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に日本国内に住所を有しなくなつたとき。
- 8 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。
- 9 第一項の規定による国民年金の被保険者期間は、国民年金法第五条第一項の規定による国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者期間は、国民年金法第五条第一項の規定による国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十五条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。
- 10 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十八条の二から第九十条の三までの規定を適用しない。
- 第二十四条** 平成十七年四月前の保険料納付済期間（第一号被保険者に係るものに限る。）及び保険料半額免除期間のみに係る国民年金法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一一日法律第一〇五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十七条第三項(通則法第十四条の規定を準用する部分に限る。)及び第三十条並びに次条から附則第五条まで、附則第七条及び附則第三十九条の規定は、公布の日から施行する。

(積立金の運用に関する経過措置)
第十九条 平成十七年度に係る附則第十七条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十九条の五第一項又は前条の規定による改正前の国民年金法第七十八条第一項の規定による報告書についてとは、なお従前の例による。この場合において、これらの規定中「遅滞なく、社会保障審議会に提出するとともに」とあるのは、「遅滞なく」とする。

(政令への委任)
第三十九条 附則第二条から第十三条まで、附則第十一条、附則第十六条及び附則第十九条に定めるもののか、管理運用法人の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 附則第四十一条の規定 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百四号)の

公布の日又は公布日のいづれか遅い日
附 則 (平成一六年六月二三日法律第一三三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略
三 第四条、第七条、第十一条、第十五条及び第十六条並びに附則第十四条から第十八条まで、

第二十条、第二十八条から第四十五条まで、第四十九条及び第五十条の規定 平成十九年四月一日
附 則 (平成一六年六月三日法律第一五四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(处分等の効力)
第一百二十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
第一百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年四月一日法律第一五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)
第六条 この法律の規定(第一条を除く。)による改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年五月二十五日法律第五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、協定の効力発生の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二二日法律第七一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第五条から第七条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二九日法律第七七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第七条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二九日法律第七七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第七条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

百一十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定のある場合における郵政民営化法第四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一条 この法律は平成十九年四月一日から施行する。

第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め
る。

附則（平成二十八年六月一日法律第五〇号）抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から
附則（平成二八年六月一四日法律第六六号）抄
この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日

附 則（平成十九年三月三一日法律第一八号）抄
（施行期日）
第一条 本法律は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

施行期日 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二条第一項第四号、第六十...号

の規定は、平成二十一年度の予算から適用する。

第二百九十二条、第二百九十五条、第二百九十八条、第二百九十九条、第三百二十二条、第三百二十四条、第三百二十八条、第三百四十三条、第三百四十五条、第三百四十七条、第三百四十九条、第三百五十二条、第三百五十三条、第三百五十九条、

(罰則に関する経過措置)

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

附則（施行期日）（平成一九年三月三一日法律第二七号）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則（平成一九年六月二七日法律第九六号）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えないで。(中略)

行 政 附 則
(平成一九年七月六日法律第一〇九号)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十五条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

第七十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「土木大臣、地方支那長官等」という。）に提出する旨、承認、旨定、認可をうち也り凡ては通知うち也り行

2 為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相
當規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生
労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみ
なす。

この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出そ
の他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の
云々の旨(見三二二五)、更に専らに、上記に付けて示すと同様の行為とみなし得る行為とする。

3 法令の相当規定に基づいて厚生労働大臣等に対してされた申請届出その他の行為とみなす
この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続
をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについて
は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法

の本當大目等は文して、轉合、届出その他の三種をしなければならぬとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく雇用又は雇用に係る事務の区分を忘じ、それぞれ、厚生労働大臣

第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとさ
(罰則に関する経過措置)

(政令への委任) 第二十五条 二つ付則二三のうちのほか、二つ法律の施行に必要な経過措置は、政令で二三の

附 則（平成一九年七月六日法律第一一〇号）

化を図ることの重要性にかんがみ、その一環として、公的年金制度について、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項に関する検討を進め、当該事項がそれぞれ制度として確立した場合に必要な費用を賄うための安定した財源を確保した上で、段階的にその具体化を図るものとする。

附 則（平成二年七月一日法律第七七号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 目次の改正規定、第五条及び第八条の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十一条、第二十二条第一項、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第三十条までの改正規定、第四章の二の次に一章を加える改正規定、第三十四条第一項及び第二项、第三十九条及び第四十七条第二号の改正規定、第五十三条の改正規定（同条第一項の改正規定（第二十四条の二第一項若しくは第二項又は）を削る部分に限る。）を除く。）並びに別表第一の四十の項の改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則第四条から第十条まで及び第十三条から第二十条までの規定、附則第二十一条の規定（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律五百五十一号）別表住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の項の改正規定（及び第三十条の三第一項）を「第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める部分に限る。）に限る。）並びに附則第二十二条の規定出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。）の施行の日

（附則）（平成二年三月三一日法律第七七号）抄

（施行期日）この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月三一日法律第七五号）抄

（施行期日）この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月三一日法律第七五号）抄

（経過措置）この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、現に国民年金法の規定による障害基礎年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の同法第三十三条の二第一項に規定

する子（当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至つた当該子（第一条の規定による改正前の国民年金法第三十三条の二第二項の規定により当該受給権者がその権利を取得した当該子によって生計を維持しているその者の国民年金法第三十三条の二第二項に規定する子（当該受給権者が昭和六十一年四月一日後に有するに至つた当該子に限る。）がある場合における当該子を除く。）に限る。）がある場合における第一条の規定による改正後の国民年金法第三十三条の二第二項の規定の適用については、同項中「当該子を有するに至つた日の属する月の翌月」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行日の属する月」とする。施行日において、現に昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法の規定による障害年金の受給権者によって生計を維持しているその者の国民年金法第三十三条の二第二項に規定する子（当該受給権者が昭和六十一年四月一日後に有するに至つた当該子に限る。）がある場合における第五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第三十二条第五項において準用する同法第三十三条の二第二項の規定の適用については、同項中「当該子を有するに至つた日の属する月の翌月」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行日の属する月」とする。

（政令への委任）第三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年五月二七日法律第五六号）抄

（施行期日）この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。

附 則（平成二三年五月二七日法律第五六号）抄

險料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間（承認の日の属する月前十年以内の期間であつて、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅しているものに限る。）の各月につき、当該各月の国民年金の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の国民

年金の保険料（以下この条において「後納保険料」という。）を納付することができる。
厚生労働大臣は、前項の承認を行ふに際して、同項の承認を受けようとする者が納期限までに
納付しなかつた国民年金の保険料であつて二ヶを収支する権利が寺助によつて消滅して、ないも

納付したがては自己資金の保険料、おこづかれる徴収で保有料が田代し、この流れにてしからこの項において「滞納保険料」という。の全部又は一部を納付していないときは、当該滞納保険料の納付を要求する保険料とする。

第一項の規定による後納保険料の納付は、先に経過した月の国民年金の保険料に係る後納保険料から順次に行うものとする。

の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

ける所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十
三号）附則第二条第四項」とする。

る所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十三号)附則第二条第一項の規定による納付が行われたことにより保険料納付済期間」とする。

する。この場合において、日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）第二十三条第三項中「国民年金法」とあるのは、「国民年金法若しくは国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）」

と、同法第二十六条第二項中「国民年金法」とあるのは、「国民年金法若しくは国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第一項第二号中「こ規定する権利に係る事務、同法」とあるのは「及び国民

〔注〕(一)「国民年金法」は、昭和三十二年六月三十日法律第二百四十九号(昭和三十二年六月三十日公布)によるもの。この法律は、昭和三十二年七月一日より施行される。(二)「国民年金法」は、昭和三十二年六月三十日法律第二百四十九号(昭和三十二年六月三十日公布)によるもの。この法律は、昭和三十二年七月一日より施行される。

項中「国民年金法」とあるのは、「国民年金法若しくは国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

第一項の規定による厚生労働大臣の承認の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（国民年金の第三号被保険者期間の特例に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の国民年金法附則第七条の二の規定は、この法律の施行前に同条各号に規定する訂正に相当する訂正がなされた場合における当該訂正に係る第三号被保険者としての被保険者期間についても、適用する。

(政令への委任) 第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

この附則は定めるもののほかこの法律の施行に付

抄

<p>第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。 附則 (平成二十三年二月一日法律第一一七号) 抄 (施行期日) </p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一から三まで 略</p> <p>四 附則第十一条の規定 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律 (平成二十三年法律第二百二十一号) の施行の日 附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二一号) この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二四年三月三一日法律第二四号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二四年八月二二日法律第六二号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>二 略 一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定 公布の日</p> <p>三 第一条中国民年金法第三十七条、第三十七条の二、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条第二項、第四十一条の二及び第五十二条の二の改正規定、第三条中厚生年金保険法第六十五条の二にただし書を加える改正規定及び同法第六十六条の改正規定、第四条中国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和六十年法律第三十四号)。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。附則第七十四条の改正規定、第八条中国民年金法等の一部を改正する法律 (平成十六年法律第一百四号)。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。附則第十条第一項及び第十三条第七項の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十五条の前の見出しを削る改正規定、同条及び平成十六年国民年金等改正法附則第十六条の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十六条の二を削る改正規定並びに平成十六年国民年金等改正法附則第三十二条の三の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第九十一条の改正規定、第十一条中国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律 (昭和六十年法律第五百五号)。以下「昭和六十年国共済改正法」という。附則第二十九条の改正規定、第十四条の規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第九十九条の四の改正規定、第十七条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律 (昭和六十年法律第八十号)。以下「昭和六十年地共済改正法」という。附則第三十条の改正規定、第十八条の規定、第二十三条の規定並びに第二十四条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 (以下「協定実施特例法」という)。第二十条第一項 (同項第四号に係る部分を除く) の改正規定並びに附則第三条 (同条第二号に係る部分に限る) 及び第八条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 (平成二十四年法律第六十八号) の施行の日</p> <p>四 第一条の規定 (前号に掲げる改正規定を除く)、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十一条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、第一百条の四第一項、第一百条の十第一項第二十九号、第一百三十九条及び第一百四十条の改正規定、同法附则第四条の二、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定 同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第</p>

四十三条第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改
正規定、第十一条中国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の規
定による改正後の国民年金法第十九条の規定は、附則第一条第四号に掲げる規
定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）以後に第一条の規定による改正後の国民年金法
第十九条第一項に規定する年金給付の受給権者が死亡した場合について適用する。

第五条 第四号施行日以後に昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その未支給の年金たる給付の支給の請求については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第十九条の規定は適用せず、第一条の規定による改正後の国民年金法第十九条の規定を準用する。

（支給の繰下げに関する経過措置）

第六条 第一条の規定による改正後の国民年金法第二十八条の規定は、第四号施行日の前日において、同条第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四号施行日前に第一条の規定による改正後の国民年金法第二十八条第二項各号のいずれかに該当する者に対する同条の規定の適用については、「同項中「ときは」であるのは「ときは」次項の規定を適用する場合を除き」と、「同項」とあるのは「前項」と、同条第三項中「当該申出のあつた日」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

（障害年金の額の改定請求に関する経過措置）

第七条 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第三十四条第三項の規定は適用せず、第一条の規定による改正後の国民年金法第三十四条第三項の規定を準用する。

（遺族基礎年金に関する経過措置）

（検討等）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条の二 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨にのっとり、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下の障害者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

第二条の三 高額所得による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。

第二条の四 国民年金の第一号被保険者に対する出産前六週間及び出産後八週間に係る国民年金の保険料の納付義務を免除する措置については、検討が行われるものとする。

（国の負担等に係る費用の財源）

第三条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 この法律による改正により受給権が発生する老齢基礎年金（昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十五条第一項及び第四項に規定する給付を含む。）に要する費用のうち国の負担又は補助に係るもの

（未支給年金に関する経過措置）

第四条 第一条の規定による改正後の国民年金法第十九条の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）以後に第一条の規定による改正後の国民年金法第十九条第一項に規定する年金給付の受給権者が死亡した場合について適用する。

（支給の繰下げに関する経過措置）

第六条 第一条の規定による改正後の国民年金法第二十八条の規定は、第四号施行日の前日において、同条第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四号施行日前に第一条の規定による改正後の国民年金法第二十八条第二項各号のいずれかに該当する者に対する同条の規定の適用については、「同項中「ときは」であるのは「ときは」次項の規定を適用する場合を除き」と、「同項」とあるのは「前項」と、同条第三項中「当該申出のあつた日」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

（障害年金の額の改定請求に関する経過措置）

第七条 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第三十四条第三項の規定は適用せず、第一条の規定による改正後の国民年金法第三十四条第三項の規定を準用する。

（遺族基礎年金に関する経過措置）

（検討等）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条の二 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨にのっとり、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下の障害者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

第二条の三 高額所得による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。

第二条の四 国民年金の第一号被保険者に対する出産前六週間及び出産後八週間に係る国民年金の保険料の納付義務を免除する措置については、検討が行われるものとする。

（国の負担等に係る費用の財源）

第三条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 この法律による改正により受給権が発生する老齢基礎年金（昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十五条第一項及び第四項に規定する給付を含む。）に要する費用のうち国の負担又は補助に係るもの

2

二 この法律による改正により受給権が発生する遺族基礎年金に要する費用のうち国の負担又は補助に係るもの

3 前項の規定により合算対象期間に算入される期間の計算については、国民年金法第十一條の規定による。

4 第二項の規定により合算対象期間に算入された期間を有する者に対する昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは「同日以後に公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十條第二項の規定により合算対象期間に算入された期間」と、「同法」とあるのは「国民年金法」とする。

第五條 昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法附則第六條第一項の規定による被保険者であった期間（昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第五條第三項に規定する保険料納付済期間及び六十歳以上であった期間を除く。以下この項において同じ。）を有する者に係る当該被保険者であつた期間を適用する場合にあっては、第四号施行日において、合算対象期間に算入する。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により合算対象期間に算入される期間について準用する。この場合において、同条第四項中「附則第十條第二項」とあるのは、「附則第十一條第一項」と読み替えるものとする。

第六條 国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）第一条の規定による改正前の国民年金法附則第五條第一項の規定による被保険者であった期間（国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）第一条の規定による改正前の国民年金法第七條第一項第一号イに該当するものに限り、国民年金法第五條第二項に規定する保険料納付済期間及び六十歳以上であった期間を除く。以下この項において同じ。）を有する者に係る当該被保険者であつた期間は、国民年金法附則第九條第一項の規定を適用する場合にあっては、第四号施行日において、合算対象期間に算入する。

2 附則第十條第二項の規定は、前項の規定により合算対象期間に算入される期間について準用する。この場合において、同条第四項中「附則第十條第二項」とあるのは、「附則第十條第一項」と読み替えるものとする。

第七條 第十二条の規定による改正前の国民年金法第十條第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けて国民年金の被保険者の資格喪失した者が、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において国民年金法第七條第一項第一号に該当するときは、その者は、施行日に、国民年金の被保険者の資格を取得する。ただし、その者が、施行日に、国民年金法第八條の規定により金の被保険者の資格を取得するときは、この限りでない。

2 第十二条の規定による改正前の国民年金法第十條第一項の規定による厚生労働大臣の承認に基づき国民年金の被保険者とされなかつた期間は、第二条の規定による改正後の国民年金法附則第九條第一項の規定を適用する場合にあっては、合算対象期間に算入する。

3 前項の規定により合算対象期間に算入される期間の計算については、国民年金法第十一條の規定の例による。

（老齢基礎年金等の支給に関する経過措置）

第十四条 施行日の前日において現に国民年金法による老齢基礎年金その他老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付又は年金たる保険給付であつて政令で定めるもの受給権を有しない者であつて、第一条の規定による改正後の国民年金法第二十六条その他政令で定める規定による老齢基礎年金その他の老齢を支給事由とする年金たる給付（以下この条において「老齢基礎年金等」という。）の支給要件に該当するものについては、施行日においてこれらの規定による老齢基礎年金等の支給要件に該当するに至つたものとみなして、施行日以後、その者に対し、これらの規定による老齢基礎年金等を支給する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（支給の繰下げに関する経過措置）

第二十九条 第四条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條第五項の規定は、第四号施行日の前日において、同項の規定により読み替えられた国民年金法第二十八條第二

項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四号施行日前に第四条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條第五項の規定により読み替えられた国民年金法第二十八條第二項各号のいずれかに該当する者に対する第四条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條の規定の適用については、同条第五項中「経過した」と、「七十歳」とあるのは「経過した」と、「ときは」とあるのは「ときは」、次項の規定を適用する場合を除き」と、「同項」とあるのは「前項」と、「七十歳」と、「日」とあるのは「日」と、同条第三項中「当該申出のあつた日」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十四条に掲げる規定の施行の日」とする。（その他の経過措置の政令への委任）

第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二十四年八月二二日法律第六三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 一次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日

二 附則第八十七条中国国民年金法（昭和三十四年法律第六百四十一号）第二十七条の五第二項第四号の改正規定並びに附則第一百七条、第一百九条及び第一百五十九条の二の規定 平成二十五年四月一日

（給付水準の下限に関する経過措置）

第二十五条 平成二十七年度（施行日の属する月以後の期間に限る。）及び平成二十八年度における附則第九十四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第二条の規定の適用については、同条第一項第一号中「標準報酬平均額」とあるのは「標準報酬額等平均額」と、「厚生年金保険法」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（次号において「改正前厚生年金保険法」という。）」と、同項第二号中「同法による」とあるのは「改正前厚生年金保険法による」とする。（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二十四年一月二六日法律第九七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第四条及び第七条の規定 第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第四条及び第七条の規定

附 則 （平成二十四年一月二六日法律第九八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十四年一月二六日法律第九九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年法律第一百一号の施行の日（いわゆる遅い日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条及び第八条の規定 公布の日

第二章 附則
（平成二五年六月二六日法律第六三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中國年金法等の一部を改正する法律附則第二十一条及び第六十四条の改正規定 第五
条中國民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則
第一百三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定 公布の日
二 第三条中國民年金法第八条第一項の改正規定 同法第八条の二の次に一条を加える改正
規定 同法第八条第一項の二の書の文規定 同法第八条第一号の二と同上文規定

規定 同法第百九条の第四項ただし書の改正規定 同項第三十号の次に一号を加える改正規定 定、同項第三十号の次に二号を加える改正規定 同項第三十号の次に三号を加える改正規定 法附則第九条の二次に四号を加える改正規定 同法附則第九条の三号を加える改正規定 法附則第九条の二次に五号を加える改正規定 同法附則第九条の四号の次に六号を加える改正規定、第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項及び第二項の改

三 第三条中国国民年金法第十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の正規定並びに附則第九十一条から第一百条まで及び第一百五十二条の規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

次に一条を加える改正規定、同法第十三条第一項の改正規定及び同法第百九条の四第一項第三号の次に一号を加える改正規定並びに附則第九十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認める（法制度上の措置等）。

ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(定義)

一 改正前厚生年金保険法 第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
二 改正後厚生年金保険法 第二条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。

改正前確定給付企業年金法 第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法をいう。改正後確定給付企業年金法 第一条の規定による改正後の国民年金法をいう。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則
(平成二五年五月三一日法律第二八号) 抄

の法律は、番号利用法の施行の日から施行する。た

定める日から施行する。

第三十三条から第四十二条まで、第四十四条（内閣府設置法を加える改正規定に限る。）及び第五十条の規定 公布の日

略

十一 存続厚生年金基金 次条の規定によりなお存続する厚生年金基金及び附則第六条の規定により従前の例により施行日以後に設立された厚生年金基金をいう。

十二 厚生年金基金 旧厚生年金基金又は存続厚生年金基金をいう。

十三 存続連合会 附則第三十七条の規定によりなお存続する企業年金連合会をいう。

十四 確定給付企業年金 改正後確定給付企業年金法第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。

十五 連合会 改正後確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。

(第三号被保険者であつた者の届出に関する経過措置)

第九十六条 改正後国民年金法第十二条の二第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後において改正後国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者でなくなつた者について適用する。

(障害基礎年金等の支給に関する経過措置)

第九十七条 改正後国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより改正後国民年金法附則第九条の四の二第一項に規定する時効消滅不整合期間(以下この条において「時効消滅不整合期間」という。)となつた期間を有する者であつて、初診日がこの法律の公布の日から改正後国民年金法附則第九条の四の三第一項に規定する特定保険料納付期限日(初診日前に当該記録した事項の訂正がなされた者については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)から起算して三月を経過する日)までの間にある傷病による障害を有するもの(第二号施行日において当該障害を支給事由とする国民年金法による障害基礎年金又は改正後国民年金法附則第九条の四の六第一項に規定する年金たる給付を受ける者(これら給付の全部につき支給が停止されている者を含む。)及び当該初診日の前日までの間に当該時効消滅不整合期間について改正後国民年金法附則第九条の四の二第一項の規定による届出をした者を除く。)について改正後国民年金法附則第九条の四の二第一項及び第二項の規定を適用する場合(これらの給付の支給要件に関する規定を適用する場合に限る。)においては、同条第一項中「次条第一項」とあるのは「次項及び次条第一項」と、同条第二項中「法令の規定」とあるのは「法令の規定(障害基礎年金又は附則第九条の四の六第一項に規定する年金たる給付の支給要件に関する規定に限る。)」と、「当該届出が行われた日」とあるのは「平成二十五年改正法附則第九十七条第一項に規定する傷病に係る初診日の前日」とする。

2 改正後国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより時効消滅不整合期間となつた期間を有する者であつて、この法律の公布の日から改正後国民年金法附則第九条の四第一項に規定する特定保険料納付期限日(当該記録した事項の訂正がなされた後に当該者が死亡した場合は、第二号施行日から起算して三月を経過する日)までの間に死亡したものの(第二号施行日において当該死亡に係る国民年金法による遺族基礎年金又は改正後国民年金法附則第九条の四の六第二項に規定する年金たる給付が支給されている場合(これらの給付の全部につき支給が停止されている場合を含む。)及び当該死亡の日の前日までの間に当該時効消滅不整合期間について改正後国民年金法附則第九条の四の二第一項による届出が行われる場合を除く。)について改正後国民年金法附則第九条の四の二第一項及び第二項の規定を適用する場合(これらの給付の支給要件に関する規定を適用する場合に限る。)においては、同条第一項中「被保険者であつた者は」とあるのは「被保険者であつた者の遺族(当該被保険者又はあるのは「死亡日の前日」とする。

(特定保険料の納付に関する経過措置)

第九十八条 改正後国民年金法附則第九条の四の三第一項の規定は、第二号施行日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。

第九十九条 前条の政令で定める日の翌日から国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十三号)附則第二条の規定の施行の日以後三年を経過する日までの間における改正後国民年金法附則第九条の四の三第一項の規定の適用については、同項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「六十歳以上である者」と、「六十歳未満である場合にあつては、承認の日の属する月前十年以内の期間」とあるのは「老齢基礎年金の受給権者以外の者である場合にあつては、承認の日の属する月前十年以内の期間を除く。」とする。

第一百条 国民年金法による老齢基礎年金(以下この条において単に「老齢基礎年金」という。)の受給権者(改正後国民年金法附則第九条の四の四に規定する特定受給者を除く。)に対する附則第九十八条の政令で定める日の翌日の属する月から当該翌日以後一年を経過する日の属する月までの月分の老齢基礎年金のうち、改正後国民年金法附則第九条の四の三第四項本文の規定により改定された老齢基礎年金の支給を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる額から当該改定が行われなかつたとしたならば支払期月ごとに支払うものとされこととなる額を控除して得た額に相当する部分については、改正後国民年金法第十八条第三項本文の規定にかかるわらず、当該経過する日の属する月の翌々月に支払うものとする。

(罰則に関する経過措置)

第一百五十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の効力)。**第一百五十二条** 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八十七条の規定は、改正後国民年金法の規定を改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定

一 公布の日

二 第一条中国国民年金法附則第九条の二の五の改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第十七条の十四の改正規定、第六条から第十二条までの規定、第十三条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第九条の次に一条を加える改正規定及び第十四条の規定並びに附則第三条及び第十七条の規定 平成二十七年一月一日

三 第一条のうち国民年金法の目次の改正規定、同法第二章中同法第十四条の二を同法第十四条の五とする改正規定、第六条から第十二条の次に三条を加える改正規定、同法第一百一条第一項にただし書を加える改正規定、同法第一百八条第一項の改正規定、同法第一百九条の四第一項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第一百九条の九の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第一百九条の十第一項第二号の改正規定及び同法附则第七条の五第一項の改正規定並びに第三条

中厚生年金保険法第二十八条の次に三条を加える改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十八条の七及び第七十八条の十五の改正規定、同法第九十条第一項にただし書を加える改正規定、同法第一百条の二の改正規定、同法第一百条の四第一項第七号の次に一号を加える改正規

定、同法第百条の九の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第四条から第七条までの規定及び附則第十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第七条第一項第四号の改正規定（「昭和五十九年法律第七十七号」の下に「、国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）」を加える部分に限る。）

平成二十七年三月一日

四 略

五 第二条中国民年金法第百九条の二を同法第百九条の二の二とし、同法第百九条の次に一条を加える改正規定、同法第百九条の四第一項第十六号の改正規定、同項第三十三号の次に一号を加える改正規定、同法第百九条の十第一項第三十六号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同法第百九条の十第一項第三十六号の改正規定並びに第四条の規定並びに次条の規定

平成二十七年十月一日

六 附則第十条及び第十二条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十二条及び第十三条の規定

平成二十七年七月一日

八 附則第十四条及び第十五条の規定

平成二十八年七月一日

（検討）

第二条 政府は、前条第五号に掲げる規定の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（社会保障審議会への諮問）

第三条 厚生労働大臣は、第一条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の国民年金法（次条及び附則第五条において「第三号改正後国民年金法」という。）第十四条の三第一項又は第三条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の厚生年金保険法（以下「第三号改正後厚生年金保険法」という。）第二十八条の三第一項の方針を定めようとするときは、同号に掲げる規定の施行の日前においても、社会保障審議会に諮問することができる。

2 厚生労働大臣は、第二条の規定（附則第一条第七号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の国民年金法（以下この項において「第七号改正後国民年金法」という。）第十四条の三第一項又は第三条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の厚生年金保険法（以下「第七号改正後国民年金法」という。）附則第九条の四の七の国民年金法（以下この項において「第七号改正後国民年金法」という。）前においても、社会保障審議会に諮問することができる。

（国民年金法の訂正の決定等に関する経過措置）

第四条 第三号改正後国民年金法第十四条の四の規定は、平成二十七年三月三十一日までは、適用しない。

第五条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第十二項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（次項において「旧国民年金法」という。）第十九条の規定その他未支給の年金の支給に関する規定であつて政令で定めるものにより未支給の年金法による遺児年金その他の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けける者については、国民年金法第十九条の規定により未支給の年金の支給を請求することができる者とみなして、第三号改正後国民年金法第十四条の二第二項の規定を適用する。

2 昭和六十年改正法附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国民年金法による遺児年金その他の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けける者については、国民年金法による遺族基礎年金を受けることができる配偶者は子とみなして、第三号改正後国民年金法第十四条の二第二項の規定を適用する。

3 前二項の場合において、第三号改正後国民年金法第十四条の二第二項の規定の適用に関し必要な読替えその他の必要な事項は政令で定める。（国民年金の保険料の納付の特例）

第十条 平成二十七年十月一日から平成三十年九月三十日までの間、国民年金の被保険者は被保険者であった者（国民年金法による老齢基礎年金の受給権者を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金の被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間（同法第五条第一項に規定する保険料納付済期間をいう。以下同じ。）及び保険料免除期間（同条第二項に規定する保険料免除期間をいう。）以外の期間（承認の日の属する月前五年以内の期間であつて、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅しているものに限る。）の各月につき、当該各月の国民年金の保険料に相当する額を加算した額の国民年金の保険料（以下この条において「後納保険料」という。）を納付することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の承認を行うに際して、同項の承認を受けようとする者が納期限までに納付しなかつた国民年金の保険料であつてこれを徴収する権利が時効によつて消滅していないもの（以下この項において「滞納保険料」という。）の全部又は一部を納付していないときは、当該滞納保険料の納付を求めるものとする。

3 第一項の規定による後納保険料の納付は、先に経過した月の国民年金の保険料に係る後納保険料から順次に行うものとする。

4 第一項の規定により後納保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

5 前項の場合における国民年金法第八十七条の二第二項の規定の適用については、同項中「第九十四条第四項」とあるのは、「第九十四条第四項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十条第四項」とする。

6 第一項の規定により後納保険料を納付した者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十条第一項の規定による納付が行われた」とにより保険料納付済期間」とする。

7 第一項の規定による厚生労働大臣の承認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）」と、同法第二十六条第二項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第一項第二号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十条第七項に規定する権限に係る事務、国民年金法」と、同法第四十八条第一項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

8 国民年金法第一百九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の承認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 第一項の規定による厚生労働大臣の承認の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

10 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

11 前各項に定めるもののほか、後納保険料の納付手続その他後納保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。

第十一條 国民年金法附則第九条の四の三第一項に規定する特定保険料納付期限日までの間ににおける前条の規定の適用については、同条第一項中「限る」とあるのは、「限り、同法附則第九条の四の二第二項に規定する特定期間を除く」とする。

(特定付加保険料の納付)

第十二条 第七号施行日から起算して三年を経過する日（以下「特定付加保険料納付期限日」という。）までの間ににおいて、国民年金の被保険者又は被保険者であつた者（国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料（以下この条及び次条において「付加保険料」という。）を納付する者となつた期間を有する者であつて、付加保険料を納期限までに納付しなかつたことにより公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この項において「平成二十四年改正前国民年金法」という。）第八十七条の二第四項の規定の適用を受けたものに限る。）は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（附則第十四条第一項において「第一号被保険者」という。）としての被保険者期間（政令で定める期間を除く。）であつて、付加保険料に係る保険料納付済期間以外の保険料納付済期間のうち、付加保険料を納期限までに納付しなかつたことによる平成二十四年改正前国民年金法第八十七条の二第四項の規定の適用をしなかつたとしたならば付加保険料を納付する者となつた期間（承認の日の属する月前十年以内の期間に限る。次条において「特定付加対象期間」という。）の各月につき、当該各月の付加保険料に相当する額の国民年金の保険料（以下「特定付加保険料」という。）を納付することができる。

2 前項の規定による特定付加保険料の納付は、先に経過した月の付加保険料に係る特定付加保険料から順次に行うものとする。

3 第一項の規定により特定付加保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の付加保険料が納付されたものとみなす。

4 国民年金法による老齢基礎年金の受給権者（付加保険料に係る保険料納付済期間を有する者を除く。）が第一項の規定による特定付加保険料の納付を行つた場合における同法第四十三条の規定の適用については、同条中「老齢基礎年金の受給権を取得した」とあるのは、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十二条第一項の規定により同項に規定する特定付加保険料を納付した」とする。

5 国民年金法による付加年金（次条において「付加年金」という。）の受給権者が第一項の規定による特定付加保険料の納付を行つたときは、納付が行われた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。ただし、当該受給権者が同条第一項に規定する特定受給者である場合であつて、当該受給権者について、第三項の規定により付加保険料が納付されたものとみなされた当該納付に係る月数が、同条第一項に規定する特例付加納付済期間の月数に満たないときは、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、特定付加保険料の納付手続その他特定付加保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。（特定受給者の付加年金の特例）

7 第十三條 特定付加対象期間を有する者であつて、第七号施行日において当該特定付加対象期間が付加保険料に係る保険料納付済期間であるものとして付加年金を受けているもの（付加年金の全部につき支給が停止されている者を含む。次項において「特定受給者」という。）が有する特例付加納付済期間（特定付加対象期間のうち、第七号施行日において付加保険料に係る保険料納付済期間であるものとされたいた特定付加対象期間をいう。）は、国民年金法その他の政令で定める法令の規定（付加年金に係るものに限る。）を適用する場合においては、特定付加保険料納付期限日までの間、付加保険料に係る保険料納付済期間とみなす。

8 特定受給者の付加年金については、前条第五項の規定により改定された場合を除き、特定付加保険料納付期限日の属する月の翌月に、年金額を改定する。

第十四条 平成二十八年七月から令和十二年六月までの期間において、五十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間（三十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。以下この項において同じ。）がある第一号被保険者又は第一号被保険者であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は同法第九十条第一項に規定する学生等（以下この項において「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、同法第八十八条第一項の規定にかわらず、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（同法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 国民年金法第九十条第一項第二号及び第三号に該当するとき。

三 国民年金の保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

4 国民年金法第九十条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

5 第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた者及び同項の規定により納付することを要しないものとされた保険料については、国民年金法その他の法令の規定を適用する場合においては、同法第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた者及び同項の規定により納付することを要しないものとされた保険料とみなすほか、これららの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 第一項の規定による厚生労働大臣の申請の受理及び処分の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）」と、同法第二十六条第二項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第一項第二号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する権限に係る事務、国民年金法」と、同法第四十八条第一項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

7 第一項の規定による厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

8 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局长に委任することができる。

9 第一項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。（指定全額免除申請事務取扱者の事務の特例）

10 第十五条 第二条の規定（附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の国民年金法（第四項において「第五号改正後国民年金法」という。）第一百九条の二第一項に規定する指定

全額免除申請事務取扱者は、同項に規定する事務のほか、前条第一項各号のいずれかに該当する国民年金法第七条第一項第二号に規定する第一号被保険者又は第一号被保険者であった者（厚生労働省令で定める者に限る。以下この条において「納付猶予要件該当被保険者等」という。）の委託を受けて、納付猶予申請が受かったものとみなす。付猶予申請」という。」を行うことができる。

2 納付猶予要件該当被保険者等が指定全額免除申請事務取扱者に納付猶予申請の委託をしたときは、前条第一項の規定及び同条第二項において準用する国民年金法第九十条第二項の規定の適用については、当該委託をした日に、納付猶予申請があつたものとみなす。指定期全額免除申請事務取扱者は、納付猶予要件該当被保険者等から納付猶予申請の委託を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該納付猶予申請をしなければならない。

3 指定期全額免除申請事務取扱者が行う納付猶予申請は、第五号改正後国民年金法第四百九条の二第一項の事務とみなして、同条第四項から第八項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。（この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。）

4 指定期全額免除申請事務取扱者が行う納付猶予申請に関する事務は、第五号改正後国民年金法第二百九条の二第一項に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定する延滞金（第十五号にあっては、加算金。以下この条において同じ。）のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものに適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

第十七条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定する延滞金（第十五号にあっては、加算金。以下この条において同じ。）のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものに適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

一 第一条の規定による改正後の国民年金法附則第九条の二の五（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十二年法律第三十七号。以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。）第六条第二項の規定により国民年金法の規定の例によることとされる場合を含む。）国民年金法第九十七条第一項（同法第二百三十四条の二第一項において準用する場合及び第二百三十七条の二十一第二項において読み替えて準用する場合並びに年金給付遅延加算金支給法第六条第二項の規定により国民年金法の規定の例によることとされる場合を含む。）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二十六年六月一三日法律第六九号）抄
(施行期日)
(経過措置の原則)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁判を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則 （平成二七年五月一九日法律第三一号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十一条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

附 則 （平成二七年九月九日法律第六五号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第六条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第十九条第一号及び別表第一の改正規定に限る。）並びに附則第十五条第一項、第十六条、第十九条及び第二十九条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

附 則 （平成二八年六月三日法律第六六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中確定給付企業年金法第七十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十九条及び第八十二条の二の改正規定並びに第六条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十条第八項及び第四十一条第三号の改正規定並びに附則第九条の規定 平成二十八年七月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めることは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)
第八条 この法律の施行の際現に第七条の規定による改正前の国民年金法（以下この条において「改正前国民年金法」という。）第一百二十四条第二項ただし書の規定により選挙された国民年金基金の理事である者は、施行日に、第七条の規定による改正後の国民年金法（次項において「改正後国民年金法」という。）第一百二十四条第二項ただし書の規定により国民年金基金の理事として選挙されたものとみなす。この場合において、その選挙されたものとみなされる者の任期は、同条第七項の規定にかかわらず、施行日における改正前国民年金法第一百二十四条第二項ただし書の規定により選挙された国民年金基金の理事としての任期の残任期間と同一の期間とする。

二 第二項ただし書の規定により選挙された国民年金基金の理事として選任されたものとみなされる者の任期は、同条第七項の規定にかかわらず、施行日における改正前国民年金法第一百三十七条の十二第二項ただし書の規定により選任された国民年金基金連合会の理事である者は、施行日に、改正後国民年金法第一百三十七条の十二第二項ただし書の規定により選任された国民年金基金連合会の理事として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、同条第七項の規定により選任された国民年金基金連合会の理事としての任期の残任期間と同一の期間とする。

第九条 この法律の施行の際現に改正前国民年金法第一百三十七条の十二第二項ただし書の規定により選任された国民年金基金連合会の理事である者は、施行日に、改正後国民年金法第一百三十七条の十二第二項ただし書の規定により選任された国民年金基金連合会の理事として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、同条第七項の規定により選任された国民年金基金連合会の理事としての任期の残任期間と同一の期間とする。

第十一条 この法律（附則第一条第二号から第四号までに掲げる規定にあっては、当該規定（以下この条において「改正後国民年金法」という。）第六条第二項各号に掲げる事項その他必要な事項（次項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。）に規定する改正後の国民年金法（以下この条及び次条において「改正後国民年金法」という。）第二十七条の三第一項に規定する基準年度が平成三十年度前である者に対する改正後国民年金法第二十七条の五（改正後国民年金法又は他の法令において、同条の規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、改正後国民年金法第二十七条の五第一項第二号中「基準年度における」とあるのは「平成三十年度である」と、同号イ中「基準年度」とあるのは「平成三十年度における」とあるのは「平成三十年度における」と、同号イ中「基準年度」とあるのは「平成三十年度」とする。

第十二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十一年法律第二百二十二号）第六条第二項各号に掲げる事項その他の必要な事項（次項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 第一条の規定による改正後の国民年金法（以下この条及び次条において「改正後国民年金法」という。）第二十七条の三第一項に規定する基準年度が平成三十年度前である者に対する改正後国民年金法第二十七条の五（改正後国民年金法又は他の法令において、同条の規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、改正後国民年金法第二十七条の五第一項第二号中「基準年度における」とあるのは「平成三十年度である」と、同号イ中「基準年度」とあるのは「平成三十年度における」とあるのは「平成三十年度における」と、同号イ中「基準年度」とあるのは「平成三十年度」とする。

（検討）

第十三条 政令は、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置）を定める。

附 則（平成二十八年一月二十四日法律第八四号）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十九年八月一日から施行する。

（国の負担等に係る費用の財源に関する経過措置）

2 平成二十九年八月一日から社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行日の前日までの間は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

附 則（平成二八年一二月二六日法律第一一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

（施行期日）

二 第七条の規定 平成二十九年四月一日

（施行期日）

三 略 第一条中国民年金法第二十七条の三第一項、第二十七条の四及び第二十七条の五の改正規定並びに第三条中厚生年金保険法第四十三条の三第一項、第四十三条の四及び第四十三条の五の改正規定並びに同法附則第十七条の七第四項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定、附則第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十三条の規定 平成三十一年四月一日

五 第一条中国民年金法第五条第一項の改正規定、同法第八十七条第三項の表の改正規定、同法第八十七条の二第二項の改正規定、同法第八十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第八十九条第一項、第一百六条第一項及び第一百八条第二項の改正規定並びに同法附則第五条第十一項の改正規定並びに附則第四条及び第十一条の規定 平成三十一年四月一日

（国民年金法等の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第一百二十三条 前条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の国民年金法第三十六条の三第一項の規定は、令和元年八月以後の月分の国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給停止について適用し、同年七月以前の月分の当該障害基礎年金の支給停止については、

（前条（第五号に係る部分に限る。）の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、国民年金の保険料を納付すること

六 第二条及び第四条の規定並びに附則第十二条中国民年金法等の一部を改正する法律（平成二年法律第十八号）附則第二十一条第四項の改正規定（同項中「又は第三項」を削る部分に限る。） 令和三年四月一日

第七条 第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十一年法律第二百二十二号）第六条第二項各号に掲げる事項その他の必要な事項（次項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第八条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十一年法律第二百二十二号）第六条第二項各号に掲げる事項その他の必要な事項（次項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七条の規定（公布の日から四まで略）

五 第一条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第四条中厚生年金保険法附則第二十九条第四項の改正規定、第七条の規定、第十一条中政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項第二号の改正規定、第十五条中国家公務員共済組合法第九十九条、第一百二条第三項及び第一百二十四条の三の改正規定並びに同法附則第二十条の二第四項の改正規定（同項の表第一百十一条第二項の項の改正規定を除く。）、第二十一条中確定拠出年金法附則第三条第一項第三号の改正規定、附則第三条から第五条まで、第十条、第二十八条、第四十六条及び第四十七条の規定、附則第四十九条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。第九号及び附則第四十九条において「平成八年厚生年金等改正法」という。）附則第五十四条の改正規定並びに附則第五十五条中平成二十四年一月一日施行の改正規定（令和三年四月一日）

六 第二条中国民年金法第三十六条の三第一項及び第三十六条の四の改正規定、第十二条中特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条及び第十条第一項の改正規定並びに附則第五十条第一項、第十三条、第十五条第一项及び第二十条第一項の改正規定（令和三年八月一日）

七 及び八 略

九 第三条 第五条、第十六条、第十八条及び第二十五条並びに附則第七条、第十二条、第十八条、第二十三条、第四十三条及び第四十五条の規定、附則第四十九条中平成八年厚生年金等改正法附則第三十三条の二の改正規定並びに附則第五十条、第五十二条及び第五十四条の規定（令和五年四月一日）

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るために改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百十二号）第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項（次項及び第四項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の検討は、これまでの国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第六条の二第一項に規定する調整期間の見通しが厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整

期間の見通しと比較して長期化し、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四号）附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率に占める同項第一号に掲げる額に相当する部分に係るものが減少して

いることが示されていることを踏まえて行うものとする。

4 政府は、国民年金の第一号被保険者に占める雇用者の割合の増加の状況、雇用によらない働き方をする者の就労及び育児の実態等を踏まえ、国民年金の第一号被保険者の育児期間に係る保険料負担に対する配慮の必要性並びに当該育児期間について措置を講ずることとした場合における

その内容及び財源確保の在り方等について検討を行うものとする。

5 政府は、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行って、これに対する

支援を公平に受けられるようする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる

中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必

要な措置を講ずるものとする。

（寡婦年金に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の国民年金法第四十九条第一項の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下「第五号施行日」という。）以後に死亡した同項に規定する夫について適用し、第五号施行日前に死亡した第一条の規定による改正前の国民年金法第四十九条第一項に規定する夫に係る寡婦年金の支給要件については、なお従前の例による。（国民年金保険料の免除に関する経過措置）

第四条 第一条の規定による改正後の国民年金法第九十条から第九十条の三までの規定、第七条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条の規定及び第十二条の規定による改正後の政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条の規定は、令和三年における国民年金法第九十条第一項第一号、国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項第一号及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める月の翌月以後の期間に係る国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料について適用する。（国民年金法による脱退一時金の額に関する経過措置）

第五条 国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間（同法第七条第一項第一号に規定す

る第一号被保険者に係るものに限る。）同法第五条第四項に規定する保険料四分の三免除期間、

同条第五項に規定する保険料半額免除期間及び同条第六項に規定する保険料四分の一免除期間が

令和三年四月前のみの期間である場合における同法による脱退一時金の額については、なお従前

の例による。（老齢基礎年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第六条 第二条の規定による改正後の国民年金法第二十八条の規定は、この法律の施行の日（以下

「施行日」という。）の前日において、七十歳に達していない者について適用する。（七十歳に達した日後の老齢基礎年金の請求に関する経過措置）

第七条 第三条の規定による改正後の国民年金法第二十八条の規定は、附則第一条第九号に掲げる

規定の施行の日（以下「第九号施行日」という。）の前日において、七十一歳に達していない者

について適用する。（罰則に関する経過措置）

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に

過していない者について適用する。（昭和六十年国民年金等改正法による支給の繰下げに関する経過措置）

第四十四条 附則第四十二条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五

項の規定は、施行日の前日において、老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経

受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の昭和六十年国民年金等改正法による老齢基礎年金の請求に関する経過措置)

第四十五条 附則第四十三条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項の規定は、第九号施行日の前日において、老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

第八十一条 この法律の施行の際現に担保に
(受給権の保護の例外に関する経過措置)

(受給権の保護の例外に関する細道措置)
第八十一条の施行の際は、当該年金に供されている年金である給付若しくは補償又は保険給付の実施特別加算金若しくは給付延滞特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前のままであることにより且保証共することができる。

第一條（施行期限）

（令和三年五月一九日法律第三七号）抄
期日　この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

則 令和三年五月一九日法律第三十七号抄

2 付則第三十六条第一項、第七十条第一項及び第七十一条第一項に規定する申込みに係る年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお前述の例により担保に供することができる。

3 附則第五十五条の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第二百二十二条の規定により附

一號は定
第四 第

二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）に附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第

七十一

二十三条までの規定
に関する経過措置

（受給権の保護に関する特例）
定による改正前の厚生年金保険法第四十一条第一項の規定は、なおその効力を有する。

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十一
經過措

条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する置を含む。）は、政令で定める。

第七十三

条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏
名又は^{ナニ}反名で表記^{シテ}ることのできる利用して当該個人を識別^{シテ}できるよう^{シテ}するため、個人の氏

名を平
氏名を
一年以
講ずる

（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
則 平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置をものとする。

1
（施行期）

期日は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

一
附

第五十九条の規定による
公布の日

第一条

期日)この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

三
次
一
及
び
号
に
定

二二一 略
二二二 令和六年一月一日から施行する。
二二三 令和六年一月一日から施行する。

三

第九条の規定並びに附則第二十四条、第六十六条から第六十九条まで及び第七十一条から

第十一章

七十四条までの規定に関する経過措置(付則第2)

第七十回
同じ。
おける。

この法律の施行後にしていた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日ににおいて本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第七条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

附 則（令和六年六月一二日法律第四七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定（この法律の公布の日）

二から五まで 略

六 次に掲げる規定 令和八年十月一日

イ 略

ロ 第九条及び附則第十条の規定

(罰則に関する経過措置)

第四十五条 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定について、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和六年六月一四日法律第五二号）抄

(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定 公布の日